

330.59-N6856-T



1200700576230

報年濟經本日

輯三第年五十和昭

(るよに料資の旬下月八年五十一一旬上月六年五十)

輯二十四第

號輯特制體新

編社報新濟經洋東





東洋經濟新報社編

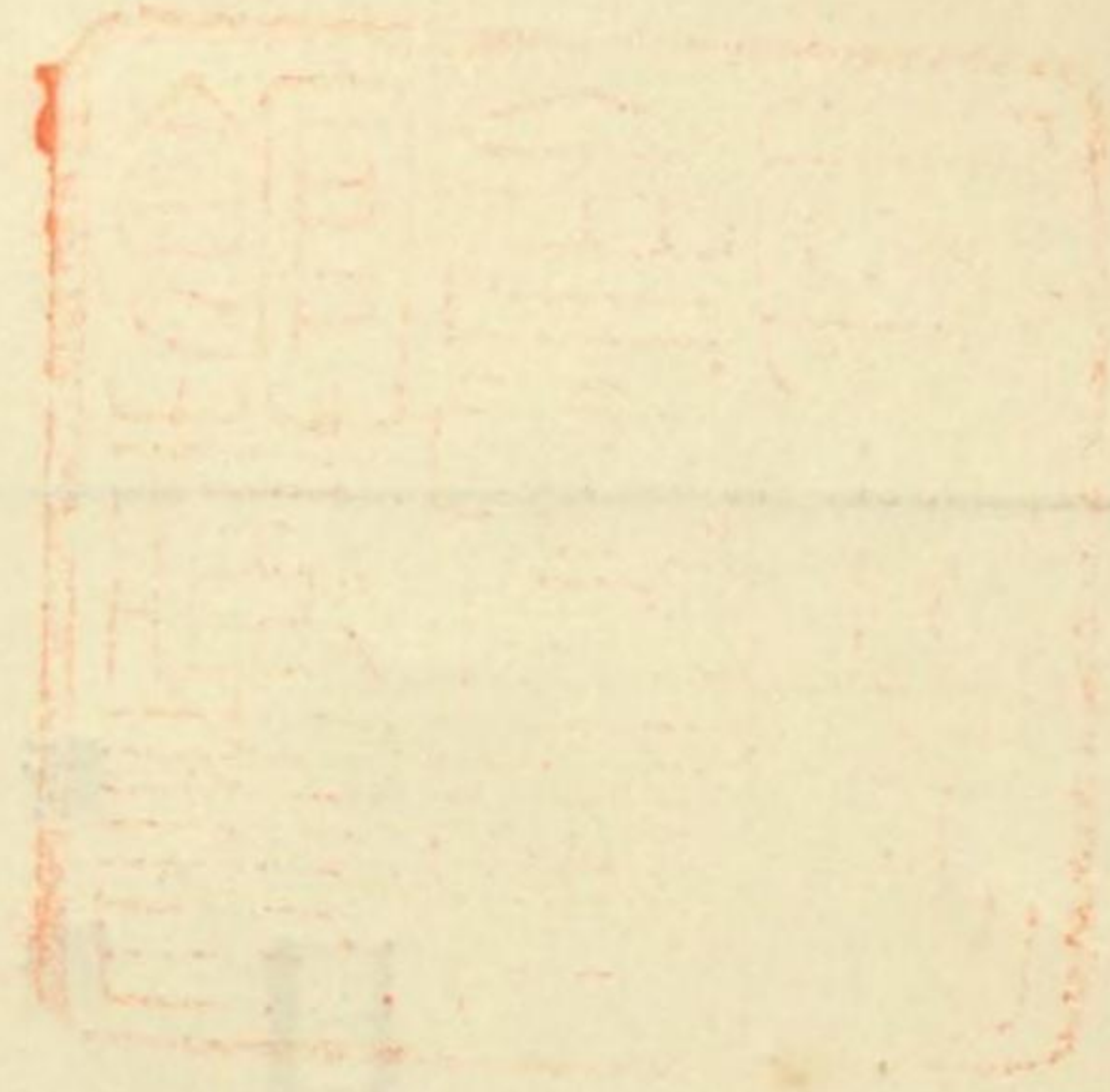
新體制特輯號

日本經濟年報 第四十二輯

—昭和十五年第三輯—

東洋經濟新報社

330.59
N6856
TII



117431

新體制特輯號發行に際して

滿洲事變前後から擡頭した「昭和維新」や「日・滿・支統制經濟」、「日本經濟の再編成」等々の思想と實行運動とは、いまや支那事變の第四年に當り、第二次世界大戦のまつただに在つて、一つの「國民運動」、「國民組織」として「新體制」のなかに凝集しようとしてゐる。「新體制」は滿洲事變前後からの日本政治・經濟の發展が生んだ、歴史的必然と言ひ得るであらう。併しながら「新體制」はまだ「理念」と「構想」と實行運動への發端とに止つてをり、それが具體的な組織と構成とを以つて活動するに至るのは、なほ將來に屬する。國民の政治・經濟・文化生活の上に、現實に如何なる影響を及ぼすかといふことも、まだ明かではなく、それだけにまた、「新體制」の眞意義を知らうとする國民の熱望も、一層切實なるものがあらう。

この際、「新體制」の意義とそれが國民の政治・經濟生活を如何なる方向

に導くものであるかを究明することは、本年報としても果さねばならぬ役目だと考へ、ここに「新體制特輯號」を編輯した次第である。第一部「新政治體制の歴史的意義」と第二部「新體制下の日本經濟」とが、その特輯の部分に當る。

第三部「新秩序胎動下の世界情勢」、第四部「展開途上の東亞新體制」、第五部「日本經濟各部門の分析」は、内外政治・經濟の動きを四半期毎にまとめて報告するといふ、本年報本來の任務に屬する部分だが、やはりその部分もまた、世界、東亞、日本の當面の動きを我が「新體制」との關聯に於て取扱つてをり、この問題の検討に役立つものである。

昭和十五年九月

東洋經濟新報社

日本經濟年報第四十二輯 目次

第一部 新政治體制の歴史的意義……………三

序……………

第一節 國防國家と經濟に對する政治の優位……………一六

- 一、國防國家の本質……………一六
- 二、經濟國家、社會國家と國防國家……………一八

第二節 滿洲事變後の政治と經濟の相剋……………三

- 一、滿洲事變と軍部の政治的自覺……………三
- 二、五・一五事件と政黨の凋落……………二六
- 三、二・二六事件と國防國家への推進……………三〇

第三節 新黨運動とその必然性……………三四

一、軍部・官僚・政黨三勢力の均衡	三四
二、支那事變と國家總動員法を背景とした官僚の擡頭	三五
三、國民再組織の要請と失敗	三九

四

第四節 胎動する新政治體制	四一
---------------	----

一、内閣強力化への過程	四一
二、強力内閣への希望と近衛内閣の成立	四三
三、政黨の解消と革新	四七

第五節 新政治體制の展開と實踐	五〇
-----------------	----

一、統帥と國務の統合	五一
二、政府部内の統合	五三
三、議會制度の改革	五四
四、國民組織の問題	五六

第二部 新體制下の日本經濟	六五
---------------	----

第一節 新經濟體制への要請	六五
---------------	----

一、新經濟體制の理念と問題	六五
二、新體制に於ける政治力	六八
三、經濟に對する國防國家の要求	七〇

第二節 強力軍備の確立と經濟力	七六
-----------------	----

一、我が軍備の目標と軍事費の目安	七六
二、軍事費と我國の經濟力	八〇
三、軍備の充實と國民生活	八四

第三節 重工業化と自給自足への道	八七
------------------	----

一、軍備の充實と産業再編成	八七
二、我が重工業の躍進と産業構成の變化	九一
三、我國重工業の國際的水準	九六
四、原料自給と大東亞共榮圈への志向	一〇一

第四節 新經濟體制と日本經濟の將來	一〇二
-------------------	-----

五

第三部 新秩序胎動下の世界情勢……………二二三

第一節 崩壊を急ぐ歐洲の舊秩序……………二二三

一、佛蘭西共和國の没落……………二二三

(A)佛蘭西の没落を導いた伊太利の参戦―(B)佛蘭西共和國の没落―(C)獨佛、伊佛協定の成立……………二二三

二、大英帝國の窮境……………二二五

(A)佛の屈伏と英の焦燥―(B)英獨死闘戰の展開と英國の窮境―(C)英米聯合による對獨攻勢への途……………二二五

三、歐洲の食糧饑饉に期待する英國最後のライン……………二三〇

四、人口二億を誇るソ聯の膨脹……………二三八

(A)沿バルチック三國の制壓―(B)ベッサラビヤ、ブゴヴィナの占有―(C)人口二億の社會主義聯邦へ……………二三八

第二節 歐洲廣域經濟と米國經濟……………二四三

一、獨逸の目指す新經濟秩序……………二四三

(A)歐洲廣域經濟圏の性格―(B)既に經濟圏の基礎確立さる……………二四三

二、米國景氣の現状と金の將來……………二五一

(A)穩健な動きを見せる景氣基調―(B)米國金政策の將來……………二五一

第四部 展開途上の東亞新體制……………一六三

第一節 和平問題と重慶……………一六四

序……………一六四

一、援蔣ルート遮斷の意義……………一六四

(A)佛印ルート完全に遮斷さる―(B)緬甸・香港ルートの重要性―(C)西北・浙贛ルートの問題……………一六四

二、英國極東政策の轉換……………一七〇

(A)天津租界問題解決さる―(B)英國の後退と米國の立場―(C)英國支那駐屯軍の引揚げと上海租界問題……………一七〇

三、動搖深刻な重慶政權……………一七八

(A)七中全会とその後の情勢―(B)國共問題と和平への途……………一七八

第二節 法幣崩落下の支那經濟……………一八五

一、五月二日の統制賣停止……………一八五

二、貿易統計は修正を要す……………一八七

三、四月の入超激増……………一九三

四、上半期貿易の内容……………一九四

五、重慶政府の公債増發……………

第三節 インフレ抑制下の満洲經濟……………

一、資金計畫の大壓縮……………

二、輸入統制の進展……………

第五部 日本經濟各部門の分析……………

第一節 新政治體制と財經策の進路……………

一、第二次近衛内閣の誕生……………

二、新内閣施策の方向……………

三、外交の轉換と共榮圈への發展……………

四、生産活動の停滯顯著……………

五、インフレ懸念解消せず……………

六、財經策の基準……………

七、共榮圈成立の限界……………

八、新體制と經濟の編成替……………

第二節 英國の危機と我貿易の前途……………

一、英獨決戦と日本貿易……………

二、貿易の前途樂觀を許さず……………

(A) 上半期の貿易実績 (B) 貿易額減退の徴候

三、上半期地域別貿易の特徴……………

(A) 對滿支出超の依然たる増勢 (B) 歐洲北米貿易の不振

四、貿易品に見られる上半期貿易の特徴……………

五、英國爲替管理の強化と我が對磅域貿易の前途……………

(A) 英國爲替管理の動向 (B) 英爲替管理強化の持つ意味 (C) 我が對英帝國貿易にどう響くか (D) 對

英地域別貿易調整の問題

六、貿易の計畫的統制益を強化されん……………

第三節 産業新體制への要請と現實……………

一、近衛内閣の産業政策……………

二、十五年物動計畫の示唆……………

三、奢侈品禁止とその影響……………

四、生産指數の減退とその意味……………

五、利潤率低下傾向の顯著化……………二七三

第四節 新體制下の労働問題……………二七五

一、労働動員計畫は遂行され得るか……………二七六

(A)本年度労働動員計畫成る―(B)昨年度の実績と給源の實情

二、新賃銀制度確立の急務……………二八二

(A)改訂初給賃銀の決定―(B)閣横行下の労働者生活―(C)適正賃銀制確立の急務

三、國民的労働組織への展望……………二九〇

(A)労働組合の挽歌―(B)新體制と産報會

第五節 農業再編成への途……………二九五

一、事變下に於ける農業労働力の不足……………二九五

二、農業に於ける機械の導入……………三〇一

三、農業再編成の中心點……………三〇九

附 録

一、重要經濟統計表……………三一五

二、昭和十五年第三輯日誌……………三四五

新體制特輯號

日本經濟年報

昭和十五年六月旬より
昭和十五年八月下旬の資料

第一部 新政治體制の歴史的意義

序

近衛總理大臣の八月二十八日の聲明が言ふ通り、『新體制』は高度國防國家の體制であり、今日の我が國が高度國防國家の體制を確立せねばならぬといふ要請は「一内閣、一黨派、一個人の要請を遙に超えたる國家的要請である」。そして『今我が國が、かくの如き強力なる國內新體制を確立し得るや否やは、正に國運興隆の成否を決定するものといはねばならぬ』のである。

だから新體制の確立は新體制運動の『中核體』に屬する人々だけの關心事でもなければ、單にいはゆる『革新的陣營』乃至はいはゆる『現状維持的支配層』の問題でもない。それはまさに一つの『國民運動』でなければならず、従つて新體制は全國民の問題でなければならぬ。いな、『國民運動』であるからといふばかりでない。現實の國民の政治、經濟、文化生活の上に、『新體制』が今後ひし／＼と影響して來るであらうといふ意味からも、新體制は國民の重大關心事とならざるを得ないだらう。

のみならず、新體制はまだ出来上つたものではない。その構想の輪廓は八月二十八日の近衛首相の聲明に示されてゐるが、併しそれが具體的に出来上るのは、まだこれからである。具體的に如何なる形式と内容とを持つた新體制が創られ、國民の生活がどう導かれるかは、なほ將來のことに屬する。そこに、新體制に對するより一層の關心の拂はるべき理由がある。

新體制が高度國防國家體制であることは明かだが、新しい政治の組織、新しい經濟の組織を具體的にどうするか、さうした組織の上に立つて具體的に如何なる政策を實行するかについては、未だ今後の検討に待たねばならぬし、その點になると、國民の階層により、『職能』により、或は個人によつて意見を異にすることがあり得るだらう。新體制が我國の當面する政治・經濟的必要と、過去の、殊に滿洲事變以來の政治・經濟の史的發展との中から生まれるものであることは確かである。また、歴史そのものは一つであり、現在の政治・經濟情勢も亦二つはあり得ないのだが、併しそれに對する認識は各人によつて異り得るし、更に、個々の具體的政策については、より一層多くの異つた意見を生じ得る筈だからである。併し、高度國防國家體制といふ方向に従つたものである限り、具體的問題についての種々なる意見の相違は、今日に於てもなほ許さるべきであらうし、寧ろさういふものを統合するのでなくては、眞の『國民運動』としての新體制は完成されないであらう。

が、それは兎に角として、我國の政治的、經濟的發展途上に於ける一つの必然として『新體制』の意義を明かにすることは、この際本年報としても當然果すべき役目であらう。そこで、本輯に於て、新體制の問題を取上げるわけだが、先づこの第一部では新政治體制の問題を取扱ふことにする。

即ち、こゝでは新政治體制が、我國の政治的發展の上に如何なる必然性を以て生まれて來たかを明かにするのが、それには先づ新體制、即ち國防國家の意義を明かにし、次で、滿洲事變以來の政治と經濟との、或は『現状打破的』勢力と『現状維持的』勢力との對立相剋を顧みることが必要である。この史的經過を顧みなければ、そしてそこに盛られた血なまぐさい事件の數々——五・一五事件、二・二六事件等々——を顧みなければ、支那事變勃發以來三年有餘を経た今日にいたつて始めて、新體制運動が起されねばならない理由も、明かにはならぬだらう。また、この新體制の眞の意義も明白にされないだらう。かうした點を明かにした後、新政治體制が今後の國民生活を導くべき方向について論じたいと思ふ。

而して經濟の部面で新體制が如何なる意義、役割を果し、國民の經濟生活を如何に導くかといふ點は、第二部に於てこれを取扱ひ、また新體制と當面の各經濟部門との關聯については、第五部『各經濟部門の分析』に於ても觸れることとした。

第一節 國防國家と經濟に對する政治の優位

一、國防國家の本質

現代國家の歴史的な性格は「國防國家」と呼ばれる。「たゞかひは創造の父、文化の母である」といふヘラクレイトス流の鬪争的社會觀から出發して、「國防は國家生成發展の基本的活力の作用である。従つて國家の全活力を最大限度に發揚せしむる如く、國家及び社會を組織し、運営する事が、國防國策の眼目でなければならぬ」と、國防國家觀を夙に強調したのは外ならぬ我が陸軍であつた(昭和九年十月十日「國防の本義と其強化の提唱」)。

更に近くは、國民期待の裡に登場した近衛首相が親任式の翌日(七月二十三日)新聞記者團と會見の際「當面の政策重點を何處に置くか」と問はれたのに對して、「大ざつぱに言つて世界情勢に鑑みて國防の充實と言ふ事に第一の重點を置く。國家の總力は此の大きな目標のもとに綜合し、統制し、一方外交方面に於いてはその刷新を圖る。國防第一の方針のもとに總てやつて行くことになれば、國民

生活の上にも苦痛を忍んで貫はねばならぬ。併し國民生活の最少限度は確保する」と答へ、國防國家建設を政治的指導精神としてゐる。また七月二十七日復活開催された大本營政府連絡會議では、政府側提出の「高度國防國家建設を目標とする基本國策要綱」が完全に意見の一致を見た後發表された。

國民も亦現代國家は國防國家である事を知つてゐるし、日本を國防國家たらしめねばならぬ事を感じてゐる。併し、「國防國家とは何か」と問はれる場合、これに就いて具體的な解答を與へ得る人は少いであらう。即ち、氣分的に既知のものたる「國防國家」も、概念的には不知のものとなる。そこで我々は氣分的に知られた「國防國家」を概念的に認識す可く進まねばならぬ。それは一見餘計な事だとされ易いが、併し自明な事を反省する事に依つて事態の本質を覗き得るとすれば、此の迂路も亦徒勞に歸する事はなからう。

國防國家がある以上、非國防國家がなければならぬ。而も「國防」とはゼークト將軍の言に俟つまでもなく、「純然たる軍事的概念であるよりは、むしろ多分に政治的意味を有する。軍の問題が政治と極めて密接なる聯關を有することは否定し得ない事實である」。否國防とは全く政治的概念だ。蓋し「戰爭は政治的交通の一手段に過ぎず、それ故に決して獨立なるものではない」し、また「戰爭は他の手段を用ひる所の政治關係に過ぎぬ」からだ。(ゼークト「一軍人の思想」、岩波新書、クラウゼヴィツ

で、國防國家を非國防國家から區別するものは政治と言ふことになる。而も國家自身、政治と關はる所なくして考へ得ないものとすれば、兩者の區別は政治と他のものとの關係に於いて捉えられねばなるまい。所で政治と共にすぐれて現實的なるものは經濟であつたが、政治と經濟の兩者の制約關係を中心にして國防國家と非國防國家の區別を考へるならば、前者にあつては政治は經濟に對して優位を示し、後者にあつては經濟が政治の制約者だと言へよう。即ち、國防國家にあつては國家が經濟の統制者として現はれ、非國防國家にあつては國家は經濟に従つて行くものとされよう。

二、經濟國家、社會國家と國防國家

けれども國家が經濟の統制者として現はれるのは國防國家に限らなかつた。資本主義經濟が發達して一定の段階に入るや一方で生産が社會化され、他方では私的領有が依然として繼續すると云ふことが、一つの矛盾として指摘され、人々が獨占資本主義と呼ぶ所のものが、最も甚だしくかゝる矛盾に悩むといふ事が指摘されるに至つた。而して國家は、かゝる矛盾克服者としての役割をも果さねばならぬことになり、そこから經濟に對する政治の優位と云ふ事實が生ずるに至つた、と言はれる。従つ

てもはや其處ではレッツセ・フェールの經濟政策は採用せられなくなつたのである、と説明される。

『經濟國家論』乃至『社會國家論』と呼ばれるものはかゝる現實の變轉に照應せるものと云ひ得るだらうが、一九二〇年臺に叫ばれた、ドイツ銀行界の指導者ゴールドシュミットの『經濟國家論』は資本家の稱へたものだけに興味深い。それには次の如く記されてゐる。

「國家は……ます／＼吾々經濟生活の決定要素になりつゝある。國家は家賃を決定し、住宅建築を決定し、鐵、石炭、加里の價格を指定し、最も大規模の企業を經營し、各々銀行業及び信用業に關與し、所得に従つて課税する許りでなく元金にも課税し、中央から獨裁的に賃銀及び労働時間を決定する。」(掘貫著『政治と社會』の引用による)。

更にまた同じ頃反對側の社會民主主義者ヒルファデーニングが述べてゐる處は『社會國家論』の典型とも言ひ得るだらうが、それは次の如くだ。即ち

「私は經濟と國家とのます／＼成長しゆく融合、その相互關係を強調した。私は貨幣政策に對する國家の支配を思ひ出す……私は租稅政策、商業政策を思ひ出す……吾々は最近に於ける穀物價格の異常なる騰貴を経験した。そしてパン及び肉の價格は經濟的價格であるばかりでなく、政治的勢力關係に依りて決定せらるゝ政治的價格である事を大衆に知らしめねばならぬ。然し、一層重要な且つ新たな問題は、直接プロレタリアートの運命に關する領域、即ち労働市場の領域に對する國家の統制である。吾々は革命の御蔭で失業保險を有する。これは労働市場に於ける需要と供給との決定された統制を意味する。吾々は賃銀契約制度、調停裁判所に依つて賃

銀及び労働時間の政治的統制を有する。労働者の個人的運命は、國家の行使する政治に依つて決定される。」
(堀真琴著前掲書より)。

二〇

ドイツの資本及び労働兩階級層の代辯者は共に國家の經濟に對する統制者としての性格を強調したのであつたが、これはまた經濟に對する政治の優位を認める立場でもあつた。

では一體同じ政治の經濟に對する優位、即ち國家の經濟の統制者としての登場を認めるならば、國防國家と非國防國家の區別は成立しないではないか。かくて、吾々は最初に措定した兩者の區別を今や撤回しなければならず、更に國防國家を經濟國家乃至社會國家に代置又は並列せしめても好い様である。が、國防國家を社會國家、經濟國家と區別して考へようとするれば、兩者の相異は政治の經濟に對する徹底的優位と言ふ量的差異に過ぎなくなる。併し、我々が此の場合言はんとする處は、國防國家の最も本質的とされる性格が政治の經濟に對する壓倒的優位にあると言ふ事だ。更にまたかかる政治と經濟の制約關係を國家の凡ゆる機關に向つて貫申せしむると共に、在來の凡ゆる勢力をかかると體統に構成せしめんとする處に、國防國家建設を繞る諸課題を見出さんとするのである。

かかる國家の政治を中心とした一元化に成功したものととして、ナチス・ドイツとアアツシズム・イタリーを擧げる事が出来る。更に違つた意味で同じ建設に従つてゐるものとして、ソヴェート・ロシ

アを加え得よう。併し、日本の場合はナチス・ドイツの方式であつてはならぬし、ファシズム・イタリーや、ソヴェート・ロシアの方策は日本のものではない。即ち、此の意味では歴史は繰返さないと言はれねばならず、日本は獨自の方式に依つて國防國家建設に向はねばならないのである。

夫はつまり、先に指摘した政治と經濟乃至文化の徹底的一元化と言ふ作用關係を日本の有つ原理に依つて行ふと言ふ事に外ならない。此處に現在問題となる所謂『新體制』の課題があると言つて差し支えあるまい。新體制と言はるる限り舊體制を考へねばならず、新政治體制と云はるる限り舊政治體制をまづ省みる必要があらう。新體制は現在から未來へつながるものだとすれば、舊體制は過去から現在につながるものだとされよう。従つて新舊兩體制共にその地盤を現在の中に有つてゐる。つまり現在の政治體制は新舊兩體制を含んで居り而も國防國家建設に向ふ政治體制が、新政治體制と呼ばれるならば、新政治體制は當然現在の政治體制を政治の經濟に對する優位の原理に徹せしめる事であらう。政治の再編成亦は新政治體制と呼ばれるものは、此の事を示してゐると我々は考へて良いであらう。

第二節 滿洲事變後の政治と經濟の相剋

我々は今まで餘りにも抽象的な國防國家論を語りすぎた様だし、またその本質を『政治の經濟に對する優位』と言ふ形式的關係に求めすぎた様でもあつた。しばらく、かかる形式論を離れて、日本の現在を政治の動向に即して考へて行こう。

日本の現在は日々變つて止まないから、今日の日本も明日は過去の日本となるであらう。と言つて現在の日本を捉へなければ、我々は日本を永遠の流れに放置する事になる。かかる途から脱却するため、現代の日本を滿洲事變以降に限ることにするが、實に滿洲事變以降現在に至るまでの動向は、一貫してそれ以前の動きと區別される。そしてかかる社會的潮流は政治の部面に集中的に現はれて、注目すべき諸種の事件とそれに伴ふ政治集團の隆替を生起したのであつた。我々はかかる歴史を振返つて、政治の經濟に對する優位性が如何なる政治勢力を中心に行はれて來たかを見ることにする。

一、滿洲事變と軍部の政治的自覺

昭和六年九月十八日午後十時三十分、我鐵道守備隊と滿鐵線爆破を企てる奉天北大營の東北陸軍第一旅兵との間に交戦が開始された。歴史は凡てかかる偶然的事件を發端とするもの様であるが、それは兎も角、此の衝突は擴大して、翌七年一月三日我軍は錦州に入城、此の間日本軍側死傷者合計九百一名の犠牲を生みつつ、滿洲國建設の地盤は固められた。即ち建國式の舉行されたのは昭和七年三月一日である。

滿洲事變に對する解釋は種々あるであらう。例へば、橘樸氏によれば、次の如くである。

「それ(滿洲事變)は資本主義日本の國民經濟に行詰りを生じたためである。國民經濟の行詰りを意識して焦慮する日本の資本家及び労働者農民は、一九二九年秋以來の世界的經濟恐慌に襲はれて一層苦しんで居る處に、支那殊に滿洲に於ける政權の馬車馬的な對日進攻が起つた。日本國民の廣汎なる層から支那に對する強硬政策を支持する輿論が、極めて短期間に湧き起つたのは、實に前記の如き餘儀なき理由に依るものであり、隨つて餘程の決心と用意とを有するものに非ざる限り、これを抑壓することは出來ない。」(橘樸著「滿洲と日本」一七一頁)。

勿論之が滿洲事變の全面的解釋だと言ふのではない。然し世界恐慌渦中に捲き込まれた日本の苦悶に就いては諜々するまでもなく、またかかる苦悶が如何なる刷け口を求めるかに就ても大體想像される。

然も滿洲事變が一應の成功を以て結末が着けられるに及んで、之が事變の直接強行者としての軍部

は政治勢力として急激に擡頭し、軍部自身亦政治力としての自己を自覺したのであつた。政治に關與せざる事を以て建前とする軍部が政治的自覺を有つとは矛盾であるが、併しかかる矛盾は現實にはしばしば見られ得る處である。

明治維新に依つて確立された近代日本は歐米資本主義の強力な壓迫裡に成長したのであつた。富國強兵は當時の政策でもあつたが、それだけに日本の對外政策は強硬なる性格を帯びねばならず、當然これが實行者としての軍部は、近代日本政治の上に重要な地位を保持し來つたのである。

成程、軍部の政治的重要性は大正元年以降減退したかのやうに見えた。即ち、大正元年における西園寺内閣の二箇師團増設問題に依る内閣崩壊は明らかに軍部後退の楔機をなすものであり、尾崎行氏の桂大將攻撃演説『袞龍の御袖にかくるとは何ぞや』以後、憲政擁護運動は熾烈となり、軍閥打破の叫びは全國を席捲するに至つた。加ふるに第一次歐洲大戰に際して、我が國は米國と共に最も有利な地位を享受し、中立國としての經濟的利益と參戰國としての政治的利益とを併有した結果、我國の經濟的發展に伴つて財界——政黨の勢力は急激に伸張した。即ち我國は世界大戰に依つて八億八千餘萬圓の戦費を消費しはしたものの戦争の繼續に伴ひ、歐洲産業の停滯に乗じて、我が産業は未曾有のスピードを以て發達した。一例を造船業にとれば、大正六年の如き三百三十五の造船所が新設され

船舶建造高も大正二年の百十五隻、五萬一千噸に對して、六年には二百四十四隻、二十六萬三千噸、同七年には四百四十三隻、五十四萬噸に上昇し、同八年には遂に二百七十隻、六十三萬噸を突破した。紡績業、化學工業、製鐵業等もその例に倣ふものであつた。それはつまり、對外的には日本の世界強國への飛躍を意味し、所謂對支二十一ヶ條の要求はかかる對外的表現とも見られよう。併し國內的に見れば資本家勢力の著しい擡頭となるは必定であつた。かかる經濟に於ける變化を反映しつつ政黨は漸やく自己の勢力を擴張し、軍閥打破、憲政擁護を大義名分として政黨政治を確立したのであつた。即ち大正七年の政友會總裁原敬に依る内閣組織は政黨内閣制の確立の最初のものである。

が併し、政黨内閣を確立した時既に資本は獨占的段階に突入し、軍閥打破を叫ぶ政黨の背後には、軍閥に代つて財閥が入り込んでをり、この事は政黨政治確立と共に政黨没落が既に始まると云ふ運命を胎んでゐたのである。

大戰後訪れた平和の波は日本をも靜かに包んだ。軍備縮少とデモクラシー運動は並行し、軍部の勢力は著しく後退を餘儀なくされたのである。大正から昭和に及ぶ期間のかかる事情は讀者の記憶さるる所であらう。昭和四年七月成立した濱口内閣は恐慌渦中にあつて緊縮政策を稱え、『財政整理を實現するに當り陸海軍の經費に關しても國防に支障を來さざる範圍において、大いに整理節約の途を講ず

る所あらん』とした。

二六

かかる軍部の後退を取り戻したものが、滿洲事變だと言へよう。同事變の現實的原因としては前に挙げた如くであるが、同事變が擴大した理由のなかには、軍部の所謂『ブラックライン論』があり、而も之が實現したといふことをも挙げねばならぬだらう。即ち、

「ロンドン條約は海軍だけではなく、日本の國防全體に缺陷を生ぜしめるに至つた。その時期は條約で一九三六年即ち昭和六年とされたが、それ以後は日本の國防力はガタ落ちに落ちる。それから一九三八年即ち昭和十三年には露清條約に依る支那側滿鐵の買収期限が来る。日本は後に二十一ヶ條條約で滿鐵經營權を九十九ヶ年に延長したが、南京政府は之を認めず一九三六年の日本の國防力のガタ落ちになる時期を狙つて居るのだ。若しその時期に滿鐵が回収されれば、他の利権も凡て之に倣つて回収されるのは瞭らかだ。さうなつては日本は手も足も出なくなる。之が日本の將來に横はる眞暗な障碍だ。太いブラック・ラインである。我が帝國が解決しなければならぬ問題があるとすれば、ぜひとも此のブラック・ラインの手前で解決しなければならぬ。」
(日本經濟年報第六輯七七頁)

二、五・一五事件と政黨の凋落

滿洲事變は國內政治勢力の編成替を中心に見る限り、軍部の政治的擡頭と見られる。それは經濟に隨伴する政黨政治に對して國防を前面に押し出す軍部の反撥として捉え得るだらう。此の限り政治勢

力内に於ける經濟を對する政治の優位性は、先づ行はれ始めたと見る可きであらうか。

それはつまり、經濟的勢力をそのまま代辯する政黨の没落の兆とも言へるだらう。滿洲事變に先立つて政黨政治の確立者原敬氏は大正十年十一月四日、緊縮財政の主宰者濱口雄幸氏は昭和五年十一月十四日、何れも東京驛頭にて刺客の手に斃れた。かかる事件は既に絶頂に上りつめた政黨政治に對する反撃の暗中摸索状態を現はすものであらう。

滿洲事變後、かかる政黨とそれの地盤をなす財閥に對する反撃は續き、然も集團的性質を有つに至つた。即ち、昭和七年二月九日井上準之助氏はピストル狙撃をうけて絶命し、亦同年三月五日三井合名理事長團琢磨氏も同様な運命に見舞はれた。然も之らの刺客は血盟暗殺團なるものに所屬し、同團の暗殺プログラムは十四名の名士を襲撃せんと計畫中であつた。名士は何れも元老、重臣、政黨首領、財閥の巨頭であつた。

漸く社會不安は擴大して行く様であつた。折も折、同年五月十五日、時の首相政友會總裁犬養毅氏は青年將校達に襲撃され『話せば分る』の至言を残して落命したのであつた。

これが所謂五・一五事件として知られるものである。同事件の性質も亦種々の解釋を生んでゐるが、同事件の公訴狀に語る所はよく彼らの主張を現はしてゐる。即ち、

二七

「昭和五年軍縮會議問題に附隨して統帥干犯問題起り世論沸騰するや、之を以て政黨財閥及君側重臣の結托に依り、斯る非違を敢てしたるものとなし、大いに之を憤ると共に、現代日本に於ては政黨政治家、財閥及特權階級等孰れも腐敗墮落して國家觀念なく、日本をして政治、外交、經濟、軍備、思想等各種の方面に行詰りを生じ、國家衰亡の虞あるに至らしめたりとして、之が革新の要ある旨」

を説いたといふのである。

五・一五事件の青年將校達の認識は、明治以降の國策たる大陸政策が幣原外交に依り歪曲され、かかる外交の主導者は政黨、財閥、重臣なりとして、更に國內生活を見るに大衆の窮乏は甚だしく、特に農山漁村の状態の悪化も亦右支配諸勢力の批政の然らしめる處なりと言ふのである。同事件の結果、組閣の大命は鈴木政友會總裁に降下せず、憲政常道は打破され、齋藤實海軍大將に降下したのであつた。

齋藤内閣は非常時學國一致内閣と呼ばれる。此の場合學國一致とは軍部、政黨、官僚と言ふ政治勢力を妥協せしめる事に過ぎなかつた。然もかかる非常時は五・一五事件に依つて齎らされた國內政治情勢の非常を意味するにすぎず、平時に復すれば、憲政の常道は當然現はれると言ふのであつた。かくて同内閣にあつて政黨は依然重要な勢力を占めたのも當然であり、之がため政黨に對する攻撃は止まず、一應の政黨の後退にも拘らず、國內革新を要望する人々を満足せしめ得なかつた。そして昭

和八年七月十八日の神兵隊事件を發生せしめることとなつた。

何れにせよ、五・一五事件を楔機として、政黨に依る内閣組織は中絶せしめられ、その限り政黨の凋落は明確となつた。而も尙、同内閣にあつても政黨の力は或る程度保持し得られたが、併し政黨の後退と並行して官僚の勢力が伸長して來た。政黨の後退した部分に官僚が入り込んだと云ふのが、つまり齋藤内閣の構成であつたとよいだらう。齋藤内閣が表面上大藏省官吏收賄事件を理由として辭職するや、岡田内閣の成立を見たが、上叙の如き官僚の擡頭はこれを楔機として一舉に決したかの如き感がある。

即ち岡田内閣は官僚の團體たる國維會を中心に組織されたと云はれる。特に同内閣の組織した内閣審議會は同内閣の性質を充分に物語るものと言えよう。即ち同審議會は國維會の有力メンバーたる後藤内相の腹案に成ると云はれ、同會は政黨と實業家への渡りを付けるための行動を圓滑に行つたが、軍部だけは之に積極的な参加を與えなかつた。軍の統帥に關する問題は普通の行政とは違つて所謂官吏や政治家が口を入れる事が出來ない建前になつてをり、豫算編成の上から云つて行政費と軍備費との均衡を保持せんとする内閣審議會へは軍部は代表者を賢明にも送らなかつた。

かくて軍部は一應所謂官僚勢力と對立した形を採つた。齋藤内閣の示した學國一致も岡田内閣では

どうやら維持困難になつた様だ。特に昭和十年十一月二十七日高橋藏相と軍部兩相は猛烈に國防と財政に就き渡り合ひ、陸軍側強硬反駁の聲明書を非公式に發表するに及んで、經濟に依る國防の自制、即ち政治の經濟への順應の問題が漸やく激化した。が、政治の優位性は必然性を以て貫徹されねばならぬ所であり、早晚政治に對するかかる經濟の反撥は抑制されねばならなかつた。之が強烈に爆發したのが即ち二・二六事件であつた。

三、二・二六事件と國防國家への推進

昭和十一年二月二十六日未明、在京の一部隊が青年將校に率ゐられて齋藤内府、高橋藏相、渡邊陸軍教育總監を暗殺、武装部隊は數日間に亘つて帝都を占領した事件は、尙ほ吾々の記憶に生々しい所である。同事件自體は幸に鎮壓されて事なきを得たが、その有つ意義は重大である。

叛亂勃發當日の陸軍省發表に依れば「これら將校らの蹶起せる目的はその趣意書に依れば、内外重大危急の際、元老、重臣、財閥、軍閥、官僚、政黨等の國體破壊の元兇を芟除し以て大義を正し、國體を擁護開顯せんとする」にあつた。

五・一五事件に於ける目標となつた重臣、財閥、政黨の外に軍閥が新たに攻撃目標となつて居る點

に同事件の注目すべき特質があらう。之より先、即ち昭和十年八月十二日に相澤中佐事件が起つて居るが、同中佐は「永田中將を目して政治的野心を包藏し、現状維持を希求する重臣、官僚、財閥等と結托し軍部内に於ける維新勢力を阻止すると共に、軍をしてこれら支配階級の利益と化せしむるものとなし」たのである。(陸軍當局談)

即ち、相澤中佐事件、二・二六事件共に軍自身の革正を目指した點に特色が見られよう。凡ゆる政治勢力内にあつて守舊的態勢を採れるもの一切を排撃して居る點、革新は今や全面的に要求されねばならず、軍部もかかる革新から免れないとしたのであつた。同事件から政治の部面に残された一つの刺戟は革新である。

革新は今や漸く政治を支配すべきであつた。組閣の大命は一旦近衛公に降下したが、同公の拜辭する處となり、廣田弘毅氏が組閣したのである。

廣田内閣の政策は、日本が國防國家建設へスタートした當初にかかげられたものだけに、詳細に觸れられる可きであらう。

寺内陸相は肅軍に依つて軍部の統制を行ふと共に、他にも之を要求して自由主義排撃の聲明をなし、廣田内閣自身の構成の統制を要求した。廣田内閣は庶政一新に依つて之に答へた。昭和十一年八月末

發表された七大國策は、即ちそれであらう。

七大國策の中重要なものに就いて述べると、まづ第一に擧げられるものが國防の充實である。國防が凡ゆる國策の樞軸となつた譯だが、庶政一新もつまる所、國防中心にしての一新である。成程軍事費の膨脹も止むを得ず、事件直後、馬場新藏相は高橋健全財政を修正したのだが、單に軍事費の増大と云ふ點に重點があるのではない。國防を中心に一切の政策がかかる點に重大なる意義があるのだ。

第二に電力統制の國策である。電力統制を繞つて統制主義と自由主義とが相對立した熾烈さは、電力の有する近代産業乃至國民生活に於ける意義の重大なだけに、甚しいものがあつた。統制論者は全國の民營發電所を國營化し、配電のみを民營化さうと云ふのである。民間業者は之に對し國營が業務能率上不利として反對した。成程電力供給の低廉に就いて双方共自己を主張して譲らなかつたが、それは第二義的な問題であり、電力の軍事的編成替が主張された所に問題がある。

第三に税制整理がある。その目的とする處は國民租稅負擔の均衡、稅收入増加に依る財政基礎の確立、税制に對する弾力性の附與であるが、それは税制の統一即ち財政の集中化を意味する。それはつまり財政に依る政治支配の強化と云ふ事だ。

第四に擧げられるものは行政機構の改革である。各省割據主義を排し、省の適當なる廢合、無任所大臣の設置、國策綜合統制機關の設置を行つて政治權力の集中統合を計らんとする主張がそれだ。

七大國策の中、主要なるもの四つに就て見た。そこに看取さるゝものは統制主義、政治權力の強化、經濟機構の統制が一本の絲をなして貫通してゐる。つまり政治の經濟に對する優位の實踐、國防國家への巨歩が進められたと云へるだらう。廣田内閣自身、飽くまで軍部、官僚、政黨の合體であるから右の如き國策は實行出來なかつたのは當然である。が、かかる政治即ち國防の優位を政綱にかかげた事は準戰時體制乃至戰時體制へのシグナルとして注目さる可きだ。

かくて、『改革』は一般的となつた。軍部の改革、所謂強力内閣の眞の強力内閣への改革、内務省官吏の人物の改革、貴衆兩院夫々の改革、警視廳の改革、司法部の改革、至る所改革でないものはない有様だ。が改革が政治に依る經濟の統制の途を進む以上、經濟に身を寄せてゐる側からの反撥は避け得ない。即ち廣田内閣は政友會濱田國松氏の質問に端を發した、寺内陸相との論戰に依り敢えなく辭職したが、かかる波紋を残しつつも、國防國家建設へのコースは必然の勢ひを以て進行したのである。

第三節 新黨運動とその必然性

一、軍部・官僚・政黨三勢力の均衡

吾々は今迄滿洲事變以降廣田内閣に至る間の政治勢力の交替を通じて、政黨の凋落、軍部・官僚の擡頭を見た。而も、かかる三つの勢力は何れも他の勢力を壓倒し得る程有力ではなく、内閣の構成に於て各政治勢力は何れも均衡を保持した。此の均衡に乗つて國防國家は徐々に形成されて行つたのだが、所詮かかる勢力均衡は強力ではあり得ず、或ひは政黨の軍部・官僚への反撥、官僚と軍部の疎隔のために、内閣は瓦礫を繰り返すのみであつた。即ち、廣田内閣に次いで登場した林内閣も亦、政黨の反撃に遭つて辭職してゐる。然しそれより前、廣田内閣の後繼者として大命を拜受した宇垣一成大將は着々組閣を實行して行つたが、遂に彼の政黨色が災ひして、軍部のために退けられた。統帥權問題が強く國民の眼前に示されたのは此の時である。かくて政黨、軍部共に政治を一方的に左右し得ず更に官僚亦之をなし得ぬ状態にあつたので、結局一の妥協形式が生れることとなつたが、かかる妥協

はけだし我國政治に取つて過渡的必然であつた。

さて、齋藤内閣から林内閣に至る間は凡てかかる形式のものであつたが、林内閣を経て成立した近衛第一次内閣は、先づ右の如き結集方式の最高のものと言へよう。頂上に達した際、如何なる形式も何らかの轉換を行はねばならぬと云ふ歴史の運命がありとすれば、近衛内閣のかかる均衡形式は暫時繼續の可能性を有つとしても、何らかの轉換が要求されて居たと言えよう。

が、政治は總て相對的だ。對外政治を規定するものは國內政治だが、同時に國外政治に依り國內政治も規定をうける。現在の内部的轉換の可能性を觸發したものが、昭和十二年七月七日の支那事變の勃發であつた。

二、支那事變と國家總動員法を背景とした官僚の擡頭

支那事變の原因に就いては、種々のものが擧げられよう。併し、吾々の今まで辿り來つた政治部面の變動を主點とする限り、之らの現實的原因は論外にして差し支えあるまい。事變はどう云ふ風に我國政治に響いたかが差し當つて論述さる可き課題であらう。

當初の不擴大方針にも拘らず、事變は擴大し、短期戰の希望を蹂躪して長期戰となつた。滿洲事變

以來進め來つた國防國家體制は急速に樹立されねばならなかつた。政治の經濟に對する優位は壓倒的とならねばならず、而もかかる必然性はその後の日本を押し切つて行つたのである。而して、その現實的根據は昭和十三年春の議會を通過した國家總動員法にあつた。

『國家總動員法』は憲法第九條に基く委任命令にすぎないと言はれる。が、この法律の各條項は事項の範圍を指定して居るに止まり、その内容を勅令の規定に譲つて居る點を考ふるならば、同法は議會の立法權に或程度の制限を加へ、その一部を行政權に委讓せしめんとするものであつた。それは從來の憲法解釋の變革であり、新らしい憲法内容を確立するための法律であつたとさえ言ひ得る。従つてそれは憲法との衝突ではないかと非難されたが、而も憲法第三十一條こそは同法を戰時立法として基礎付けて居るのだ。即ち、本法は憲法第三十一條に基く戰時立法であり、此の第三十一條に根據して憲法第二章の臣民の自由權を、緊急命令に非ざる命令に依つて制限し得ることを確定するための法律だと言ふ事になる。斯様に見て來るならば憲法第三十一條は新たな生命を吹き込まれた譯である。此の國家總動員法各條項の發動に伴ひ、我國の政治形態は立憲政治を保持しつつ、急角度に戰時體制へと發展して行つた。それは一種の『白紙委任狀』を意味するものであつた。而してそれは直接國民の經濟生活を、賃銀、利潤、生産、配給、價格等の統制を通じて規定するものであつたから、國民のそ

の要請に對する深い認識を必要とし、かくて國民精神總動員中央聯盟の成立を見たのである。そして此の意味では國家總動員法は全國民的でなければならず、それだけ『政治の民主化』は同法施行の他の一面であつたのである。

國家總動員法の施行は我國政治の立憲的統一化と全國民的民主化と云ふ一見相反する方向を同時に歩ませんとするものであつた。それは同時に政治が經濟を全面的に支配する過程でもある。が、かかる過程が摩擦を起さなかつた譯ではない。その著しい例として昭和十三年十一月の總動員法十一條發動問題を擧げ得る(註)。

(註) 昭和十三年十一月三日所謂『近衛聲明』なる帝國聲明發表直後の閣議に於ける末次内相の發言に端を發し、遂に總動員法第十一條發動問題が表面化し、池田藏相の反對意向表明、陸軍省佐藤情報部長の反駁聲明と發展して政界財界に一大波紋を投じたのであつた。同十一條は資本の強權統制に關する條項であり、中心は配當制限にある事言ふ迄もないが、池田藏相は右の諸項は強權を用ひずとも既に時局の重壓と總動員法等の隱然たる威力に依りて實際上行はれて居り、これ以上總動員法を發動しても現實の効果薄く、却つて信用を動搖させ經濟活動を萎縮せしめて肝腎の生産力擴充を阻害すると主張する。これに反して軍部及び内務、厚生兩省の見解はこの資本家的自制の前提的觀念が抑々自由主義經濟の遺物だと主張した。即ち、總動員法第六條を發動し、最高賃銀制、雇傭制限、労働者移動制限業まで實施して、労働者に最大の犠牲を要求しようとして居る事、經濟組織編成替に依る轉失業のため、多數國民の生活が脅威されて居る事、戦線の將兵は生命を國家に捧げてゐること等の實情と對比すれば配當の若干の制限は當然のことであり、更に進んでは思想對策、治安對策としても配當制限は不可欠であると主張する。軍部及び之を支持する側の立場が政治的イデオロギー的であるに對し、池田藏相のそれは經

この事件は當時軍部の妥協によつて一應落着いたものの結局後に發動を見たのである。即ち、強力なる政治は遂に現實的なる經濟をも壓服したのであつた。

斯る摩擦を起しつつ、總動員法は發動されて行つたが、前述の如く、同法が議會の立法權を制限し其一部を行政權に委譲せしめるものとすれば、同法の實施は同時に議會の權限を縮小すると共に執行權の擴大を伴ふは明らかであり、行政權の擴大は之が執行者たる官僚の政治力の擡頭となるは勿論だ。

官僚も亦軍部と同じく近代日本の成立過程に於て果した役割の重要性から一時強大なる社會的政治的勢力を獲得した。が、政黨政治の確立を見るや單なる行政的技術のエキスパートとしての地位に轉落し、その結果、多くの官僚の指導者は政黨政治家へと轉身して行つた。が併し、滿洲事變以降政黨政治の否認が一般的となり、政黨の勢力後退を見るや、再び軍部と共に擡頭して來たのである。軍部が政治に關與せざるを建前とするに反して、官僚は直接政治に參與するを目的とする集團であつた。

その組織程度は軍部程體統的完備を誇り得ず、一つのグループ程度であつた事は勿論である。何は兎もあれ、總動員法の實施はかかる傾向に拍車を加え、官僚の政治的勢力はますます強大化した。即ち官僚は國防體制確立のための擔當者となり、國民の動員を行はねばならぬ當面の責任者となつた。國民

精神總動員中央聯盟の設立を通じて、國民全般の動員を企圖したのであるが官僚こそ國民と遊離した集團であつた事は官僚の悲しき半面であつた。即ち、統制經濟の指導を行へば行ふ程、更に國民精神總動員を叫べば叫ぶ程、官僚は自己の政治的無力と限界を知らねばならなかつたのである。官僚統制に對する非難は暗黙の裡に普遍化し、官僚に依る國民動員は明らかに失敗となつたのであつた。

三、國民再組織の要請と失敗

國家總動員法の實施を通じて、國防國家建設のコースは、一方統一支配的要求から官僚の擡頭を必然ならしめたが、他面全國民的民主化の要求を擔當する者の缺乏が浮き出て來た。官僚が此の二方向を併せ行ふ能力を有たない事が自明になれば、此の方向の擔當者として政黨が省みられねばならぬ必要が起ることも蓋し理の當然であらう。

併し、在來の如き政黨分立は既に歴史的使命を終つたものであり、政友、民政二大政黨、社大黨の分立は何ら意義のないのだとすれば、政黨自身革新をなしてのみ、はじめて國民組織の擔當者となり得る。かかる要求は昭和十三年下半年に於ける舉國一致政黨運動となつたのである。併し、同運動は政黨の合同と云ふ形に於ける新黨運動としてよりも「國民再組織」案として登場した所に、問題の

現實的意義があつたのである。勿論、滿洲事變以來此の運動の可能性はあつた譯だが、漸やく現實化したのは此の時であつた。即ち、内閣の内部に於いて昭和十三年夏頃、久原房之助氏の『國民協議會』案が検討され、又一面秋田清、龜井貫一郎氏等の新黨運動結成の手順の進言が行はれたが、更に有馬二風見案が一つの基礎案になり、これについての具體的方策への論議が進んで居た。更に他方突如として末次内相より内務省案が提出されて問題は錯雜して行つた。内務省案は國民再組織を官僚機構に依る國民組織に代位せしめんとするものであり、それは亦滿洲國に於ける協和會機構に類似せるものであつた。然し國民再組織運動の現實化が、官僚の政治能力の限界點に於いて行はれた一事を以てしても、内務省案に對する不安と危惧は蔽ひ難い。更に亦政民兩黨自身の大勢も解黨を欲せざるに於いては、何れの案もその困難は餘りにも大きかつたと言はねばならぬ。同年十月末の近衛首相の態度表明は、國民再組織の困難と失敗を示せるものと見てよからう。即ち、曰く

「新事態に對應する學國新政黨も結構だが、政府の権力や一部の權威を以て作る可きではなく、國民的要望に依つて生るべきだ。然し自分は體力的にも、現職の多忙に鑑みてもその方に手を出しかねる」。

かくて國民再組織案は失敗した。が併し、國民再組織が失敗したからとて、國民再組織の要請の現實性が失くなつた譯ではない。依然その要請は殘されてゐる。

第四節 胎動する新政治體制

一、内閣強力化への過程

案外強力な政黨勢力の攻勢によつて國民再組織に失敗した近衛内閣は『近衛聲明』を殘して去り、その後繼者として平沼内閣が登場した。この内閣に於ては、國民再組織問題は前内閣の殘留者たる木戸内相によつて『國民再組織は國民を侮辱するものである』として否定し去られ、再組織に代ふるに精神總動員に依る方策が採られた。即ち、昭和十四年四月七日國民精神總動員委員會第二回總會に於いて『國民精神總動員新展開の基本方針案』なるものを決定したが、新展開方針は單に趣旨、綱領、實施要綱、留意事項等々依然高遠なる理想或ひは形而上的なる通説を列擧せるに止まり、實行として大々的に行はれたものは僅かに大講演會の開催に止まつた。又しても精神總動員に依る國民再組織代置は成功困難なる事從來と變りなかつたのである。

然し、この内閣に於いては、所謂指導原理なるものが明確にされた。いま、平沼首相の言葉を借り

れば、『全體主義國家群、民主主義國家群とそれぞれ世界はブロックを形成してゐるが、日本主義は之らの何れでもなく、亦之らと對立するものではない』として『皇道主義』『皇道政治』を高唱したのである。之は亦『一君萬民政治』とも呼ばれ得るものである。

なほ、同内閣は官僚内閣と言はれただけに、官吏を繞る問題の整理や、内閣制度の改革を期待されたのであつたが、日・獨・伊防共協定強化策なるものを巡る五相會議を開く事七十有餘回に及んで尙議決せず、遂に昭和十四年八月廿二日、獨ソ不可侵條約締結の報を入れて直ちに辭職したのであつた。之は、國內體制の一元化が如何に必要であるか、外交もつまる處は國內政治に依つて左右される事を身を以て示した事例であらう。

次いで登場した阿部内閣の性格は從來のものとは異なる處なく、依然として軍部、官僚、政黨の均衡勢力の上に立つて居た。同内閣は國家總動員法の全面的發動と關聯して、之が實行のため命令の一元化を企圖し首相の權限強化、少數閣僚制の姿勢を採つた。前者は昭和十四年九月廿六日實施を見るに至つた。が、併し他方各省の廢合に依る行政制度の沿革の一階梯として採用した少數閣僚制は漸次否定されて行つた。

更に貿易省設置問題を繞つて、外務省官吏の反對を押し切り得ず、遂に妥協するに至つては、立憲的統一化の中心たる内閣の威信を極度に失墜せしむるものであつた。かかる不信に拍車を加えたものが、昨年十一月より十二月にかけて起つた米、木炭の供給不足問題で、その結果遂に同内閣は今年一月十四日總辭職を見るに至つた。

續く米内内閣の性格は所謂官僚の退陣、政黨財界の進出と謂えるが、此の交替は阿部内閣の反動としてのみ肯定されるにすぎず、それだけで同内閣の性格が一變したとは言えまい。阿部内閣と異なる所がありとしても、それは基本勢力に基く差異ではない。近衛公は阿部内閣辭職後、出馬固辭の辯として『これからの政治はどの方向にも良くやらうとしてもそんな事は出来るものではない』と云つたが、米内内閣はどの方面にもよくやらうと、なし得ざる事をなして行く中、客觀的情勢はどん／＼變つて行つたのである。

二、強力内閣への希望と近衛内閣の成立

國防國家はつまる處、政治と經濟の一元化であり、それが政治の優位に於いて行はる可きである事は既述の如くであつた。それは政治指導部の強力を前提とするものであり、更に政治指導部内部の一元的體統を計る可きであつた。それは端的に言えば、内閣の確立強化と言ふ事だらう。平沼、阿部、米内

内閣が強力であつたかどうか。何人もそれを否定せざるを得ないであらう。それは、内閣自身が確固たる政治的地盤を有たず、凡ゆる政治勢力の妥協の上に立つた必然の結果であつた。

かゝる内閣強化への要請は歐洲情勢の展開につれて益々緊急化して來た。更に昨年九月歐洲大戦勃發當時の阿部内閣によつて所謂「不介入方針」が明示されたが、和蘭、白耳義、諾威について、大佛蘭西が獨逸に降伏するに至つて、極東の事態は單なる「不介入方針」の堅持では解決し得ぬ事となつたのだ。佛印、蘭印を含む東亞共榮圈の確立が要請されるに至つたのである。が然し、果して米内内閣は支那事變處理との關聯に於いて、かゝる南方政策の遂行者たるに相應しき性格を有ち得ただらうか。更にナチズムの如き強力な一元的政治を、米内内閣に期待する者が居たであらうか！ 而も、一方に新黨運動も著るしく活潑化して居り、新體制の指導者と目される近衛文麿公は六月廿四日「舉國體制の整備は刻下の急務と信ずる。自分は此のために微力を捧げたいので茲に樞府議長を拜辭する」との聲明を發して辭職し、それに應じて政黨も解消したのである。

かかる情勢の進展に應じて、軍部は米内内閣の即時辭職を要望(註)、七月十六日畑陸相は米内首相と會見したが、首相より「自分は貴下の意見に反對である。意見の相異なる以上、貴下の辭表提出を願ふより外ない。従つて然る可く後任陸相の御推薦を乞ふ」との反對を受けたのである。陸相は直ちに

辭表を提出し、三長官會議、軍事參議官會議に諮つたが、後任者なく遂に米内内閣は總辭職した。

(註) 畑陸相は軍部側の意向を文書を以て表明したが、傳えらるる同文書内容は次の如くである。

『大轉換期に遭遇せる世界情勢に即應して日本も亦國家全力を擧げて世界新秩序の建設に邁進せざる可からず、このため急に國防體制の強化、外交の刷新を政行し客觀情勢の急轉に對應す可きであるにも拘らず、政府にその姿勢なく國民の信頼を失して、徒らに日を経過することは事變處理上にも重大なる影響を及ぼすものと信ず。此の際人心を一新して國防體制の強化政行のため、政府は大乗の見地より善處す可きであると言ふ陸軍の總意を進言す。』(同盟旬報七月廿日號二二頁)

米内内閣辭職は陸軍の巨大なる政治力を示す事字垣一成大將の組閣流産當時以上のものがあつた。事變完遂、東亞新秩序の建設をなし遂げるには(一)高度國防國家の完成、(二)外交の刷新、(三)國內新政治體制の確立の實現を期す可きであり、とりわけ國內新政治體制の確立は凡ゆる政治問題の前提であるとは、此の場合の陸軍の認識であつた。米内内閣辭職の原動力は陸軍の政治力であり、辭職後代る可き内閣は、新政治體制の強力なる指導者であり、實踐家でなければならぬのは理の當然であらう。

かくて七月十七日大命は近衛公に降下した。その夜公は新聞記者團と會見「陸海軍の協調を希望し組閣完了前、陸海外三相と外交、國防の最高根本國策に就き検討する事、組閣後新政治體制に着手する一旨を語り、まづ七月十九日國防、外交の基本方策に關する重要國策會議を開いたのである。

近衛公、東條、吉田兩中將、松岡洋右の四氏參集(一)支那事變處理方針、(二)日獨伊樞軸強化、(三)對英米ソ聯外交方針、(四)統帥と政治との調整等の基本的對外方針並に政戰兩略一致の問題に關し協議し完全なる意見の一致を見た。國內政治問題として最も注目すべきは統帥と政治との調整であらう。

米内閣辭職の理由は統帥と政治の扞格であつたし、統帥權の獨立は憲法に保障された所である事を思ふならば、内閣の強力化はまづ統帥と政治の一致なくしては不可能であらう。特に支那事變に於いて直接軍事の擔當者は軍部であり、亦戰時經濟に於ける軍部の消費者としての重要性を合せ考ふるならば、軍部の偉力は凡そ判然とする。若し此の軍部と一致を見ざる内閣であつては、凡そ何事もなし得ざるは言ふ迄もない處だ。ナチス・ドイツ、フアツシズム・イタリーのそれが、専ら獨裁者たるヒットラー、ムツソリーニの掌中にある場合と日本の場合とを對照するならば、かかる獨裁者の存在せざる我國に於ては政戰兩略の一致は蓋し眞先に取り上げらる可き問題であつた。然し近衛公は此の第一歩を成功裡に踏み出した以上、組閣工作は順調に進み、七月廿二日親任式を舉行、愈々新政治體制の實行に着手するに至つた。その顔觸れは次頁の如くである。

近衛内閣の顔觸れに就いて論議する事は止めよう。同内閣は内閣そのものとしては既に強力である可き要素を多分に有つからだ。唯問題は此の内閣の強力化を實質的ならしむるものは、新政治體制の

首相	近衛文麿	法相	風見章
外兼拓相	松岡洋右	文相	橋田邦彦
内兼厚相	安井英二	商相	小林一三
藏相	河田烈	農相	石黒忠篤
陸相	東條英機	遞兼鐵相	村田省藏
海相	吉田善吾(留任)	企畫院總裁	星野直樹
		無任相	

確立にある事を附け加えれば、自ら同内閣の今後は多幸であると共に亦多事でなければならぬ。

三、政黨の解消と革新

國防國家體制の確立は、前述の如き政治指導者としての内閣の強力と共に、全國民的民主化を要求するものとすれば、此の民主化を全からしむるために國民の組織が必要となるのは蓋し當然であらう。然し精神總動員の如き方式を以てしては國民の組織は不可能であり、また新黨を組織するにしても政黨の解消は、歴史的必然とは云へ、政黨は自然に解消するものではない。獨逸でも伊太利でも政黨の解消は容易ではなかつた。國民運動として自己の運動を展開したナチス黨、フアシスト黨が政權を獲得して後、政黨禁止法の偉力に依つて漸く彈壓し得たのである。獨伊は鬭争を通じて始めて政黨を倒

し得たのだ。國民に地盤を有つ兩國の政黨を以てして尙且法令に依る以外政黨解消の手段はなかつた。

政黨の自主的解消は困難であつた。然し日本には政黨に代る國民運動もなく、政黨禁止の處分は憲法中にもその基礎がない。成程、最も簡単な方法は國家總動員法の中に一ヶ條を設けて、政治結社の制限又は禁止をすればよかつたが、幸か不幸かかかる項目はない。政黨禁止を國家總動員法と同じ形式で設けて、その根據は憲法第三十一條の非常大權に求めらる可きだが、かかる非常方法を果して議會は容認するであらうか。更に上述の如き形式の内閣が議會に確固たる地盤を有たない點、及び内閣自身兎角國民的地盤から遊離せんとする状況にあつては尙更政黨禁止法の設定は不可能であらう。

政黨の解消は今回も全く不可能なるかの如くであつた。而も尙、國民的組織なくして、國家總動員法の全面的施行は困難なる状態に立ち至つて居たのだ。政黨は産をなくした名家の如く倒れる可くして倒れず、亦倒さる可くして何人も之を倒し得ざる觀があつた。尤も、政黨の存在理由が消失する頃から、政黨解消論は一國一黨となつたが、分派を集合する形での一黨——單なる既成政黨の集合が要求されてゐるのではなくして、今や要求されるに至つたものは國民組織である。

従つて既成政黨解消は國民組織成立の前提であつた。國民組織確立の必要切迫するや、政黨の存在は益々基礎なきものとなり、歐洲大戰の進捗に伴ふ獨逸の壓倒的勝利、近衛公の樞相辭任を契機に新

たなる政治體制の氣運濃化するや、政黨は敢えなくも解消したのである。

即ち、まづ七月十六日政友久原派解黨を執行するや、同二十三日には國民同盟、同卅日政友中島派と解黨大會を行ひ、最後まで解黨を保留した民政黨も永井柳太郎氏一派の脱黨騒ぎの後、八月十五日最後を承つて解黨を敢行したのである。此の間他の小會派たる東方會、社大黨の解黨の行はれた事は勿論だ

獨伊の如く、政黨禁止令に依る事なく解黨した事は日本の特殊性とも言ふ可く、就中日本政黨の特殊性とも言えよう。即ち、『近衛公の出馬に依り政黨の解消が一滴の血を見ずして行はれたことは世界の奇蹟である。これひとへに御稜威の致すこと』(八月二十二日新體制準備會席上松岡外相の發言)言ふまでもない。更に我國の議會政治の若さ、従つて民主政治の若さと共に議會以外の政治勢力が近代日本を議會と共に支配して來た事もその理由に加えねばなるまい。即ち、今日日本の政治力の中心に軍部、官僚、政黨の三者があつたとすれば此の三者は議會政治政黨政治の確立した際にあつても相譲らざる政治力を形成したのである。況んや滿洲事變以後の時代は政黨の凋落、軍部、官僚の擡頭の歴史であり、更に政黨の背景は今日既にならば、日本の政黨の自發的解消の理由は自ら判らうつまり日本の政黨は元來確立した政治力ではなく、他の政治力と合體して始めて支配的政治力となり得た事が政黨の自然的解消の生じた所以だ。

第五節 新政治體制の展開と實踐

「最近獨逸から歸つて來た友人が獨逸の電撃作戰に言及し乍ら『あんなにひどい物資不足でよくも英佛相手の大膽な戰爭を始めたものだ』と語り、獨逸に於ては日常必需品に就てさえ、恐る可き缺乏と不自由とに悩まされ、それに比較すれば我國などは米や砂糖が足りないとはいふものの未だ未だ餘裕があると言ふ話をして呉れた。戰爭の勝敗は單に戰鬪の勝敗のみに依つて決せられるものではなく且つその戰鬪も今始まつたばかりなのだから、今回の電撃を以て獨逸の勝利を謳歌する事も出来ないが、傳へらるる極度の物資不足、國民生活の窮屈極まる統制にも拘らず、此の輝かしい戰果はどうした事か。思へばドイツの軍事的勝利は稍逆説的に言へば、その物資不足、國民生活不自由のお陰でもあるのである。それは悲しいかな現實の示す鐵則だ。今日の情勢に於てはかゝる事實も止むを得ないのである。それを徒らに嘆くだけではならぬ。」(帝大新聞昭和十五年六月三日號鈴木安藏氏稿)

まことに戰爭は國民生活の不自由を伴ふものであるが、かゝる不自由なる國民が國家に歸一する場合始めて戰鬪の勝利が確保される。然も國民の國家への歸一は國民組織なくしては不可能であらう。國民組織は當然新政治體制の根幹でなければならぬ。

勿論國民組織のみを以て新政治體制となすは誤りであらう。統帥と國務との統合、政府部内の統合及び議會體制の確立も亦新體制の他の一面をなすであらう。併し統帥と國務との統合は近衛内閣成立に際して決し、政府部内の統合は近衛内閣の基本國策として發表され、更に議會體制の確立も既成政黨の解消に依つて前提を與えられた。唯残るは國民組織のみである。が、それに先立つて一應國民組織以外の問題を省みよう。

一、統帥と國務の統合

吾々は軍部特に陸軍の『政治の推進力』としての地位をや、詳しく述べたが、如何に推進力ではあつても、それは直ちに我國政治を一方的に指導し得るものではない事を銘記せねばならぬ。成程軍部の推進力は著しく大であり、亦國防國家の進捗と共にますます強力となる事は言ふ迄もない。軍部は官僚と並んでそれ自身一つの國家機關であり、官僚の如く本來政治的集團ではなかつた(註)。

(註) 「軍はそれ自身一つの國家機關であり、その政治に對する關係はその本質上戰爭指導からの要求に止まり、從つて政治の最も有力なる推進力とはなり得ても軍事・經濟、文化等各般の國民總力を集中統合して一つの政治的目標に凝結せしむ可き綜合性、指導性を缺くのである。」(中央公論八月號室戸健造氏稿)

統帥は國務を蔽い得ない事右の如くとすれば、國務は當然統帥を包むものでなければならぬ。嘗て

の舉國內閣が此の統合に苦しみ、そのためしばしば内閣更迭を繰り返した事實を省みれば是が統合は何にも増して確保されて行かねばならない。

此の問題は（イ）國防會議の設置、（ロ）大本營會議への總理大臣の出席、（ハ）大本營連絡會議の擴充強化等の案を含み得るであらう。（ロ）（ハ）の二項は既に行はれた所であるから、當分は此の方策を續けるであらうが、（イ）案は新たに取上げらる可きものである。何れにせよ、新體制の出發點たる國務と統帥の統合が、國防國家の本質たる政治の徹底的優位を貫徹せしむる處に見出されるならば、統帥權の獨立は飽くまで維持されつゝ然も政治に含まれねばならない。此の原則に適した案が結局、國務と統帥の統合の形式として成立する譯だが、それは新政治體制の確立に伴れて、具體化するものと思はれる。唯此の場合、獨、伊、ソ聯の政治と統帥の一元化は日本とは異なる。

即ち、獨逸の場合はヒットラー總統と云ふ人格の中に政治と統帥とが一元化されて居る。然もヒットラーの人格はナチズムの權化とされるから、かかる一元化は當然政治に統帥が従ふと云ふ形であらう。伊太利の場合も亦ソ聯の場合も此の點異なる所はないと見て好い。併し、日本の場合は、憲法に依つて統帥權の獨立が保障されてゐる以上、獨、伊、ソ聯の場合と大いに異ならねばならぬ。とすれば、國務と統帥は國務の優位に依つて統帥權の獨立を侵犯し得ないのである。勿論、両者が對立する

と言ふのではない。が兩者は正に統合されねばならぬと云ふ點に日本の特殊なる様相が現はれて居るのである。新體制が憲法に準ずるものたる以上、かかる特殊なる様相は新政治體制の基本構造とならねばならぬ。

二、政府部内の統合

國防國家建設は即ち一面内閣の強力化の過程でもあり、他面行政權の確立の過程でもある。吾々は學國一致内閣の成立、總動員法の施行を通じて、如何に内閣が議會を超える存在となつたか、亦行政權が政治性を強めるかを見たのである。かかる關係から内閣は當然、新政治體制の中心とならねばならぬまい。近衛公も亦此の事を『新政治體制の中心は内閣である。しかし内閣も從來と多分に異なつたものとならう』（七月七日近衛公の輕井澤に於ける談話）と語つてゐる。

内閣制度の改革は國防國家が内閣強化を一つの前提とする限り、行はる可きものの一つであらう。從來各内閣も此の問題を取り上げなかつた譯ではないが、取り上げて実行を見るに至らなかつた。僅か阿部内閣の首相權限強化令、米内内閣の商工、農林兩省の調整がその著しい實踐であつたが、双方共今後新政治體制の實踐題目となるは當然である。即ち、『國務大臣と各省長官制の設置、各省制

度の改革、即ち既存省の廢合及び増設」(七月二十日東朝)が擧げられる。

五四

從來の内閣が分立主義を採つて居たとすれば、内閣制度の改革はかかる分立主義の否定即ち統合主義の建前を採るであらう。現に陸海外以外の大臣の地位は著しく行政長官的性質を濃くしてゐる點を考へるならば、此の色彩はますます意識的に濃化せしめられるであらう。統一主義の建前から當然、内閣附屬の官廳の整理統合も企畫院中心に進められる。星野企畫院總裁の無任所相就任、企畫院内の總力戰研究所設置は此の方向を示唆するものと見て好い。

地方制度の改革も之に伴ふ可きである。國民組織が職能中心的に行はれるとすれば、當然府縣制度は此の線に沿ふて改廢されねばならぬ譯だ。市町村↓府縣↑政府と一元的に統一主義を確立するには如何にしたらよいか。それは當然新政治體制の課題の一環を形成するであらう。以上の如き内閣制度、行政制度等に於ける統一主義は國家總動員法の施行に伴ひ、既に行はれつゝあつた處だが、新政治體制はかかる動きを把握して制度化して實現せしむるにありと云へよう。

三、議會制度の改革

政治の集中統合、政治に依る經濟、文化の一元化が國防國家建設途上に如何に實現したかを見た際

議會の地位が著しく變貌した事を述べた。即ち、政黨内閣が議會を地盤に鬭争の勝利者に依り組織された時代が、滿洲事變を楔機に終り、それ以後は議會の地位の低下が政黨の凋落と共に甚しくなり、國家總動員法の成立は立法府たる議會が、行政府に從屬する指標をなすものであつた。更に政黨が解消するや、議會優越の原理は全く姿を沒した形である。議會は飽くまで政府の協力機關であり、翼賛機關でなければならぬのであつた。

當然議會制度の改革が取り上げられる。嘗て政黨に取つて議會は國民の特殊意思を代表し、その話し合ひに依つて國民の統一意思を作り出す場所であつたが、今や議會はナチ・ドイツの國會が示すやうに歡呼の舞臺・國民の統一意思を顯揚する場所で、象徴的な意味しか有たないのである。本來議會は翼賛の場所である。即ち、貴族院も衆議院も國民の眞の代表者を以て構成さる可きであり、亦議會は國民の統一意思のよき表示場所とならねばならぬ。

右の如き要請が徹底するならば貴族院、衆議院兩院制自體根本的検討をうけなければならぬ。兩院の併存を許すとしても、貴族院の華族中心は當然改めらる可きであり、多額納稅議員も不要だ。かくて華族、勅選兩議員と更に經濟、文化の代表者を以て占めらるべきだ。各職分に應じて國民が國家に奉公するのが新體制の趣旨とすれば、職能中心に改革さる可きだ。

五五

衆議院も亦國民の意思統一の場所とならねばならない。それにはまづ選舉制度の改正を要し、議員は國民の眞の選良たる性質を必要とするであらう。かゝる前提が與えられれば、當然新體制下に於ける議會は中央から部落常會に至る一線の中間點として、翼賛體制の一環たる資格を附與される譯だ。翼賛機關たる以上、諸案の審議も極力簡易化される可く、讀會、委員會制度の廢止も當然伴ふであらう。

四、國民組織の問題

國務と統帥の統合、政府部内の統合及び議會制度の改革何れも新政治體制の構成分である事は云ふ迄もない。併し、之等の體制整備も國民組織の確立を見ずしては不可能であらう。八月二十八日の新體制準備會第一回會合(註)に於ける近衛首相の聲明も此の點を明らかにして居る。

即ち「新體制に含まるるものとしては、まづ統帥と國務との調和、政府部内の統合及能率の強化、議會翼賛體制の確立案が擧げられねばならぬ。これらの事項については、政府の立場に於いても銳意その實現を期しつつある。併し乍ら更に重要なるはこれらの基底をなす萬民翼賛の所謂國民組織の確立であつて、ここに準備會を招請し協議協力を求めんとするのも正に此の要請についてである」。

國民組織こそは國內新體制の眼目でなければならぬ。

吾々は既に第一次近衛内閣當時の國民再組織の失敗を語つた際、同組織の失敗は國民再組織の必要そのものをも消失せしめた譯ではない事を注意して置いた。國內的には國家總動員法の施行に伴ひ、國家はますます國民生活に喰ひ入つて行くのであり、それだけ國民の協力が要請されるのであつた。成程かかる國民運動が展開しなかつた譯ではない。即ち、精神總動員が行はれたのであり、興亞奉公日が設定されたのである。が併し、精神は飽くまで肉體と共にあり、兩々相俟つて始めて身體を形成するが如く、國民運動が精神動員に止まる限り、同運動は抽象的なるを免れないのであつた。即ち平沼、阿部、米内内閣の國民動員が失敗したのは恐らくかかる抽象性に基くものであらう。何は兎もあれ、立憲的統一化と全國民的民主化の二方向が統一されるのが、國防國家の與えられた方向だとすれば、政治の使命はかかる二方向を相反するままに放置せしむる事なく、包括する點に求められねばならぬ。かかる命題の遂行が即ち國民組織の問題でもある譯だ。

立憲的統一化が官の力を増大せしむるものであり、全國民的民主化が民の力に俟たねばならぬとすれば一元化は當然官民協同の方策を採らねばならない。近衛首相は『國民組織の運動は實に官民協同の國家的事業であり、全國的なる國民翼賛運動に外ならぬのである。』と説明するが、之は蓋し首相の言を俟つ迄もあるまい。官民の協同はつまるところ國民組織の指導原理を示唆するものだ。即ち國民組

織の指導原理は協同の理論と云えよう。

五八

工場に於いては従来、資本家と労働者とが對立して居た。資本は利潤を追求し、労働者は賃銀の増額を要求して闘争したのである。農村では何を作るとも、亦如何なる方法に依る生産であつても農民の自由であつた。之ら一切を規定するものは價格關係であつたとすれば、かかる關係に基く思惟は當然貨幣的思惟であつたと云はねばならない。成程、貨幣は自由であり平等ではあつたが、その背後には黄金の暴力が控えて居たのである。かくて自由主義的な個人中心の物の考え方や行動方法を生んだのも當然である。

だがかかる考え方、行動様式は國防國家確立の下にあつては許されない。今従來の方式を經濟中心と呼ぶならば、非經濟中心的方式が採られねばならぬ。それがつまり協同の原理となる譯だ。協同の原理は政治の原理でもあり人倫の原理でもある。政治は倫理と一元化して經濟的思惟を抑ふる所に協同の原理が成立するのであつた。

では協同の原理、倫理、政治の經濟に對する優位の原理は國民組織構成の様式を如何なるものとして要求するか。先に吾々は經濟中心的な原理が、對立と分裂とを許容するものであると云つたが、當然對立と分裂を排除して統一を與へる組織が即ち國民組織でなければならぬ。工場に於ては經營者と

技術者と労働者とが職能的並に技術的立場に於て存在するのであつて、その活動は國防を全からしむるため、生産の高上の見地よりなされねばならぬのである。農民は亦國家に必要なものを生産し、かかる生産に沿ふ可く生産方法の再組織を行ふ可きである。即ち協同の原理は國民の技術乃至職能の伸張と云ふ方向に具體化されねばならぬ。『國民組織は國民が日常生活に於て國家に奉公する組織なるが故に、それは經濟及び文化の各領域に互つて樹立されねばならぬ。即ち、經濟に於いても文化に於ても凡ゆる部門がそれぞれ縦に組織化され、更に各種の組織を横に結んで統合する所の全國的なる組織が作られねばならぬ。』(八月二十二日首相聲明)

技術乃至職能に基く縦の組織横の連絡が協同の原理、公益優先の思惟の具體化せるものであつた。とすれば、従來の政治組織はかかる職能中心にまづ改組されねばならぬ。政黨は既に解消した。之に應じて凡ゆる既成の經濟團體、文化團體の改組が行はれねばならない。だが政黨解消の後に現はる可き國民組織の『中核體』は如何なるものである可きか。

獨逸にはナチス黨が、伊太利にはファシスト黨が、更にソ聯には共産黨がそれぞれ國民の中核體組織として存在する。之は所謂強力政黨であり一國一黨と呼べる可きものであらう。日本にも亦かかる舉國黨が必要であらうか。此處でも協同の原理は自己矛盾に陥る所なく貫徹される。即ち、

五九

「國民組織、特に政府に依つてなざる、國民組織の運動が政黨運動の形を探る可きでない。さればと云つて所謂一國一黨の形を探ることも亦到底許されぬ。何となれば一國一黨は一つの「部分」を以て直ちに「全體」となし、國家と黨を同一視し、「黨」に反對するものを以て國家に對する反逆と斷じ「黨」の權力的地位を恒久化し、黨首を以て恒久的なる權力把持者となすからである。かゝる形態が他國に於て如何に優秀なる實績を示したりとは云へその形態を直ちに日本に於て認むることは一君萬民の我國體の本義を紊るものと謂ふ可きである。」
(八月二十二日首相聲明)

國民組織の「中核體」を一國一黨に求むるは中核體をして「幕府的存在」たらしむるものであり、更に一君萬民の國體の本義にもとるものである以上一國一黨は我國で存在を許されない。かくて國民組織の中核體の形成は國民組織結成の最大難關であり、然も我國獨特の政治組織だと云はねばなるまい。併し、中核體の構成は朝野有名無名の士を以てすると云はれる。が吾々はしばらく伊太利の大評議會の性格を顧みて中核體組織の概貌の他山の石としよう。

「ファシスト黨」が國內唯一の政黨であり、組織の原理が最も嚴重な階級にある事は言ふ迄もない。我々は黨内の階級を三つの段階に區別する事が出来る。最高位には指導者があり、第二段には中央、地方の幹部があり、基底には一般黨員の層がある。黨の重要なる指導機關として大評議會、全國指導部全國評議會がある。

初め大評議會はファシスト黨の重要機關であつたが、一九二八年(昭和三年)の法律に依つて、國家の重要機關となつた。大評議會は次の如き三種の議員を以て構成され、首相は當然その長となり、之を招集し、その

行動を決定する。

- (一) 終身議員(ローマ進軍の四巨頭)
 - (二) 職務上議員たる者。
上院及衆議院議長、外務・内務・司法・財政・國民教育・農林及協同組合の各大臣、イタリア學士院院長、ファシスト黨の正副書記長、義勇國民軍總司令官、國家防衛特別裁判所長、ファシスト聯合會長、及工業、農業のファシスト職業組合、全國聯合會長。
 - (三) 國家及ファシスト革命に功績ある者で、政府首長の命令により、三ヶ年の任期を以て指名された者。
- また大評議會の職務は審議及諮問の二つより成る。前者に屬するものは、

- (一) 衆議院議員候補者名簿の作成。
 - (二) ファシスト黨の黨規、政治的指令及方針。
 - (三) ファシスト黨の役員の任免。
- 後者に屬するものは、

- (一) 王位の繼承、國王の大權及特權。
- (二) 大評議會、上院及衆議院の構成及職能。
- (三) 政府の首長たる首相の權限及特權。
- (四) 法的効力を有する規則を發布す可き行政部の權限。
- (五) 職業組合及協同組合の組織。
- (六) 國家と法皇との關係。
- (七) 領土の變更に關する國際條約。

又大評議會は首相の附議する總ての問題に就いて諮問機關として作用する。大評議會は實はファシスト黨と國家を連結するものであると言へよう。

勿論ファシスト黨に當る可きものは我國には許されない。併し、國民の中核體は大評議會にも當る可きものであり、ファシスト黨の基底をなすものが、黨員である事を思えば黨員にも當る可きものは日本の場合隣組、部落常會と云ふ地域的單位であらう。

が、かかる地域的單位は亦國民組織の職能性を無視してはならない。國民の職能に應ずる協同こそ國民組織の原理であつたからだ。かくて凡ゆる經營及び村落を基底として各職分の部門別組織がなければならぬ。が近代以前の社會組織の性格たる地域性と近代社會の組織性格たる職能性を併せ有つ場合、始めて日本的な國民組織が形成されよう。凡ゆる既存團體はかかる國民組織に依り體統を與えられる可きだ。

吾々は新政治體制の全貌を詳細に論述する必要はないと云えよう。何故ならば、政府は既に新體制準備委員(註一)を任命し、各界の人士を集めて新體制の基本問題を協議しつつあるからだ。然も準備委員會は從來會議の多數決原理に依る決議を排し、首相の衆議統裁の方式を採つて居る以上、從來の徒らなる論議は除かれて實踐に移されるであらうからだ(註二)。

(註一) 新體制準備委員會の構成

- ◇ 貴族院代表 後藤文夫、有馬頼寧、大河内正敏、井田磐楠、堀切善次郎、太田耕造
 - ◇ 衆議院代表 永井柳太郎、小川郷太郎、岡田忠彦、金光庸夫、秋田清、麻生久、前田米藏
 - ◇ 學界代表 井坂孝、八田嘉明
 - ◇ 外交界代表 白鳥敏夫
 - ◇ 自治團體代表 岡崎勉
 - ◇ 愛國團體代表 末次信正、橋本欣五郎、中野正剛、葛生能久
 - ◇ 言論界代表 古野伊之助、緒方竹虎、高石眞五郎、正力松太郎
- (註二) 九月三日發表の國民組織大綱試案に依れば、完成された國民組織は業種別全體組合、各種團體を統合した最高經濟會議、最高文化會議であるが、それまでの過渡的組織として、『新體制建設國民協力組織』が考へられる。即ち、總裁より町村支部に至る縦の組織を中核體と言ひ、又は執行部と呼ぶ可きもので、主なる目的は上位下達の機關たるにある。總裁に顧問が直屬し總裁の下に副總裁があるが、中央本部の筆頭總務とも呼ぶ可き人が中央本部長となり、總務部、政策部、組織部、議會部、經濟部、文化部、青年部、訓練部、國民生活指導部、宣傳部、東亞部の部長は總務が兼ねる事になつてゐる。道府縣支部、郡市支部、町村支部は中央本部に準じた組織を採る。更に總裁直屬の新體制促進中央協力會議が諮問機關としてあり、同會議は下意上達の機關として、町内會、部落常會を組織立てて行くのである。(富田書記官長談に依る)

勿論國民協同的組織が美はしいからと言つて日本の現實がしかく美はしいのではない。寧ろ逆だ。むしろ逆だからこそ經營内、村落内の自覺分子は蹶起して結合を強化しつつ、國民組織中核體へ連結しなければならぬのである。激動し苦悶する國民の日常生活の中に入り、日本産業の基礎的部分に身を挺して、生活の再建、勤勞人格の確立に向ふならば即ち國民組織の地盤は與られたと云はねばならぬ。かかる國民の選良なくしては國民組織も亦新體制も不可能だと云ふ事は疑ひない所だ。

かく考え來るならば、教育の有つ使命、青年の有つ重要性が大きく浮び出よう。

六四

「我が國體より發露する指導理念に依つて青年層を充分に指導し之を動員しなければならぬ。……新體制が高度の政治指導性を有つためには經濟至上主義的な考え方を修正しなければならぬ。……」(八月二十八日新體制委員會に於ける橋本委員の質問)。

吾々は國防國家の本質を政治の經濟に對する優位の徹底化、一元化として捉えた。日本の滿洲事變以降の歴史は政治と經濟の相剋、政治の優位性の確立化の過程であつた。今や政治と經濟は一元化する可きであり、新體制はまづ新政治體制でなければならぬ。經濟體制は新政治體制の確立に依つて與えられる。それは政治の優位より當然であらう。唯日本の有つ政治は特殊なる構造を有する事を銘記しつつ、經濟文化は政治に依つて蔽はれつつある事、そしてまたかかる政治の強力性は一に國民にかかる事を知り得た。併し經濟は政治と共にすぐれて現實的なものであると我々は嘗て述べた。新政治體制は若し、新經濟體制を豫想せざるに於ては徒らに、經濟との相剋を繰返すのみであらう。かくして我々は經濟新體制の問題を論ず可き場所に來た。

第二部 新體制下の日本經濟

第一節 新經濟體制への要請

一、新經濟體制の理念と問題

新體制の理念は、去る八月二十八日の近衛總理大臣の聲明によつて明かにされた。即ち、急轉する『世界情勢に即應しつゝ支那事變處理を完遂し、進んで世界新秩序の建設に指導的役割を果すためには、國家國民の總力を最高度に集中し……得るやう、高度國防國家の體制を整へねばならず』、そして『高度國防國家の基礎は強力なる國內體制にあるのであつて、こゝに政治、經濟、教育、文化等あらゆる國家國民生活の領域に於ける新體制確立の要請があるのである』。

つまり、新體制は高度國防國家の基礎であり、高度國防國家體制は支那事變處理を完遂し、進んで世界新秩序建設に働きかけるための要件である。もう一度言ひかへれば、新體制の樹立、従つて國防

國家體制の確立なしには、支那事變の收拾も、變轉する世界情勢に對應する外交政策の遂行も不可能であり、ひいては東亞に於ける新秩序の建設も不可能となるといふことだが、これだけのことは、既に今日の國民の常識でもあらう。

だが、それではいま現に樹立されようとする新政治・經濟體制とは具體的に如何なる形式と内容とを持つものであらうか、或はあるべきだらうか？ またさうした新體制を整へ、高度國防國家體制を整へた上で、支那事變處理をどういふ具體的方法で完遂し、『世界新秩序の建設に指導的役割を果すために』具體的にどういふ方策がとられようとするのか？——といふ點になると、まだ明かに示されてはゐない。例へば日支國交調整の交渉内容は、もとより知る由もない上に、對蔣政權の問題は依然として残つてゐる。外交政策に就ても、去る八月一日の松岡外相談で『進んで我に同調する友邦と提携する』と云はれてゐるだけで、それ以上のことはまだ國民には知らされてゐない。

經濟の部面に於ても、新經濟體制が作られるのは今後に屬し、如何なる新經濟體制を作るべきかはなほ目下の論議の對象である。従つて高度國防國家體制の上に立つて、我國が行ふであらう具體的諸方策や新しい經濟體制の内容、今後の經濟政策等々が具體的に明かにならなければ、新體制の下で我國の經濟が如何なる發展を辿り、國民の經濟生活がどのやうに導かれるかは明瞭には判らない。

併しながら、我國經濟の將來に對する見透しが全くつかない譯ではない。我國經濟が高度國防國家建設の方向に進むことは必然だとすれば、我國經濟の進むべき大きな方向は高度國防國家が經濟に對して何を要求するかによつて定まる筈である、と同時に、高度國防國家が、現在の我國經濟に向つて提出する要求は、今日の我國經濟力によつて制約されなければならない。一般的に言へば、高度國防國家が經濟に向つて課する要求は無限に大きなものであり得るけれども、併し現實の問題としては、その國の經濟力を無視した要求ではあり得ない。

だとすれば、國防國家が經濟に對する要求と、今日の我國が持つてゐる經濟力とを檢討することによつて、日本經濟の將來に關する概略の見透しを立てることは不可能でない。そのことは、我國經濟が辿り來つた跡を振り返ることによつて、殊に滿洲事變以來、分けても支那事變以來の我國經濟の發展を顧ることによつて、より一層明瞭にされるだらう。といふのは、國防國家建設の要求は、今日始めて起つたものではなく、それは既に滿洲事變前後から實行に移され來つたものだから、滿洲事變以來の我が經濟の變轉のうちには、國防國家と經濟との關聯がかなり明瞭に現はれてゐるからである。

そこで、右に述べた考へ方から、新體制下の日本經濟の將來がどうなるかといふ問題を取扱ふことにしよう。なほ當面の、即ち今年第二―第三四半期に於ける日本經濟各部門の狀況と、新體制との關

聯といふ點は第五部『日本經濟各部門の分析』で取扱ふから、この第二部では、日本經濟のやゝ長期的な展望乃至は基本問題を主として取扱ふことにする。

二、新體制に於ける政治力

我國經濟の今後の發展は、右に述べたやうに、高度國防國家建設といふ要請によつて方向付けられる。そこで、高度國防國家は、經濟に對して何を要求するかといふことを問題にしなければならぬが、その點に入るまへに、なほ國防國家に於ては政治が經濟に優位するといふ點について、述べておかなければなるまい。國防國家に於ける經濟の地位を考へるには、政治が經濟に優位するといふ根本命題を常に考慮に入れなければならぬからである。その點に就ては第一部に於てかなり詳しく述べて來たが、要點だけを繰返して見ると次の如くだ。

我が陸軍省情報部の見解として記してあるやうに、『國防國家の理想型とはどんなものかと考へてみると……戰爭遂行を容易ならしめるための政治が一元化され、強力化されてゐること』(註)を、必要とする。國防國家が必要とするものは、單なる『政治の一元化、強力化』ではなくして、『戰爭遂行を容易ならしめるための』政治の一元化、強力化である。そして國防國家に於ては、さういふ政治が

經濟に優位し、經濟を指導する。

(註) 陸軍省情報部『國防國家建設の必要』、官報週報昭和十五年八月二十一日號九頁。

だから今日我國で確立されようとする新政治體制に於ても、この新體制を背景として作られる強力な政治、一元化された政治は『戰爭遂行を容易ならしめるため』のものでなければならぬ。いま我國で、新體制の理念は理念として、現實に新政治體制の指導力を握る政治勢力の性格は如何なるものか、といふことが世人の論議の的になつてゐるやうであるが、この點は、國防國家の要求する政治が何かといふことを考へれば、おのづから明かになるだらう。『革新的』勢力と『現状維持的』勢力の關係乃至は均衡とか、『軍部が政治及び軍事の全面的責任者たる立場に立つ』(註) ときが來るかどうかといふやうな現實の政治情勢の分析は、いまの筆者の課題ではない。また新體制確立のために『一切の私心を去り、過去に泥まず、個々の立場に捉はれず、協心戮力』することを誓つた新體制準備會に至つては、當然このやうな問題とは没交渉であるべき筈だ。たゞ筆者の指摘せねばならぬことは、國防國家に於ける政治の性格が、『戰爭遂行を容易ならしめるため』に一元化され、強力化されたものだ、といふことである。従つて、我が新體制の『中核的組織』の性格も亦、右のやうなものでなければなるまいといふことである。

(註) 『時局收拾の第一の方策は、軍部が政治及び軍事の全面的責任者たる立場に立つことであると私は考へてゐる。何と言つても軍部は刻下の推進力であり、當然の歸結として、其の責任者であるからである。この事實に眼を蔽ふものは何等かの意味に於て手前勝手である。軍部としては直接表面の責任者たる地位に立つことを回避すべからず。この事を反對するのは下らぬセンチメンタリズムに過ぎぬ』(帝國農會東浦庄治氏、中央公論昭和十五年八月號本欄二一八頁)

三、經濟に對する國防國家の要求

扱てさういふ性格を持つた政治が打樹てられ、さういふ政治が經濟を指導する。従つてそこには、當然經濟に對する相當の負擔が負はされなければならぬだらう。前に擧げた陸軍省情報部の見解によれば、『國防國家の理想型』は、政治に對する要求のほかに次の如き要求を持つてをり、それらの要求の主要部分は經濟の分野に對して向けられるものである。

『今、國防國家の理想型とはどんなものかと考へてみると、先づ第一に軍備が、質量共にその國是遂行を保障するに充分なるものであること、戰爭遂行を容易ならしめるための政治が一元化され強力化されてゐること、經濟的には公益優先主義によつて組織され、國民生活が確保されてゐるやうに運営されてゐること、資源的には自給自足が可能であること、工業的には軍備を充分に充足しうることを、科學的には敵の意表に出で得る發明能力を有し、思想的には國民の精神を健全に發展せしめ得る資質を有することなど、廣義國防の要素が立派に整備せられた國家が理想型であると云へよう。』(陸軍省情報部前掲週報記事)。

即ち國防國家の要求するものは『先づ第一に軍備が、質量共にその國是遂行を保證するに充分なるものであること』だ。従つて、そのことは軍備充實のための財政支出を必要とし、その軍備は國是の氣宇が雄大であればある程、規模に於て大きなもの、質に於て優れたものを必要とする。従つて、それに應じて軍事費も亦膨脹する。軍事費の膨脹は、公債の増發—兌換券の増發—物價騰貴によるインフレーションの危険、或は増税による國民の負擔を招來するだらう。

第二に、『工業的には、軍需を充分に充足し得ること』を必要とする。そして軍需を充分に充足し得るだけの工業といふのは、強力な軍需工業と、その基礎工業としての發達せる一般重、化學工業及び機械工業を意味するだらう。さういふ工業的基礎が既に確立してをれば、それらの工業部門を活動させるだけで足りるが、併しそれらの工業部門が未發達だとすれば、それを急激に發達せしめなければならぬ。そしてそのためには、産業機構の編成替を行はねばならぬだらうし、それに伴つて産業諸部門の間に生じ得べき摩擦をも調整しなければならぬ。

第三に、『資源的には自給自足が可能であること』を必要とする。如何に重、化學工業及び機械工業の基礎が確立してゐても、原料の自給自足が可能でなければ、戦時に於て原料輸入が杜絶し、或は不足勝ちとなつた場合には軍需生産が萎縮せざるを得ない。従つて原料の自給自足は國防經濟の當然の

要求となるわけだが、併し國內にそれだけの資源を持たない國では、次のやうな方法をとらなければならぬだらう。

七二

國內に於て代用原料品を生産するか、ブロック經濟圏を確立してその圏内で自給自足を行ふか、以上二つのことが不可能或は不充分である場合には、圏外の國との外交的、經濟的提携によつて原料を獲得するかである。併しそのいづれの場合にしても、國家の強固な經濟力を必要とする。代用原料工業を興すことはそれ自體一つの大きな事業であるし(例へば人造石油工業の如き)、ブロック經濟を確立するにも、政治的乃至軍事的壓力と共にブロック内物資の交流を必要とする。即ち原料を輸入するには、完製品の輸出を要するし、また未開發の資源を開發するには、建設資材から輸出して行かねばならない。ブロック圏以外からの原料輸入には、外交的交渉と並んで輸入資金の獲得が必要になる。以上のやうな經濟的負擔を荷ひつつもなほ、第四に『國民生活が確保されてゐる』ことを必要とするのだから、國防國家に於ける經濟は、平時經濟と異つた組織をとらざるを得ない。

即ち、第五に、國防國家に於ては、國の經濟力を最高度に發揮し得るやうな組織、體制を必要とする。國の經濟力を最高度に發揮するには、個々の經濟單位がバラ／＼に活動するのではなく、統一的計畫の下に、それ／＼の經濟單位の活動が行はなくてはならない。平時經濟にあつては、個々の

經濟單位の活動はそれ／＼の經濟單位の利潤追求を目的とするものであり、従つて自己を中心とするものである。そのために、經濟單位は獨自の目的に従つて獨自の活動をするのだが、經濟の全能力を發揮するための計畫性と利潤の追求とは矛盾、衝突することを免れない。そこで各經濟單位の利潤追求に制限を加へつつ、計畫的活動のなかへこれを統一することが必要になり、それには新しい經濟の組織を必要とする。『經濟的には公益優先主義によつて組織される』ことが必要になる。それが經濟の新體制である。

併し利潤そのものを否定せず、これに制限を加へるのだから、その制限の度合が問題になる。どの程度の利潤の制限を行ふかといふことで、政治と經濟との間に、相刻の起る餘地が残り得る。新體制への編成替の過渡期に於てはなほ更である。また經濟の計畫的運營は言ひ易くして、その實行は頗る困難である。困難だからとて勿論これを實行に移さぬわけには行かないが、併し難しいことは確かである。

のみならず、かなり高度な計畫性が實現したとしても、計畫それ自體による物資増産には自ら限度があり、計畫さえ行はれるならば、物資の無限の増産が行はれ得るといふものではない。計畫經濟の下に於ても國の經濟力は一定の限界に制約されなければならない。

七三

以上は國防國家の經濟に對する要求を抽象的に考へたものであるが、それだけでも經濟の負ふべき負擔のかなり大きいことが判るだらう。だがここで筆者が述べようとするのはかういふ抽象論ではなく、右のやうな國防國家の經濟的要求が、我國に於て今後如何に實行され、それが我國の經濟をどう動かして行くかといふことである。そしてその點についての具體的な検討に進むにつれ、新經濟體制の確立、乃至はその體制下に於ける我國經濟の前途には、なほ幾多の困難が横つてをり、それらの困難の決して生易しいものでないことが、明瞭になつて來るだらう。

併しさうだからと言つて、最早今日ではこの困難を回避することは出來ない。高度國防國家の體制を整へることは、近衛首相のいふやうに『一内閣、一黨派、一個人の要請を遙に超えたる國家的要請』であるからだ。そしてこの高度國防國家の體制を確立し得るかどうかは、『正に國運興隆の成否を決定する』からである。

だから、滿洲事變以來十年の永きに亘つて政治との抗争を続け來つた『經濟』（第一部第二節、第三節参照）と雖も、も早今日では決して新體制の確立に反對しない。いな、財界人の一人が言ふやうに、『經濟界——尠くもその心臓部』は『當事者としての熱意に傾きつつある』。そればかりではない。彼等は既に、『新體制から豫想される壓力に對しても覺悟してゐる』のである。

『新體制に對する經濟界——尠くもその心臓部の考ふる期待は、冷靜なる批評的立場より、むしろ當事者としての遂行的熱意に傾きつつある。いふ迄もなく、此際新體制の成否如何は、單なる政治現象でなく、國家全體の、從つて亦彼等自身の死活問題ともなることが、明確に認識されつつあり、それだけに、今日の經濟界は、他面、新體制から豫想される壓力に對しても覺悟してゐる。政治的新體制への切替が、同時に經濟界へも、或る程度の壓力を與ふことは、不可避のことだからである。』（飯田清三氏『新體制への切替と經濟界の壓力』、東洋經濟新報昭和十五年八月廿四日號一一頁、飯田氏は野村證券會社常務取締役）

のみならず、經濟界、就中諸經濟團體は既に新經濟體制に關する具體案を研究しつつあり、既にその案の要綱を公表したものとさえある。

例へば中央物價統制協力會議は八月廿八日の新聞紙に、商業組合中央會では八月廿九日の新聞紙に、いづれも産業及び商業再編成に關する試案を發表してゐる。また、日本經濟聯盟會主催の重要産業統制團體懇談會は八月二十九日にその發會式を行つたが、その席上、副會長平生夙三郎氏はこの懇談會が、『未だに自由主義から脱却してをらぬ産業人』をして『具體的な仕事を通じて公益的見地に立つやう仕向け、自ら進んで國家に貢獻せんとする熱意を持つに至るやう指導する使命を帯びてゐる』といふ演説を行つた（東京朝日新聞八月三十日）。これらは、いづれも『經濟界の心臓部が當事者としての熱意に傾きつつある』證左と見てよからう。

第二節 強力軍備の確立と經濟力

一、我が軍備の目標と軍事費の目安

高度國防國家の建設が日本經濟の今後に課せられた任務であるとすれば、その負擔が如何に重いものであらうとも日本經濟はこれに堪えて行かねばならぬし、またこれに堪え得るやうに經濟體制を整備しなければならぬ。それでは、今後の日本經濟は如何なる程度の負擔を負ふかといふことだが、先づ第一に軍備充實の問題から入つて行かう。

そこで我國が充實すべき軍備の規模如何といふことだが、軍備は『質量共にその國是遂行を保障するに充分なるもの』でなければならぬ。然るに我が國是は『皇國を核心とし、日・滿・支の強固なる結合を根幹とする大東亞の新秩序を建設するに在り』(近衛内閣基本國策要綱)、單に支那事變の處理、收拾ばかりではなくて、大東亞の新秩序を建設しなければならぬ。他の言葉で言へば東亞共榮圈を確立することがそれである。従つてこの國是を遂行するに足るだけの軍備は『劃期的なものを必要とする』

に違ひなく。

即ち、『皇國が企圖する東亞共榮圈なるものは、東アジア大陸と西太平洋の陸と海とに互るもので、これを防衛するのが、わが陸海軍の任務である』。然るに『この東亞共榮圈の確立を脅かすものが、隣邦であるソ聯であり、米國で』あつて、『尙ほ英國もこれに加へなければならぬ』。『而してソ聯は世界第一の陸軍軍備を擁し、米國もまた世界第一の海軍軍備を整備しつつある。この二大強國に對し、われ／＼として不脅威、不侵略の陸海軍を整備することが絶対に必要である。……かくの如く東亞共榮圈確立を保障するわが軍備なるものは、その量に於て、その質に於て、劃期的なものを必要とすることになる』。(陸軍省情報部前掲記事)

尤も、劃期的な軍備を整へると言つても、ソ聯及び米國の陸海軍と同じだけの軍備を整へようといふのではない。

『世界第一の陸軍力、海軍力を有するソ聯や米國と軍備擴充競争をしていつたならば、到底わが國力が耐へ得ないではないかとの論も起るわけではあるが、それは軍備の自守性によつて自ら限度を見出し得る。即ちソ聯の極東に用ひ得る戦力、米國の西太平洋に指向し得る戦力は、その總戦力に比し著しく制限せられるところの地の利がある。』(陸軍省情報部前掲記事)

だからその必要はないわけだ。併しソ聯が極東に向け得る戦力及び米國の西太平洋に向け得る戦力

に對抗し得るためには、即ちこの二國を對手とし得るため、或はこの二國から東亞共榮國を防衛するに足るためには、我國は相當大きな陸海軍を必要とするだらう。軍事専門家でない筆者には、もとよりそれだけの軍備の質的、量的規模がどれだけでなければならぬといふことは判らないが、ソ聯及び米國の龐大な軍事費から想像して、我が軍事費がどれ程必要かといふ大ざつばな見當を付けることは出来るだらう。

ソ聯の國防費は一九四〇年度（曆年）豫算に於て五百七十億六千六百萬ルーブルである（註）。假に一ルーブルを邦貨の二十錢として換算して見ても、百十四億圓を超える。そのうち假に——文字通り假にである——五分の一が極東のための軍事費だとしても二十二億圓餘となる。

（註）第六回ソ聯最高會議に於ける財政人民委員ズヴェレフの報告による。詳細は東洋經濟新報昭和十五年五月十一日號二三—四頁参照。

米國の國防費は一九四一年度豫算（一九四〇年の七月より一九四一年六月まで）に於て十五億三千九百萬弗で、このうち海軍省豫算は六億八千七百七十萬弗である（註）。これは大統領の豫算教書に示されたものであり、この他に龐大な追加豫算案が議會を通過する模様だが、右の豫算だけでも海軍費は六億九千萬弗弱である。百圓を二十四弗として邦貨に換算して見ると、二十五億圓を超える。

このうち假に——やはり文字通り假に——西太平洋軍備に向けられるものがその三分の二とすれば十六、七億圓となる（これに、ワシントン八月二十九日發同盟電報が傳へる如く、五十二億三千三百萬弗の新追加國防豫算案が成立すれば、米國の軍事費は右の數字よりも遙かに龐大なものになる。勿論これは一年度に支出するものでなく、數ヶ年に分割して支出されるものだらうが）。

（註）『コマーシャル・アンド・フィナンシャル・クロニクル』による。東洋經濟新報社「經濟年鑑」昭和十五年版四六〇頁参照。

筆者の素人考によるソ聯及び米國の軍事費と我國の軍事費の比較をもう少し押し進めると、ソ聯はその極東兵力のために年々二十億圓以上、米國は西太平洋のために年々十六、七億圓を投じてゐることになる。これに對して我國は、昭和十五年豫算に於て陸軍省十二億七千五百萬圓、海軍省十億二千九百萬圓を支出することになつてゐる。これらの數字を比較すると、ソ聯及び米國から東亞共榮國を保護するには、我國の軍事費をもつと増加せねばならぬことになるわけだ。

尤も、右の比較は極めて粗雑なもので、一應の目安としての意味しかないものである。而も、これは財政支出の比較であるから、假にかういふ比較が許されるとしても、ソ聯、米國、日本の、それぞれの貨幣が持つ購買力を考慮に入れなければならない。また同じ費用を投じた兵器、艦艇にしても、

ソ聯、米國、日本のそれ／＼は、その性能を異にし、同じだけの金額の給與を與へたとしても、ソ聯米國、日本の軍隊はそれ／＼戦闘力を異にするだらう。のみならず、右に擧げた我國の軍事費は一般會計に屬するもので、別に臨時軍事費特別會計（支那事變費）では昭和十五年に四十四億六千萬圓の豫算が計上されてをり、このうちにも或は軍備充實費に類するものを含んでゐるかも知れない。

二、軍事費と我國の經濟力

だから、右のやうな三國軍事費の比較がそのまま、この三國の軍事力の比較にはならぬこと勿論だが、とにかくソ聯及び米國のそれぞれの尨大な軍事費を考へ、そして『東亞共榮圈の防衛』といふことを考へると、我が軍事費が『劃期的なもの』を必要とすることは、軍事専門家ならぬ我々にもおぼろげながら想像が付く。

そこで軍備と我國の經濟力との關係であるが、單に現有の軍備を維持しつつ充實を計るといふだけならば、今後の軍事費が或る程度膨脹を遂げても、それによつて我國の經濟が著しく困難になることはあるまい。後掲の表（八三頁）に示すやうに、我國の軍事費は昭和五年度の四億四千三百萬圓から、昭和十四年度には、支那事變費を別として十八億二千七百萬圓に、十五年度には、同じく事變費を別に

して二十三億四百萬圓に増加してゐる。昭和五年度に較べると昭和十四年度は四・一倍、十五年度は五・二倍になつてゐる。この限り軍事費は大膨脹に違ひないが、併し我國の經濟力も亦最近十年間に飛躍的な發展を遂げてゐるから（第三節參照）、それを考慮すればこの膨脹も驚くに足りないだらう。ただ問題は、その他に巨額に上る支那事變費を荷つて行かねばならぬといふことである。支那事變を遂行しつつ、北はソ聯に對し、南は米國に對する備へをせねばならぬといふことだ。財政について言ふと、支那事變費を含めた軍事費は、昭和十四年度に六十四億三千二百萬圓、十五年度に六十七億六千四百萬圓で、それ／＼昭和五年度を基準として十四・五倍、十五・三倍になつてゐる。昭和十五年以來の我國經濟力が如何に大きな發展を遂げたとしても、その經濟力が昭和五年當時の十四、五倍に達し得てないことは、後にも述べる通りであるが、八三頁の表を見ても、軍事費の膨脹速度が經濟力の發展速度よりも遙かに大きいことが判るだらう。

この表は國民所得に對する軍事費の割合を示したものであるが、かういふ比較を試みる理由は次の如くである。軍事的消費（武器、兵器、艦艇、軍用機、糧食その他將兵の給與等々。それらが戦場で消費されても、貯藏されてゐても、それが非生産的である點には變りがない）は、國の年々の總生産物のなかから割かれる。つまり年々の總生産物のうちから生産に要した原材料、動力、機械器具の消

耗、國民の生活に必要な物資等を引去るとその年の餘剰が生ずる。その餘剰は次年度の生産を擴張するために要する機械設備、原材料、勞働力を整へることによつて次の年の生産を増加し、國民の生活を豊富にして行くのだが、軍事的消費はこの餘剰のうちの一部を割いて行はれる。それでも平時にあつては、なほ次年度の生産を擴張するための餘剰が残るから、生産は擴大されて行く。併し場合によつては、軍事消費がこの餘剰の全部を吸収することもあり得るし、更にそれでも足りなくて、生産設備、原材料、國民の生活のための物資に喰ひ込んで行くことがあり得る。さうなると年々の生産は減少して行く（なほこの點に關する説明は本年報第三十七輯五八―六四頁、第四十輯九一―一〇〇頁等を参照されたい）。

とすると、年々の餘剰と軍事消費とを對照することによつて、軍事的消費がこの餘剰のうちどれ程を吸収してゐるかが明かになるのだが、これを明かにするやうな充分な資料はない。ただ一つの目安として國民所得の數字を利用することが出来る。次頁表に掲げる國民所得の數字がそれであつて、これは我國（内地）の工、鑛、農林、水産業等の年々の總生産額から、その年の生産に要した原材料費（農業では種子の費用、肥料代等）、機械器具の償却、動力費、燃料費、運賃、通信費等々を差引いたもので、賃銀、給料、利潤の總計と見ることが出来る。即ちこの國民所得は、國民の生活に用する費用と次年度の生産擴張のための餘剰との合計を意味すると考へてよいだらう。

つまり、大ざつばに、國民所得は、國民の生活費、次年度の生産擴張のための餘剰、軍事的消費の三つに分けられるものと見ても大きな間違ひはないだらう。さうすると上掲表の示すやうに、そのうち軍事的消費は昭和五年には三・七%を占めてゐたが、六年には四・四%に、七年には六%に高まつた（國民所得は曆年の數字、軍事費は四月から翌

國民所得に對する軍事費の割合

昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度
計軍事費	計軍事費	計軍事費	計軍事費	計軍事費	計軍事費	計軍事費	計軍事費	計軍事費	計軍事費	計軍事費
44,329	45,406	46,633	47,366	49,677	50,339	50,782	53,769	56,067	64,332	67,641
國民所得	國民所得	國民所得	國民所得	國民所得	國民所得	國民所得	國民所得	國民所得	國民所得	國民所得
1,100,430	1,043,300	1,143,550	1,373,700	1,497,700	1,759,300	1,967,800	3,354,900	3,633,300	3,685,200	3,744,100
A/C	A/C	A/C	A/C	A/C	A/C	A/C	A/C	A/C	A/C	A/C
3.7%	4.0%	4.0%	4.4%	4.6%	5.0%	5.7%	6.0%	6.3%	6.3%	6.3%
B/C	B/C	B/C	B/C	B/C	B/C	B/C	B/C	B/C	B/C	B/C
3.7%	4.0%	4.0%	4.4%	4.6%	5.0%	5.7%	6.0%	6.3%	6.3%	6.3%

（備考）國民所得の數字は曆年のもの。この數字は日本經濟聯盟會推算（一九三〇―一九三九年の日本の國民所得）
 英文に據る。×印は暫定推算。

た（國民所得は曆年の數字、軍事費は四月から翌年三月までの會計年度の數字だが、さういふ點は度外視する）。それだけ國民生活と生産擴張に當てられる部分が相對的に低下したことになる。併し、昭和七年以後に於ては、國民所得に對する軍事費の割合はずつと六%前後を續けてゐる。昭和十二年度以後に於ても一般會計の軍事費だけならば、その國民所得に對する比率は五%から六%見當である。ところが支那事變費がこれに加はると、軍事費の國民所得に對する比率は昭和十二

年一六%、十三年二二・九%、十四年二二・三%といふ高率を示す。

即ち事變以來、國民所得のうち軍事費に投じられる部分が急激に高まり、國民生活と次年度の生産擴張に向けらるべき部分は急激に低下したことが判る。ところが、生産擴張、殊に軍需工業、重化學工業の生産擴張は事變下に於ても強力に遂行されてゐるから、それは非軍需工業部門の生産擴張を減らし、國民の生活を切下げることによつて行はれなければならなかつた。

この表の數字からかやうな觀察を行ふことが理論的に大きな間違ひでもなく、またここに用ひた數字が、勿論大ざつばなものではあるとしても、大きな傾向を知る上には用ふるに足るものだとすれば、右に得た結論の上に立つて、將來に關する見透しを樹てることが出来るだらう。その見透しは次の如くである。

三、軍備の充實と國民生活

今日の日本に於ける軍事費は、現有軍備の維持及び擴充のために要する費用の他に、事變遂行のための尨大な支出を行つてゐる。それらを含めた全軍事費の増加する速度は、今日に於て既に我國經濟力の發展速度を追越してゐる。これを軍事費と國民所得の數字について言へば、軍事費は昭和五年度の

四億四千萬圓から十四年度には六十四億三千萬圓へと十四・五倍に膨脹してゐるが、國民所得は昭和五年の百二十億圓から十四年には二百八十八億圓へと二・四倍に増大したに止まる。かういふ状態を永遠に續けることは勿論不可能であるが、併し比較的短い期間ならば、やり方によつては續けられぬことはない。その方法は次年度の生産擴張のために投じられる物資や勞力と、國民の生活に當てらるべき物資に喰ひ込むことによつて行はれる。即ち、それらに喰ひ込む餘裕がある限り、軍事費の膨脹を續けることが出来る。

が、生産擴張のための物資や勞力を全部軍事的消費のために喰つてしまつたのでは、次年度の生産が増加しない。少くも軍需生産の擴充だけは計らなければならぬ。そのためには軍需以外の生産部門に於ける擴充を抑制して、それだけの物資なり勞力を軍需工業へ廻はすことが必要になる。するとそこから二つの問題が生ずる。一つは軍需生産以外のものの抑制と軍需生産の生産力擴充とを計画的に行ふことの必要である。非軍需生産を全然抑制したのでは、國民の生活必需物資の生産が不可能になるが、と言つてこれを相當嚴格に抑制しなければ軍需生産を増すことが出来ない。この調整と統制を行ふ計畫と、計畫のための組織、經濟の新體制が必要になる。いま一つの問題は、かうして非軍需生産を抑制する結果、國民の生活必需品の供給が窮屈になり、そのことから國民生活の切下げが要

求されることである。そして國民生活の切下げのための統制である消費統制、切符制度が必要になり、少い物資を國民に出来るだけ圓滑に配給するための機構が要求される。

更にまた、軍事費の膨脹から公債の増發となり、日本銀行券の増發、それに伴ふ物價騰貴、貨幣側からのインフレーションが進んで来る。これを抑制するための金融統制や購買力の吸収が必要になる。物價騰貴の抑制も必要になり、物價騰貴を抑制しながら生産を増加させる組織が必要になる。

かうして軍事費の膨脹は、あらゆる方面に於ける統制——その統制を強力に、而も圓滑に行ふための新經濟體制の確立を必要として来るわけである。併しもう一度『國民の生活費、次年度の生産擴張のための餘剰、軍事的消費』といふ先きの説明に戻ると、一年間に於けるこの三つのものの總量は限られてゐるのに對し、軍事的消費は次第に増加して行かねばならず、生産擴張は続けなければならぬとすれば、結局するところ國民の生活に當てられるものを切詰める以外に途はない。如何に經濟體制を整備しても、また、それによつて新しい『經濟力』が出ることは確かだとしても、つまるところは、國民の生活を切下げて軍事的消費の増大と生産擴充とに當てる他はない。『國民生活を刷新し、眞に忍苦十年時艱克服に適應する質實剛健なる國民生活の水準を確保す』ることが基本國策の重要な一項となるのも、さうした理由からである。

第三節 重工業化と自給自足への道

一、軍備の充實と産業再編成

高度國防國家建設のために經濟に負はされる課題の第一は、右に述べたやうに軍備の充實である。そして軍備充實のためには、殊に一方で戰爭を遂行しつゝ而も他方で軍備を充實して行くためには、國民生活を切詰めざるを得ないことも右に述べた通りである。のみならず、事變費と軍備充實費の膨脹から来るインフレーション抑制が今日の我國に於ける最大問題の一つであつて、これがために極力政府豫算を節約する必要がある、昭和十五年度豫算では一般會計で三億一千五百萬圓、特別會計と合せて十一億一千萬圓（このうち重複勘定を差引くと六億三千八百萬圓）の節約を斷行せざるを得ぬに至つたことも周知の通りである。（九月三日の諸新聞紙）

かやうに軍備の充實は經濟に對する大きな負擔になるが、併し軍備の充實が我國興隆のために缺くべからざるものであることは言ふまでもない。またこれを純粹に經濟の側面から觀察しても、軍備の

充實は我國經濟の發展の上に大きな役割を果して來たし、今後もなほ果すであらう。前に引用した陸軍情報部の論文に言はれてゐるやうに、國防國家は『工業的には軍需を充分に充足し得ること』を必要とし、『わけても近代化された艦艇、飛行機、戦車、自動車、精巧兵器等の優良裝備によるに非ずんば戦勝を確保し難い』から、それらを生産するための工業力を發展させなければならぬ。『基本國策要綱』が、『國防經濟の根基を確立する』ための一條項として『重要産業、特に重、化學工業及び機械工業の劃期的發展』を掲げてゐることも、勿論右の理由からであつて、軍備の充實は工業の發展を促進する上に大きな作用を及ぼすものである。

元來工業の發達は、輕工業から重工業（機械工業、化學工業を含めての）へと進んで行くものであるが、我國では軍備の必要がこの發展を急激に押し進めた。明治維新以來の我國工業の發展の跡を辿つてゐる餘裕を今は持たないし、また本稿ではそこまで入る必要もないだらうから、ここでは滿洲事變前後から最近までの經過に止めるが、この僅か十年ほどの期間に於ても、我國の重工業は驚くべき發達を遂げてゐる。その發達を促進したものは、軍備充實の必要、即ち軍事豫算の膨脹と政府の保護、獎勵であり、いま一つのは、昭和六年十二月の金輸出再禁止である。金輸出再禁止は、輸入品價格の上昇を齎らし、それまでは輸入品との競争に打負かされて發達し得なかつた工業のために、躍進

への道を開いたのである。

併しながら、それでもなほ重工業の發達程度は、後に述べるやうに、まだ諸列強に比して遅れてゐる。我が軍備が目標とする米國の工業力に比しては勿論、ソ聯のそれに對しても劣つてゐるかも知れない。のみならず、工業原料の自給自足からは、はるかに遠い状態にある。原料を他國に仰ぐことは、純經濟的見地からすれば必ずしも不利ではない。殊にその生産費に於て原料費よりも工賃が大きな部分を占める工業では然りである。だが戦時のための備へとしては、原料の自給自足が大きな重要性を持つ。

その意味からも『日滿支を一環とし大東亞を包容する協同經濟圏の確立』(基本國策要綱)が必要になるのだが、東亞共榮圈確立の基礎を成すものは、先づ第一にこの圈内諸國との密接な經濟的結合である。その經濟的結合といふことは、具體的に言へば、密接な貿易關係と投資關係である。ところがこれまた後に述べるやうに、我國と『東亞共榮圈』内諸國との間には、さう云ふ密接な關係が未だ結ばれてゐない。いな、既に英、米、佛、蘭その他の諸國がそれらの東亞共榮圈内諸國とさうした關係を結び、我國の經濟的進出を阻害する方策をとつてゐる。従つて我國が經濟的進出を行ふためには、先づ外交上の方策が先きに進まねばならぬし、外交的手段の背後には、やはり沈黙の威力としての軍備

がなければならぬ。國策としての東亞共榮圈を確立するには軍備が充實してゐなければならず、軍備を充實するには東亞共榮圈の確立、原料の自給自足が達成されなければならぬのである。

我國が原料の自給自足を達成し得てゐないとしても、支那事變を遂行するだけならばまだ大した障害にならぬ。リヴァプール大學のG・C・アレン教授も（この人は我國經濟についての比較的公平な觀察者である）その近著に於て、我國鐵鋼業についてさういふ意見を述べてゐる（註）。併し、我國が支那事變の完遂だけでなく、更に大きな目的——東亞共榮圈の確立——を指して進む場合には、原料を自給し得てゐないことが我國にとつて『危険』にならぬとは限らぬだらう。

（註）『原料には比較的乏しくても労働力は低廉だといふ國では、原料を外國から求め、多量の労働を必要とする加工工程を自國で行ふことが「經濟的に見れば」引用者』合理的な立場もある。併し日本の鐵鋼業の發達は、經濟的理由よりも寧ろ軍事的な理由から促進されたものであり、かゝる觀點から見れば日本の地位は弱點を持つてゐる。併しながら、この弱點は、日本が現在行つてゐる戰爭「支那事變」引用者』を遂行する能力には影響しない。ただ併し、日本が屑鐵や、鑛石や銑鐵を今なほその國の領土から買はねばならぬ歐米列強と事を構へる場合にのみ、この弱點は日本にとつて危険になるだらう。 (G.C. Allen: Japanese Industry, Its recent Development and present Condition, 1940 p. 42)

かくして重工業の確立と原料自給が經濟に對する要請となるのであり、それが昭和十三年度以來實行されつゝある生産力擴充計畫、圓ブロック向輸出超過の激増となつて我國經濟への負擔となつてゐ

る。軍備充實、支那事變費の負擔に加へてかやうな負擔を背負つて行くためには經濟の體制も亦強固なものを要する。また重工業の發達は或る程度輕工業の犠牲を伴はざるを得ないが、産業の編成替から生ずる産業諸部門の間の摩擦を調整するためにも、經濟體制の刷新を必要とするだらう。新經濟體制の必要は、右のやうなことから生ずるのだ。

この節で述べることの要旨は大體以上で盡きるが、このことを具體的な事實を以て裏付けるために若干の統計資料——就中諸列強との比較を行つた數字——を以下に示すことにしよう。

二、我が重工業の躍進と産業構成の變化

昭和六年以後の我國重化學工業が如何に飛躍的發展を遂げて來たかは、次頁第一表の數字を詳細に觀察すればおのづから明かになるだらう。第一表は商工省工場統計表に基いて、各工業別の生産額、使用職工數、操業中の動力實馬力數が昭和五年と昭和十三年との比較に於て、如何に變化したかを示したものである。

この表によれば、我國工業の總生産額は昭和十三年に於て、昭和五年の三・三倍、使用職工數（年末現在）は一・九倍、操業中の動力實馬力數（年末現在）は一・八倍になつた。が、これを各工業別

(11) 工場統計から見た重化学工業の發展状況

生産額(年中)

職工數(年末現在)

操作中の動力實馬力數(年末現在)

業種	生産額(千円)		同増加率(%)		職工數(人)		同増加率(%)		操作中の動力實馬力數(馬力)		同増加率(%)	
	昭和五年	昭和十三年	昭和五年	昭和十三年	昭和五年	昭和十三年	昭和五年	昭和十三年	昭和五年	昭和十三年	昭和五年	昭和十三年
紡織工業	二、七三、五四	三、九四、八三〇	八三・三	九〇・三	九七、九三	八・二	一、二四、九三	一、二四八、〇〇	八・七	四、五五	四、五五	一〇〇・〇
金屬工業	五〇一、二八九	四、六七、二七	八五・〇	八四、二二	三七七、三九	三、四一・七	二九一、五六五	一、六九、七元	四、五五	一、六九、七元	四、五五	一〇〇・〇
機械器具工業	六四、七三五	三、八二、八八一	四、五〇・一	一六、三三六	八六〇、四二	四二・一	五五五、二二	九七五、五八	七五・七	九七五、五八	七五・七	一〇〇・〇
化學工業	九〇、八三三	三、四〇、五八二	二八三・七	二八、三三〇	三三三、二〇五	一七・五	六九、八六六	二、一七四、四四	二、五二	二、一七四、四四	二、五二	一〇〇・〇
窯業	一六、四四四	四三、六四六	一四八・五	六〇、七三四	一〇五、三四五	七三・五	四三、五八八	六五四、〇〇	四七・五	四三、五八八	四七・五	一〇〇・〇
製材及木製品工業	一六、六九九	四七、三三三	一八一・一	五七、八二〇	一三、八二八	九六・九	一八三、五三	二、五九、九二	一七・六	二、五九、九二	一七・六	一〇〇・〇
印刷及製本業	一九、一九三	二八、一七〇	四三・三	五、四四八	六、五八	一八九	五、九五	四、八六五	一七・五	四、八六五	一七・五	一〇〇・〇
食料品工業	九四、四〇七	一、七六、二五	八七・二	一八、二八〇	一九〇、六九七	三七・九	二五四、四五	二、六三、三三	三・五	二、六三、三三	三・五	一〇〇・〇
其他の工業	一九、八四一	七三、七五	二八〇・三	九、一六	一九、四八四	一三・三	六、五二	一〇一、二五	五〇・〇	六、五二	五〇・〇	一〇〇・〇
瓦斯及電氣業	一七、七九七	四七、九一	一六五・二	七、九一	一〇、五二七	三・六	三、六五、七五	五、八五、三三	六・六	三、六五、七五	六・六	一〇〇・〇
合計	五、五四、七四一	一九、六七、三三〇	三三〇・三	一、六三、五三三	三、二五、四三二	九・〇	七、三三、一七五	三、一九〇、六九一	七・四	七、三三、一七五	七・四	一〇〇・〇

(備考) 商工省「工場統計表(昭和五年、昭和十二年、昭和十三年)に據り算出。この統計は當時五人以上を使用する工場の調査。*印瓦斯及電氣業の生産額は副産品のみ。△印瓦斯及電氣の操作中の實馬力數は昭和十二年末現在のもの。○印十三年末現在のそれは發表せず。従つて昭和十三年末現在の操作實馬力數の合計は、右の數字より大いであらう。

に見ると、重化学工業の驚くべき躍進を知ることが出来る。即ち金屬工業ではこの八年間に生産額が九・四倍に、使用職工數が四・五倍に、操作中の動力實馬力數が五・六倍に増加した。機械器具工業では生産額が五・五倍に、使用職工數が五・一倍に、操作中の動力實馬力數が一・八倍に増加し、化學工業では生産額が三・八倍に、使用職工數が一・七倍に、操作中の實馬力數が三・二倍に増加した。

紡織工業、窯業、製材及木製品工業、印刷及製本業、食料品工業等々でも増加してゐるが、併しその増加の度合は金屬、機械器具、化學の三工業に比すればはるかに低い。

また生産額は價額を以て示されたものだから、その増大には物價騰貴の影響が多分に現はれてゐるとしても、使用職工數や操作中の動力實馬力數の増加は確實な指標として用ひられてよい。殊に金屬工業や化學工業の發達を示す指標としては職工數よりも操作中の動力實馬力數の方が正確に近いと思はれるが、これらの工業では動力馬力數の躍増が特に大きい。これに反して機械器具工業では、動力馬力數よりも職工數の増加が著しく大きい(これは後にも述べるやうに、我國機械工業の準水の低さを物語るものではあるが)。

周知のやうに我國の代表的な工業は輕工業、特に紡織工業であつたが、いまや金屬、機械器具、化學工業等の發達の結果、輕工業の地位は著しく低下した。生産額では、昭和五年に於て紡織工業が二十一億七千萬圓を示して首位にあり、その他の工業に比してはるかに抽んでゐたが、昭和十三年になると、紡織工業の三十九億八千萬圓に對して金屬工業は四十六億九千萬圓とこれを凌駕し、機械器具工業の三十八億二千萬圓、化學工業の三十四億六千萬圓がこれに迫つてゐる。

使用職工數では、昭和十三年に於てもなほ紡織工業が九十七萬七千人と首位を占めてゐる。これは

生産工程に於て、機械力に比してより多くの労働力を必要とする軽工業の特性を示すものであるが、それでもなほ機械器具工業の八十六萬人が紡織工業に迫りつゝある。操業中の實馬力數に於ては、昭和五年には紡織工業が百十五萬馬力を示して他の工業をはるかに抜いてゐたが、昭和十三年には化學工業の二百十七萬馬力、金屬工業の百六十二萬馬力について紡織工業は百二十五萬馬力となり、第三位に落ちた。このやうな變化は當然我が産業

(一) 工場統計から見た我國産業構成の變化
||全體を一〇〇としたる各工業の比重(%)||
生産額(年中) 職工數(年末) 操業中の實馬力數(年末現在)

工業	昭和五年	昭和十三年	昭和五年	昭和十三年	昭和五年	昭和十三年
紡織工業	三六・五	二〇・三	五・七	三〇・四	一五・七	九・五
金屬工業	八・四	三三・八	五・〇	二一・七	四・〇	二二・三
機械器具工業	二・七	一九・四	一〇・〇	二六・八	七・六	七・四
化學工業	一五・二	一七・六	七・〇	二〇・〇	九・四	一六・五
窯業	二・七	二・一	三・六	三・三	六・一	五・〇
製材及木製品工業	二・七	二・三	三・四	三・五	二・五	一・六
印刷及製本業	三・二	一・四	三・二	二・〇	〇・七	〇・三
食料品工業	一六・〇	九・一	八・二	五・九	三・五	二・〇
其他の工業	三・三	三・八	五・四	六・一	〇・九	〇・八
瓦斯及電氣業	〇・三	〇・二	〇・五	〇・三	四・六	四・四・七
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(備考) 本表に用ひた資料及び印、△印の數字の性質については九二頁第一表の備考を参照。

構成の變化となつて現はれなければならぬが、上掲第二表はそれを示してゐる。即ち昭和五年には工業總生産額のうち紡織工業が三六・五%を占め、金屬工業、機械器具工業、化學工業を合せても三五・三%に過ぎなかつたが、昭和十三年になると紡織工業の占める割合は二〇・三%に下りこれに反して金屬工業、機械器具工業、化學工業を合せたものは六〇・八%を占めるに

至つた。そればかりでなく、金屬工業だけでも二三・八%を占めて紡績工業を超越してゐる。

職工數では昭和五年には紡織工業が五三・七%を占め、金屬工業、機械器具工業、化學工業の三つを合せても二二%に過ぎなかつたが、昭和十三年になると、その地位は逆轉して前者三〇・四%、後者四八・五%となつた。操業中の實馬力數では、既に昭和五年に於ても紡績工業の一五・七%に對し、金屬工業、機械器具工業、化學工業の合計は二一%となつてゐたが、昭和十三年には前者が九・五%に

(三) 官營軍需工業の躍進(千圓)

一、陸軍省所管	昭和五年度	昭和五年度
陸軍造兵廠歳入	三三、二四	一、三九、三五
千住製絨所歳入	二、二二	一三、一六
陸軍航空工廠資金	—	10,000
合計	三五、四七	一、三三、五〇
二、海軍省所管		
海軍工廠資金歳入	三三、七六	二七、五八〇
海軍火藥廠歳入	三、一三	五八、六九三
海軍燃料廠歳入	一九、八三	七四、一九五
合計	六六、七二	一、〇九、四六八

(備考) 陸軍航空工廠資金及び海軍工廠資金の各歳入はその大部分が材料物品賣拂代、それ以外の各會計の歳入はその大部分が作業收入。昭和五年度は決算、十五年度は議會成立豫算。

低下したのに對し、後者は三六・二%に躍進した(斷るまでもなく動力馬力數の最大なものは瓦斯及電氣業だが、その昭和十三年の數字については九二頁第一表の備考参照)。

以上が昭和六年以來の我が重、化學工業の發展の概略だが以上に示した數字は民營工場に屬するものであつて、官營工場に於ける發展の狀況はこれには反映してゐない。そこで官營軍需工業の躍進を推察する手がかりとして、陸、海軍所管の特別會計に屬する諸工廠の歳入數字を見ると上掲表の如くである。これを見ると、陸軍造兵廠の生産が昭和五年度と昭

和十五年度との比較に於て五十七倍近くに激増し、海軍工廠でも（この數字は陸軍工廠のものとは性質を異にするが）、十二倍近くに増加してゐることが判る。

三、我國重工業の國際的水準

右に述べたやうに、最近十年程の間に於ける我國重化學工業の躍進は目ざましいものがあるが、併しここに注意を要する三つの問題がある。第一は、右に述べたやうな重化學工業の『躍進』がそのまま我が經濟力の躍進を示すものとだといふ錯覺に、陥つてはならないことである。このことは、右に掲げた第三表の數字について考へれば最も明瞭であらう。例へば陸軍工廠に於ける生産額は（勿論價額であるが）昭和五年度と昭和十五年度との比較に於て五十數倍に増加するけれども、この生産の増加は直接には、國富の増加になるものでない。この生産は、戰場に於て消費されると否とを問はず、一度生産の行程を去つた後には、決して再び生産の行程に入つて來ないものである。機械や道具とは違つて、それは次の段階に於ける生産の増加に寄與しないものである。かういふ種類の生産は、第一表に掲げた重化學工業の生産額にもかなり含まれてゐるに違ひない。従つて、第一表に示された生産額の増加は、それが價格の騰貴といふ要素を多分に含んでゐる點を別にしても、そのままに國富の増

加、經濟力の増加を意味しないことを忘れてはならない。この點は、工業生産だけに限らず、鑛産物や農林水産物、運輸などについても言へる。

第二には、それにも拘はらず、第一表の生産額の増加速度は軍事費増大の速度よりも著しく遅い。軍事費は昭和五年度の四億四千三百萬圓から昭和十三年には六十億一千七百萬圓へと一三・六倍に増加してゐるが（八三頁の表参照）、工業生産總額は昭和五年の五十九億圓から昭和十三年の百九十七億圓へと三・三倍強に増加したに止まる。工業以外の生産の増加率は工業よりも更に遅いに相異なるから、我國全體としての經濟力の發展は、前節に述べたやうに軍事費の増大よりは遙に遅いものと考へて誤りない（このことから生ずる困難を克服するための方策については前節に述べた如くだ）。

さうした點はとにかくとして、最近約十年間に我國工業が飛躍的發展を遂げたことは、確かである。併し、ここに第三の問題として考へねばならぬことは、この發展によつて我國工業は充分な生長を遂げてゐるかどうか、言ひかへれば、我國の重化學工業は既に充分強力かどうかといふことである。この問題は工業の質と規模はどうかといふ點と、工業の原料自給力といふ點から觀察しなければならぬ。先づ前の方の問題を取扱ふが、それには、眼を轉じて世界の工業を觀察することが便利であらう。諸列強の工業力と比較することによつて、我國の工業力の程度がより一層明かになるだらうからだ。

(四) 日、米、英、獨の重化學工業規模と産業構成

國別	工業別分類	生産額		使用職工數		動力	
		實數	對總額 百分比	年 末 現 在	對總額 百分比	電動機	對總數 百分比
日 本 (一九三八年)	金屬工業	4,687.2	23.8	377.4	11.7	1,363.3	22.2
	機械器具工業	3,821.9	19.4	860.4	26.8	951.5	15.5
	化學工業	3,460.6	17.6	322.2	10.0	1,714.7	28.0
	紡織工業	3,984.8	20.3	977.0	30.4	1,150.6	18.8
	其他合計	19,620.0	100.0	3,204.9	100.0	6,129.6	100.0
米 國 (一九三七年)	金屬工業	7,372.2	12.1	1,436.6	16.8	10,771.0	25.1
	機械器具工業	11,877.5	19.6	1,579.8	18.4	5,947.0	13.9
	化學工業	9,619.8	15.8	815.3	9.5	8,040.9	18.8
	紡織工業	28,869.5	47.5	3,831.7	44.7	24,758.9	57.8
	其他合計	7,061.6	11.6	1,814.4	21.2	4,146.0	9.7
英 國 (一九三五年)	金屬工業	525.3	18.9	755.9	15.1	3,477.2	28.7
	機械器具工業	473.6	17.1	1,061.7	21.2	2,025.1	16.7
	化學工業	191.8	6.9	191.9	3.8	852.3	7.0
	紡織工業	1,193.7	32.9	2,008.7	40.1	6,355.6	52.4
	其他合計	516.8	18.6	1,075.6	21.4	2,772.4	22.9
獨 逸 (一九三三年)	金屬工業	914.5	12.8	4,058.1	30.2
	機械器具工業	968.6	13.5	2,072.2	15.4
	化學工業	487.5	6.8	2,106.2	15.7
	紡織工業	2,470.6	33.1	8,236.5	61.3
	其他合計	857.4	12.0	1,055.3	7.9

①資料=商工省工場統計表、Statesmans Yearbook 1940年版、Statistical Abstract for the United Kingdom 1939年版、Statistical Abstract of the United States 1935年版、Statistisches Jahrbuch fuer das Deutsche Reich.1938年版。
 ②我國工場統計表の分類に近づくよう、米、英、獨の各原數字を分類、集計した。
 ③日本工場統計表からガス電氣を、英國の原資料からは公益事業、建築、鑛業を、獨逸の原資料からは鑛業、建築、水道、ガス、電氣を除いて、産業の範圍を我國工場統計の収録範圍に近づけた。
 ④使用職工數は獨逸に於ては從業者數。

前頁に掲げた第四表は、さういふ比較を試みるために作成したものである。國により工業統計の作成方法及び調査年度が異なるから、出来るだけ比較し得るやうな操作を加へてこの表を作成したのであるが、併し、勿論嚴密な比較には適しない。大體の比較によつても役立つだけだが、それにしても、この表から幾つかの重要な事實を知り得るだらう。要點だけを言へば次の如くである。

(一) 生産額、使用職工數、動力馬力數のどれから見ても、我國工業の規模は米、英、獨に比較してはるかに小さい。米國は別としても、英、獨は總人口に於て我國よりも小さいか、或は殆ど同じくらいである。使用職工數の差異は我國の工業人口比率の低いことから來てゐる(註)。

(註) 諸國の職業別人口は左の如くである。(單位千人)(日本帝國統計年鑑による)。

國	總人口	鑛業人口	工業人口
日 本	(一九三〇年) 六四、四五〇	二五一	五、七〇〇
米 國	(一九三〇年) 一二二、七七五	九八四	一四、一一一
英 國	(一九三一年) 四四、七九五	一、〇九四	六、八四八
獨 逸	(一九三三年) 六五、二一八	九八四	一四、一一一

(二) 金屬工業、機械器具工業を見ても、生産額、使用職工數、動力馬力數を比較すると、我國のそれらが特に著しく低い。例へば、金屬工業の動力馬力數は我國の百三十萬馬力に對し、米國一千七十七萬馬力、英國三百四十萬馬力、獨逸四百萬馬力である。機械器具工業では我國の九十五萬馬力に對

し、米國五百九十萬馬力、英國二百萬馬力、獨逸二百萬馬力である。

(三) 金屬工業、機械器具工業、化學工業を合せたものの全工業中に占める比率に於ては、我國のそれはこの四つの國のなかで最も高い。例へば生産額では米國の四七・五%、英國の三二・九%に對し日本は六〇・八%となつてゐる。併しこれは、一つには我が工場統計に於ける『化學工業』が頗る廣範圍のものを含んでゐることも影響してゐるだらう。

(四) 金屬工業が全工業のうちで占める比率を動力馬力數について見ると、我國のそれは未だかなり低く。

(五) 機械器具工業では、使用職工數に於ては我國のこの比率が最高を示してゐるが(日本二六・八%、米國一八・四%、英國二二・二%、獨逸一三・五%)、併し動力馬力數で見ると、この比率はむしろ低い(日本一五・五%、米國一三・九%、英國一六・七%、獨逸一五・四%)。このことは、我國の機械器具工業に於ける『機械化』の程度の低さを示すものと考へてよいだらう(註)。

(註) 我國の機械工業についてはなほ述べべきことは多いが、機械工業の根底を成す工作機械工業について、次の引用を掲げておくに止める。この數行は、我が機械工業が今後何を爲すべきかを端的に指示したものである。

『今日日本で航空機工業が伸びるとか、自動車工業が伸びるとか云ふ場合に、さう云ふものに要求されてゐる工作機械と云ふものは今の所は殆ど輸入に待つてをります。さうして…國産で出來てゐるものは、それ以下の機械にしか間に合つてゐな

いと私は思ひます。ですから結局輸入に俟つやうな機械を今後益々作つて戴くやうにならなければ、本當に工作機械は充實されてゐるのぢやない、と斯う思つてをります。』(『工作機械技術向上座談會』に於ける企畫院山座道雄氏の發言。雜誌「マシナリー」昭和十五年七月號六五三―四頁)。なほ河田嗣郎、豊崎稔兩氏の論文「農村機械器具工業と農家經濟」(日本學術振興會第二十一小委員會報告「時局と農村」第一輯收録)は、農村機械工業に關してばかりでなく、我國機械工業の一般的研究としても參考とするに足るだらう。

A 日本製鐵會社調
(昭和十五年現在) B スチール
三年現在

國名	全需要 數(千噸)	一人當り 年需要高	一人當り 年需要高
日本	三、八九四	五	三二
獨逸	一、〇、五九七	一六	七六
英國	六、九七五	一六	四六
米國	三、四八二	二六	四〇
ベルギー	一、二二三	二五	五三
フランス	一、二二三	二五	五三
イタリア	三、五九九	六	三三
伊太利	三、五九九	六	三三

(備考) Aは日本製鐵會社「製鋼ニ關スル調査資料」(昭和十二年八月)に據る。日本は内地、英、米、佛は本國を示す。Bは「スチール誌」一九三九年一月二日號二三〇頁に據る。計算方法は示されてゐな

要するに量的にも質的にも、我國工業が今日に於ても未だ依然として立遅れてゐることを知り得るが、このことを示すいま一つの興味ある指標として、主要國に於ける人口一人當りの鋼材消費量統計を第五表として掲げておかう。ワーゲマン氏は國民經濟の『集約度段階』を示す重要な指標として、人口一人當りの機械消費量を挙げ、『高度資本主義』、『半資本主義』、『新興資本主義』を區別する手段の一つに用ひてゐるが(註)、人口一人當りの鋼材消費量統計も亦、それと同じやな意味で各國工業の發展段階を知る參考になるだらう。

(註) ワーゲマン氏「世界經濟機構と景氣變動」(小島昌太郎博士邦譯本)

四、原料自給と大東亞共榮圈への志向

我國の重化學工業、殊に重工業が既に充分強力かどうかといふ問題のうち、先づ我が重工業自體の質と量との點を右に検討した。次は原料自給力の點であるが、我國が原料に不足してゐることは既に萬人の常識であつて、多くを語る必要はない。次頁第六表によつて、諸列強の年平均原料消費高とその自給率とを概観すれば足りるだらう。

この表はベルリン景氣研究所の調査に基くもので、やや古いけれども、列強の原料自給状態を綜合的に眺め得るものとして、利用するに足ると思はれるが、これによれば、我が國の原料消費高はイタリーを除く諸列強に比して著しく貧弱であり、その自給率もイタリーを除いては最も低い。全原料消費高の四〇%を自給するに過ぎないのである。

そこで問題は何處から、如何なる原料を、如何なる方法で獲得するかといふことになるが、その問題についてはつきりと知つておく必要があるのは、昭和研究会の言ふ如く、『日滿支のみでアウトタルキーを實現しようといふやうな考へは、一種の空想に近いものであらう』といふことである。(なほ、本年

(六) 工業原料の消費高と自給状況

國別	年平均原料消費高 百万ライヒ・マルク	消費に對する自給率 %
ソ聯	五、八五四	二二
米國	四、六三三	一〇五
ドイツ	八、四九一	六
イギリス	九、六〇四	六
フランス	七、三三七	三三
日本	三、二七九	四〇
イタリー	一、八五五	三六

(備考) Wagemann, E., Wirtschaftspolitische Strategie, 1937. 一六―三頁による。ソ聯は一九三一年、二年、その他は一九二五―一九三一年の平均。原料はベルリン景氣研究所の調査に基き、十九種の工業原料を包括すると云ふ。

報第三十二輯には「日滿支ブロック經濟の再編成」が検討されてゐる。

即ち昭和研究会は、日滿及び北支を通ずる生産力綜合擴充計畫が一應の完成を見る昭和十六年末に於て、『日滿北支の經濟ブロックは如何なる相貌を呈することとなる』かを検討するため、『先づ鐵鋼、石炭、輕金屬、非鐵金屬各種、石油、ソーダ及工業鹽、硫酸アンモニア、パルプ、羊毛、棉花、ゴム等の重要物資について昭和十六年末に於ける生産と消費とを豫想して之を對照した上』で、次のやうな結論に到達してゐる。

『昭和十六年末迄の生産力擴充計畫…完成の曉は、日滿北支の經濟力乃至國防力増進の上に大なる貢獻をするであらうといふことは充分に認識すべきであるが、…日滿及び北支の生産のみを以てしては、遠い將來「はともかく」として仲々必要な消費量を充足し得ないことも亦明らかである。況や検討せられたる物資は何れも重要物資ではあるが、吾人の生活や工業に必要な物資の全部ではなく、この他にも色々必要な物資があるから、日滿支のみで完全なアウトタルキーを實現しようといふやうな考へは、一種の空想に近いものであらう。』(昭和研究会「ブロック經濟に關する研究」昭和十四年十月發行 二八三―八頁、「」のなかは引用者が加へた)

そして昭和研究会は、右の結論から進んで次の如き見解に到達した。その見解は、近衛内閣の基本國策要綱に言はれてゐるところの『日滿支を一環とし大東亞を包容する協同經濟圏の確立』、或は松岡外相の『日滿支を一環とする大東亞共榮圏の確立』と相通するもののやうに思はれる。即ち『大東亞協同經濟圏』も、『東亞共榮圏』も未だその内容を具體的に示されてゐないが、若しこれを、我國がその圏内に於てかなり高度なアウトルキーを實現し得るやうな經濟圏と解釋するならば、昭和研究会の言ふ、次のやうなものとなるのであらう。

『東亞經濟ブロックは日滿を基本としたるものに、蒙疆をも含めた北支を加へて成立する經濟を中心とし、北支以外の支那地方をこれに從屬せしめ、次に亞細亞大陸の一部やニューカレドニア迄を含む廣義の南洋をその經濟圏内に收め、更に濠洲、新西蘭、印度、暹羅との求償關係を強化し、これを太平洋岸の米大陸諸國にまで及ぼした時に、一先づ完成したものと云ふことを得るであらう。』(昭和研究会前掲書四二頁及び二九二頁)

次に、かかる大東亞經濟圏が確立した場合には、この圏内から我國の必要とする原料の——全部とは行かぬまでも——主要部分の獲得が可能になるとして、然らばそれらの圏内諸國との經濟的結合を計るために如何なる方法を用ふるか、といふことが問題になる。

先づ滿洲國及び支那であるが、滿洲國に關しては、政治的にはもとより經濟的な結合が既に確立してゐるから——例へば滿洲國貿易に於てはその輸出の六二・五%を、輸入の八四・八%を日本が占めてゐる(次頁表参照)——残るところは投資及び貿易關係の調整に止まる。支那に關しても政治的、經濟的諸工作が進められつつあるのだから、これに關しても多くを言ふを要しまい。ただ注意を要するところは、日支間の純經濟關係(投資及び貿易の關係)の緊密さが現在のところまだ英支、米支關係よりも劣つてゐることである。例へば、我國が支那から輸入するものは、支那の總輸出額中の六・五%に過ぎない。支那にとつての最大の顧客は米國であつて、米國は支那總輸出額の二一・九%を買つてゐる。輸出貿易に於ては支那は我國に依存するところ甚だしい。かかる方面に於ても——必ずしも我國が支那輸出の大部分を買ふ必要はないとしても——何らかの方法が講じられねばならぬだらう。

滿支を除く大東亞諸國に至つては、周知の如く、既に諸列強の勢力範圍であつて、例へば佛領印度支那に於ては鑛業經營はフランス人の獨占するところだし、貿易に於てはその輸出額の三一・三%、輸入額の五六%をフランス本國が占めてゐるばかりでなく、日本商品に對して禁止的高率關稅を課してゐる。蘭領印度に於ては農業及び鑛業投資の殆ど全部をオランダ、英國、フランス、ベルギー、米國が占め、日本の投資は僅かに一千九百萬ギルダに過ぎない(一九二九年現在)。全蘭印農業投資二十億ギルダの一%にも満たないのである。貿易に於ては米國、シンガポール、オランダ本國に依存すると

(七) 東亞共榮圈諸國と日本の貿易(諸國の貿易中に占める日本の割合)

諸國	年	輸出		輸入		輸出 輸入
		總額	内日本への輸出の割合	總額	内日本よりの輸入の割合	
滿洲國	一九三九年	八四、七二七	五二、三三四	一、八六、一三四	一、五四、五七六	輸出 輸入
支那	一九三九年	一、〇〇〇、三三九	六、六二二	一、三三三、〇一八	三三三、三九八	(日本)三・五% (日本)八・八%
佛領印度支那	一九三九年	三、四九五	一六三	二、三三二	四〇	(米國)三・九% (日本)三・三%
蘭領東印度	一九三九年	七四、〇〇〇	二五、〇〇〇	四〇、六九九	八五、三三六	(佛本國)三・三% (佛本國)六・〇%
英領マレー	一九三九年	五九、七〇六	五三、九	五五、〇	一八、九	(米國)九・七% (和蘭)二・四%
タイ國	一九三九年	三三、四〇三	二、五二五	二二、四	二二	(米國)五・八% (蘭印)七・四%
英領印度	一九三九年	一、三九、三六〇	六、〇九	一、二八、八九三	一九、二七	(新嘉坡)三・八% (新嘉坡)五・四%
濠洲	一九三九年	一、七、五八〇	五、九〇〇	一、二、四三二	六、三九	(英本國)三・二% (英本國)七・一%
フィリッピン	一九三九年	二四三、四五二	一五、五三〇	二四、五五五	一五、三三七	(英本國)四・八% (英本國)四・五%
						(米國)七・〇% (米國)六・九%

(備考) 各國の貿易統計書並に國際聯盟「國際貿易統計」一九三八年版より作成。

ころ大きく、日本は蘭印全輸入額の一八%九を占めてゐるが、日本への輸出額は蘭印全輸出額の三・四%に過ぎない。英領マレー、英領印度、濠洲、フィリッピンが英、米の支配下にあることは斷るまでもなく、比較的 に日本との結合の緊急なものとして、僅かにタイ國があるのみだ。かかる事情につ

いては前掲第七表及び東洋經濟新報八月二十四日號の『南方共榮圈の經濟的基礎』を参照されたい。

(八) 諸國の總輸出額中に占める、對ブロック中核國家輸出入額の割合(一九三八年現在)

諸國	輸出		輸入	
	總額	對ブロック中の割合	總額	對ブロック中の割合
一、中核國家ドイツ	五九・九	三・七	六三・七	三・七
ブルガリヤ	三・八	三・三	二・四	三・三
ギリシヤ	三・九	三・三	三・〇	三・三
ユーゴスラビア	三・五	三・〇	七・〇	三・三
ルーマニア	三・七	三・七	四・七	三・七
ハンガリー	四・九	三・八	四・三	三・八
トルコ	一・九	三・〇	三・〇	三・〇
ブラジル	三・六	三・三	四・一	三・三
二、中核國家英本國	五〇・五	三・六	四九・一	三・六
アイルランド	四七・九	三・八	四七・九	三・八
ニューゼーランド	四・五	三・二	三・七	三・二
濠洲	三・五	三・二	三・四	三・二
南亞聯邦	三・七	三・四	三・七	三・四
英領印度	一七・六	三・六	一七・六	三・六
カナダ	一八・四	三・二	一八・四	三・二
英領マレー	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇
エヂプト	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇
三、中核國家米國	三・九	三・九	三・七	三・七
カナダ	三・九	三・九	三・七	三・七
ブラジル	三・三	三・三	三・三	三・三
コロンビア	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇
キューバ	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇
グアテマラ	三・五	三・五	三・五	三・五
ハイチ	三・八	三・八	三・八	三・八
ホンデュラス	三・五	三・五	三・五	三・五
ニカラガ	三・三	三・三	三・三	三・三
コスタリカ	三・六	三・六	三・六	三・六
エクアドル	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇
メキシコ	三・四	三・四	三・四	三・四
パナマ	三・三	三・三	三・三	三・三
サルヴァドル	三・八	三・八	三・八	三・八
ドミニカ共和国	三・九	三・九	三・九	三・九
フィリッピン	三・二	三・二	三・二	三・二

(備考) 國際聯盟「國際貿易統計」一九三八年版により作成。
*印は一九三七年。

といふ昭和研究會の立論の意味がより一層明かになるだらう。

第四節 新經濟體制と日本經濟の將來

以上三節に互つて述べたところから、新體制下の日本經濟が進むべき大きな方向がおのづから浮び上つて來たかと思ふが、ここに一應の締めくくりをつけるならば、次の如くである。

新體制の確立は、我國が高度國防國家を完成するための要件であり、高度國防國家體制を完成することは、我國が強國としての確乎たる地盤を持つための要件である。そして高度國防國家を完成するためには、強力な新體制の下に軍備の充實、生産力の擴充（就中重、化學、機械工業の劃期的發達）、原料自給自足の達成を押し進めなくてはならない。が、支那事變を遂行しつつ限られた國力を以てこのやうな大事業を達成するには、結局國民生活の切下げを餘儀なくする。國民生活の切下げこそは、我國が將來に於て搖ぎなき強國となるための一時の犠牲である。さういふ時期を経た後の日本は、恐らく飛躍的な發達を遂げてゐるであらう。これが日本經濟の大きな見透しである。

だが、そこに到達するまでの過渡期に於ては當然、大きな困難を豫想しなければならぬ。現に最近に於ても生産の減退や、輸入原料の入手難、ジリ／＼と進行するインフレーション等々に當面してゐる。最近のさういふ事情は第五部『日本經濟各部門の分析』に譲るが、とにかく過渡期の困難の生易しいものでないことは覺悟しなければならぬ。さればこそ、政治、經濟の強力な新體制の樹立が『國家的要請として』急がれてゐるのである。

ところがその反面に於て、新體制の樹立そのものが既に相當な事業であつて、これを達成する過渡期にはかなりの摩擦と混亂を生ぜぬとは限らない。それは、新體制樹立への協力乃至『統制を身につける』（笠信太郎氏「日本經濟の再編成」）ことに於ては各階層等しくその必要を認めてゐても、その『身につけ方』に就ては、各階層によつて意見を異にし得るからである。

例へば、前に一言したやうに、新體制の確立について『經濟界の心臓部』が當事者としての熱意に傾きつつあるとは言つても、事變以來の統制の進展が經濟界をしてそれを觀念せしめたからに過ぎぬ。事變から今日までに打ち立てられた諸統制、即ち資金統制、輸入統制、原材料の配給統制、物價の抑制、配當制限、軍需工業の經理・利潤統制、生産命令等々によつて、産業界の自由な利潤追求が今日既に或る程度制限されてしまつたし、公債消化、生産力擴充資金調達のための金融統制も亦既に金融界の自由な活動を制限してゐる。而もこれらの統制が少くも今後かなり長い期間續かねばならぬし、また、これを續けなければ事變の遂行、東亞新秩序の建設が進められぬばかりでなく、さういふ大事

業完遂のために生ずる経済的困難を切抜け得ないことが次第に明かになるにつれ、産業界も、金融界も——つまり「経済界の心臓部」——が、それこそが全體を生かすとともに自己を生かし得る唯一の道として「統制を身につける」ことを選んだのである。従つて経済界の新體制への熱意には、少くも現在のところ、次のやうな限度があり得る。

『此際政治的新體制への切替が経済界に與ふる壓力を不可避としても、それは出来るだけ犠牲を少くして、新體制そのものの樹立に支障を來さないやうに賢明に對策されねばならない。……そこで、此際、経済界に加へられる壓力を、次の四つの側面から考慮してみる。』

その一は、政治的新體制と相應した経済的新體制が、形の上で先づ拵へられねばならない。……かやうな再組織のために、ここ當分の経済界は多忙を極めるであらうし、それに依つて、經濟上層部の能力……は、生産流通の活動から遊離するであらう。

その二は、政治的新體制と共に企業内部にわたる經理統制、就中利潤統制並に資本統制の強化されることが考へられる。しかしそのことは、経済界としては、現在の段階まで來れば、も早や大した苦痛ではない。……

その三は、政治的新體制と不可分の關係にある外交轉換の可能性が、経済界をして英米依存より自給自足への轉換を急テンポにするであらう。このことは、多年のわが英米依存の經濟に、輸出入産業を始め相當の壓力を加へざるを得ない。……

その四は、中小工業の整理、並にこれに伴ふ失業群の出現が豫想される。……

現在のところ、経済界としては此等の幾多の壓力……を忍受し、克服して、新體制への移行を覺悟してゐる。しかし、それ等經濟的打撃が、彼等の存在を脅かすところまで深刻化するに於ては、自然の勢として、彼等の新體制への期待は、著しく冷却せざるを得ないであらう。』(飯田清三氏前掲論文)

右は「統制を身につける」仕方の一例であるが、次に新體制に關する三、四の意見を擧げておかう。これらの意見が言ひ現はしてゐることは、それ／＼の方面の「身につけ方」の相違を示してゐる。

その一——「統制が、實情を知らぬ官吏によつて頭から強壓的に命令されるだけのものだから、當業者としては、表面は平身低頭しても、肚の中では統制から逃れることを考へる。また、業者が斯の如くだから、官廳としては、事變と膨脹財政とによる経済界の混亂を最少限度に止めるには、益々彈壓する以外に施す術がなかつた譯で、結局追ふても追ふても追ひつけず、また逃げても逃げても逃げ切れず、現在に至つたのだ。併し、もはや官吏は徒らに追ふことを止め、業者は逃げずに、積極的に統制經濟に參畫することによつて、自からも亦更生の途を歩まねばならぬ。その途を作ることが即ち新體制の課題である。』(東洋經濟新報八月卅一日號)

その二——「東亞新秩序建設の今日の段階において、高度國防國家の編成、事變目的の完遂、大陸の經濟經營、國民生活の確保といふ目標を達成すべく新經濟體制を編成するの必要に當面しては、「外から」と「上から」の舊來の統制を根本的に修正し、經營が利益本位でなく、生産本位で運營されるが如き諸條件、即ち利潤を統制しながらなほ生産增強の實を擧げうる如き諸條件を造出するとともに、經營が單なる被統制客體たるの地位から、統制機能の分擔者となり、統制の上部と下部とが參加と責任とを以つて固く結ばれ、計畫數字の實現が機制的に保證されなくてはならないのである。』(室戸健造氏「學國新體制の構想」中央公論八月號)

その三——「所謂「新黨」が、所謂「新政治體制」を指導するものとすれば、それが、どんな政治理念を以

つて登場するよりも、刮目して待たれるものはその經濟綱領である。未曾有の國難を克服するために經濟的支配諸勢力間の對立をどう妥協させ、どう結合させるかといふところに「新黨」「新體制」の使命・性格・力量が示されるに違ひない。これに就いて勤勞國民大衆は自分らの負擔の一層の加重によつて問題を解決するのだらうといふ不安を拭ひ難く持つてゐる。これに答へるに足る男女勤勞者の勞働權、生存權を確保すべき勞働綱領が提示され、誠意をもつて實行されることを切望する。(渡邊多惠子氏、中央公論八月號本欄一一九頁)

その四——『農業部門が新體制に即應して、現在の農業生産を維持し、さらにそれを一層擴充するためには現在この部門が保有する勞働力をもつて従來と同様、或ひはそれ以上の生産を遂行しなければならない。このためには當然現在の農業機構を合理化し、勞働力の生産性を高めることなくしてはも早や不可能に近いと見られる。……農業機構の合理化は、現在の零細經營が是正されなければならない。わが國の農業において、現在の如き零細經營が存続してゐる原因は、農業過剩人口の停滞に密接な關聯があるが、直接的には收穫高の五〇%に達する高額小作料にある。かゝる高額小作料は、資本が農業部門に流入することを阻止し、合理的な農業經營の發達を困難ならしめるものである。わが國現在の零細農業を合理化し、農業生産力を發達するためには先づこの高額小作料が合理化されなければならない』(奥谷松治氏「新體制と農業問題」中央公論九月號)。

かうした種々なる意見を綜合しつつ、そして過渡期に於てはなほ幾多の論議と摩擦とを生みつつ、新經濟體制が樹立されて行くわけだが、『強力なる新體制を確立し得るや否やは、正に國運興隆の成否を決定するものである』といふ點にもう一度讀者諸氏の注意を喚起して、ひと先づ本稿を結ぶことにしよう。

第三部 新秩序胎動下の世界情勢

第一節 崩壊を急ぐ歐洲の舊秩序

前輯を讀者に送つてから本輯を執筆しつつある現在八月末までの過去三ヶ月間は、第二次歐洲大戰が一つの決定的な段階に入つた期間であるといふ意味に於て、特に記録に止めて置かねばならぬ事件が多い。しかもそれらは全て舊世界秩序を徹底的に崩壊に導いてをる事件の連鎖であり、且つ其處から早くも新秩序胎動への響が感ぜられるのである。従つて、我々は先づそれらの重要事件を順次記述しつつ、戰爭の現段階と今後の方向を明かにする様努力しよう。

一、佛蘭西共和國の沒落

(A) 佛蘭西の沒落を導いた伊太利の參戰

今次歐洲大戰を決定的な段階に導いた契機として第一に指摘されねばならない事件は、伊太利の獨逸側に立つての參戰である。我々は前輯に於て『愈々起たんとする伊太利』といふ一項目で、伊太利が參戰の意圖を日を追ふて明瞭にし、且つ着々その準備を整へ、たゞその時機を選ばんとしてをる點を強く指摘して置いた。而してその後間もなくして伊太利の參戰は決定されたのである。六月十日午後六時(日本時間十一日)ムツソリーニ首相はラヂオを通じて次の如き要旨の宣戰演説をなした。

「伊太利の精神は完全に平靜である。伊太利の運命を決すべき秋は今始まつたのだ。吾々は戰爭の齎すあらゆる危険と犠牲とに喜んで直面する用意がある。伊太利は英佛にヒットラー總統の和平提案を受諾せしめんと幾度か平和への努力を重ねたが、今は全ては無効に歸した。吾々は吾々を窒息せしめんとする地中海の鐵鎖を破らんとするのだ。伊太利國王エマヌエレ三世は常に伊太利が聯邦獨逸と協力せんことを主張して居られた。これこそ年若き國民と没落し行く國民との争ひである。賽は今や投げられた。イタリヤは近隣の友好諸國スイス、トルコ、ギリシア、ユーゴスラビア等の中立は十分尊重する意向である。」

此處で伊太利が參戰を決定するまでの一ヶ月足らずの間に、如何に急速にその準備を進めたかを顧みて置かう。まづ五月廿五日には市民動員法が上下兩院を通過し、大西洋航路全部の船舶に對して六月十日まで出港を延期する様命じた旨を發表し、五月廿六日にはムツソリーニ首相はテルニ、オデロアンサルト各大軍事工業會社社長を招待して、火砲製造の訓令を發し、また政府では爲替省令を以つ

て輸入並に外貨購入許可の取消を發表した。續いて六月三日からローマは九割の燈火管制に入り、一般の自家用自動車は使用禁止となり、四日には佛伊間の電話連絡遮斷、五日には全國に燈火管制令を發し、全國海岸十二哩以内に機雷の敷設、七日にはデボーノ將軍の南方軍總司令官任命があり、更にムチ・ファシスト黨書記長の空軍司令官任命、その他黨首腦部もそれ／＼軍指揮官の部署に就き、八日には博物館、美術館を閉鎖、美術品の移轉命令を發し、斯くて十日の宣戰布告となつたのである。

(B) 佛蘭西共和國の没落

ところがこの伊太利の參戰は、間もなくしてそれが佛蘭西の降伏を豫想しての行動であつたことが明かにされた。既にマヂノ線を突破して佛領に深く進出した獨逸軍の先鋒は英佛海峡にまで達し、全線に互つてバリ包圍の態姿を強化しつゝあり、しかも包圍陣の各先鋒はセーヌ河、オワーズ河、マルヌ河に沿つて、バリへ次第に接近しつゝあつた。斯くてバリは第一次大戰開始後間もなくして陥入つたと同様な危機に再び直面し、佛蘭西の挽回に期待をかけた人々は再びマルヌの奇蹟を信じようとしてゐた。併し伊太利參戰の報は佛蘭西の首腦部に非常なる打撃を與へ、最後の決戰に對する信念を喪失せしめた。即ち伊太利の參戰後三日目にして佛蘭西はバリの廢棄を聲明し、十四日には獨軍は早くもバリに入城したが、更にそれから三日後の六月十七日に佛蘭西は對獨降伏を聲明したのである。

巴里の放棄から對獨降伏までの三日間は、佛蘭西にとつてあくまで戦ふべき否かを決するための眞に運命的な三日間であつた。當時佛蘭西がもはや自國の力に頼りよつて立直れなくなつてゐることは六月十四日夜佛蘭西國防省スポークスマンが『佛軍は民主々義防衛の前衛部隊として最後迄戦ひ抜かんとの決意を有するが、既に全兵力を前線に配し、一兵の豫備兵をも残さず、而も軍需資材にも不足してゐる』と述べてゐたことから窺はれる。従つてレイノー首相が米國の援助如何によつて最後の吐を決しようとしたことは言ふまでもない。レイノー首相は伊太利の參戰が決定した日、早くもローズヴェルト米國大統領に宛て、『佛蘭西としてはアメリカの軍隊派遣までは望まないが、この際大至急出来るだけの援助を與へられたい。フランスは萬一歐洲に於て敗退すれば、西半球に於ける領土に立籠つても飽く迄戦ひ抜く決心である』とのメッセージを送つてゐたが、十三日更に『最後の訴へ』としてラヂオを通じて『アメリカの飛行機が雲の様に大量に供給されることを待つてゐる』と米國に訴へたのである。米國の大統領官邸は直ちにそれに答へて『凡ゆる手段を盡しつゝあり』と聲明してゐたが、六月十五日に至りローズヴェルト大統領はレイノー佛首相に親電を發し『佛蘭西の獨立と領土主權に對する暴力に依る侵犯は米國としては絶対に承認しない。而して佛蘭西が戰鬪を續ける限り、飛行機、軍需品の供給を確保すべく努力を倍加するであらうが、武力に依る援助に就いては議會のみが

決定權を有する』といふ意味を強調するところがあつた。

この親電の眞意及び效果を繞つて佛蘭西政府内部の強硬派と妥協派が相當深刻に對立し、激しく議論を闘はしたことは充分想像される。兎に角その結果レイノー一派の強硬派が破れ、遂にレイノー内閣は六月十六日午後十一時總辭職を執行した。そしてさきに副總理としてレイノー内閣に入閣したペタン元帥が後繼内閣を組織し、ガムラン將軍の後を襲つて佛蘭西の總司令官となつたウエーガン將軍は國防相に就任、斯くて佛蘭西は單獨媾和の態姿を明かにし、翌十七日に至り、ペタン元帥は全軍の戰鬪行爲の停止と對獨降伏に次の如く歴史的な聲明を發したのである。

「我軍は昨夜中に軍事行動停止の已むなきに立到つた。余は我軍の名譽を保つ戰鬪停止に對して敵が用意を有するや否やを見出さんのために敵側と折衝したのである。悲壯なる運命に逢着せる祖國のこの重大なる時に當り、すべて佛蘭西國民は一致團結して余自身及び余の政府のまはりに集れ」と

(c) 獨佛、伊佛協定の成立

佛蘭西の對獨降伏は以上の如くして決定され、佛蘭西は獨逸側に出来るだけ早く降伏條件の提示方を要求したが、獨逸は直ちにミュンヘンに伊太利との協議を提示し、十八日ヒットラー總統とリッペンントロップ外相はムツソリーニ首相並にチアノ外相と對佛要求、及び佛蘭西降伏後の對策等を協議し

佛蘭西に降伏條件を提示する場所としてコンピエーヌの森にある展望車の中を指定したのである。これは前大戦に負けた獨逸側が英國から降伏條件を提示された場所で、獨逸にとつては忘れ得ぬ場所なのである。六月二十一日ヒットラー總統はナチ首脳部を従へて、コンピエーヌに現はれ、佛蘭西側全權使節アンヂエ將軍に休戰條件を提示し、獨逸側ではそれに對してたゞ「イエス」か「ノー」だけを求めたといはれる。が、兎に角六月二十二日佛蘭西政府は無條件に獨逸側の要求を承認、こゝに次の如き「獨佛休戰協定」は成立したのである。

獨佛休戰協定全文

- 第一條 佛政府は本國、保護領、植民地、委任統治領内並に海上に於ける對獨戰鬪行爲の停止を命ず、佛政府は獨軍により包圍されたる佛軍に對しても直ちに武器抛棄を命ず
- 第二條 獨軍はドイツの利益を確保するため添付地圖上に引かれたる線の北及び西側の佛領土を占領す、右領土にして獨軍の未占領地域は本協定締結後直ちに占領するものとす
- 第三條 ドイツは佛領占領地域内に於て占領權に基く一切の權限を行使す、佛政府は之等權限の行使につき凡ゆる支持を與ふべく佛行政組織の助力により之が遂行を期すべきことを誓約す、之が爲佛政府は直ちに占領地域内に在る佛官廳並に各公共機關に對し獨軍指揮官の命令に服し、之と正當なる方法に於て協力すべき旨を命ず、獨政府は西部海岸地域の占領を對英戰鬪行爲終了後は絶對必要な程度迄限定せんとするものなり、佛政府は政府所在地を未占領地域内に選定し若くはパリに決定する事を許容せらるべし、右何れの場合にも獨政府は佛政府に對し占領未占領地域の行政上に便宜を與ふべきを保障す
- 第四條 フランスの陸海空各軍は國內治安維持に必要にしてかつ獨又は伊政府により決定さるべき兵力の軍隊を除き追て決定

さるべき期間内に動員並に武裝の解除を行ふべし、獨軍により占領せらるべき地域内に在る佛軍は迅速に非占領地域内に移動し武裝を解除せらるべし、これ等軍隊は進發に當り本協定發効當時の現在地に於て凡ゆる武器並に裝備を解除し獨軍に對する平穩なる降伏につきその責に任ず

第五條 休戰協定履行の保障としてすべての大砲、戰車、對戰車砲、軍用機、高射砲、歩兵武器、トラック、トラクターその他對獨戰爭に使用せられた佛軍武器は本協定發効當時獨軍の占領せざる地域にあるものも含めて破壊せられざる状態に於てその引越しを要求せられることあるべし、獨側休戰委員は右引渡武器の範圍を決定す

第六條 殘餘の武器にして佛領非占領地域内に在る各種軍用機材は今後存續を許容さるべき佛軍部隊の裝備として所持を許されざる武器をも含めて獨軍若くは伊軍の管理下に保管乃至確保せらるべきものとす、獨軍司令部はこれ等保管武器の無許可使用を禁絶するにつき必要な凡ゆる手段を講ずべき權限を留保す、非占領地域内に於ける新たなる武器の製造は直ちに禁止せらるべし

第七條 占領地域内の地上並に沿岸各要塞はその兵器、裝備貯藏彈藥その他各施設を破壊することなく獨軍に引渡さるべし、既に獨軍に依り占據せられたる各要塞の設計圖は直ちに獨軍に引渡さるべし、既に埋設せられたる爆藥、地雷導火線の外防毒壁等の明詳書は直ちに獨軍司令部に提示せらるべし、これ等障害物は獨軍の要求あり次第直ちに佛軍の手により除去せらるべきものとす

第八條 佛海軍は其植民地の利益擁護のため佛政府に其保有を許容せられたる一部を除きすべて追つて明確に決定さるべき港灣に集結し獨軍若くは伊軍の監督下に動員並に武裝の解除を行はるべきものとす獨政府は佛政府に對し獨軍管理下の港灣内に繋留せられたる佛海軍を沿岸警備及び掃海の目的に必要な艦艇を除き一切戰爭目的に使用せざること厳肅に宣言す、獨政府は戰爭の終結に當り佛海軍に對する權利の要求を提示する意圖なき事を更に嚴肅に且つ強調して宣言する、佛海軍の一部即ち佛植民地の利益保護に必要にして追つてその範圍を決定さるべきものを除き海外に在る全艦艇は直ちに本國歸還を命ぜらるべきものとす

第九條 佛軍司令部は獨軍司令部に對し佛軍により敷設せられたる地雷、港灣、沿岸用障害物並に防備用一切に關する精細なる材料を提供すべし、獨軍司令部の要求あるに於ては掃海は佛側の手に於て之を行ふものとす

第十條 佛政府はその殘存せる軍隊の何れの部分を以てするも又如何なる方法によるもドイツに對し敵對行爲を採らざることを約す、佛政府は又佛兵の何人をも外國へ赴くことを許さず、艦船軍用機等如何なる種類の武器をも英國其の他外國諸港に持出さざることを約す、佛政府は佛國民に對しドイツとなほ交戰状態に在る諸國の國務に服することを禁止すべし、更に佛政府は佛國民に對しドイツと戰ふことを禁止すべし、この取極めに違反する佛國民は獨軍より非正規兵として取扱ひを受くべきものとす

第十一條 沿岸並に港灣用船舶を含む一切の佛船舶にして佛港灣に在るものは將來指示ある期間迄出港を禁止す、これらの船舶が再度通商に従事し得るや否やは獨又は伊政府の許可に依て決定するものとす現在佛港以外に在る佛商船は佛政府の命により本國に歸還すべく若し實現困難なる場合には中立國諸港に赴くべし、獨船舶にして佛諸港に護送又は抑留されたるものは要求あり次第現状の儘引渡すべし

第十二條 佛政府は佛領土内に在る一切の飛行機に對し離陸禁止の命令を即時發すべし、ドイツ側の許容なくして離陸したる飛行機は獨空軍に對し敵對行動を採るものと看做し然るべく處分せらるべし、非占領區域に於ける飛行場及空軍の地上施設は獨又は伊監督機關之を管理す、場合に依つては之が破壊を要求することあるべし、非占領區域内にある外國機に對しては佛政府は今後その飛行繼續を許さず之を獨軍に引渡すべし

第十三條 佛政府は今後占領さるべき地域に在る佛軍の一切の施設物件及貯藏物資は之を損傷することなく管理し獨軍に引渡すことを約す、佛政府は亦港灣、工業設備及造船所を現状の儘之を管理し、之を損傷乃至は破壊すべからず、一切の輸送機關、輸送路殊に鐵道線路、内海舟運、電信電話設備並に航路標識沿岸燈臺等に付ても亦同じ、佛政府は又獨軍司令部の命令により前記諸物件の一切の必要なる修理の責に任ずることを約す、佛政府は平時の正常状態におけると同様占領地域内に熟練職員、運行材料その他の輸送機關の確保に必要なる方策を採るものとす

第十四條 佛國內に在る凡ての放送局の放送は即時禁止す、非占領區域に於けるラヂオ放送再開は後に定むる別の許可を要す

第十五條 佛政府は獨政府の要求により獨伊間の物資輸送に協力することを約す

第十六條 佛政府は獨官憲と協議の上佛國民を占領地域内に復歸せしむべし

第十七條 佛政府は貴重品並に倉庫在荷の占領地域より非占領地域への移送を阻止することを約す、これ等貴重品並に倉庫在荷は獨政府との協議の上に於てのみ處分することを得るものとす、但し獨政府は非占領地域内住民の重大必要に對しては特に考慮を加ふるものとす

第十八條 獨軍の佛領土占領に要する費用は佛政府之を支辨す

第十九條 佛軍の監理下に在る一切の獨軍及び非戰鬥員の俘虜(ドイツ側に加擔せる廉を以て逮捕又は宣告を受け抑留又は入監中のものを含む)は即時獨軍に引渡すべし、佛政府は獨政府が要求する場合には佛本國に在ると佛植民地、屬領委任統治地域に在るとを問はず其の指定する一切の獨人を獨軍に引渡すものとす、佛政府はドイツの戰鬥員たると非戰鬥員たるとを問はず之等を佛植民地又は外國に送致せざるべきを約す、佛政府は既に佛本土に送致せられたる獨軍捕虜並に獨軍戰病傷捕虜の正確なる人名簿を現在地に留め置くべし、獨軍最高司令部は獨軍戰病傷捕虜の管理に任ず

第二十條 獨軍收容中の佛軍捕虜は媾和條約締結まで捕虜として抑留す

第二十一條 佛政府は本協定により破壊されずにドイツに引渡し乃至ドイツの處理に委ねられたる一切の施設並に物品保管の責に任ず、若し本協定に違背し之等に關し破壊又は損害が加へられ乃至持出されたる場合には佛政府は賠償の責に任ず

第二十二條 休戰協定の實行は獨軍最高司令部の指令によつて行動するドイツ休戰委員會が之を監督統轄す、佛側の希望を提出しかつ休戰委員會の實行命令を受理する爲佛政府は獨休戰委員會に代表を派遣す

第二十三條 本協定は佛政府がイタリア政府と休戰につき協定に到達するや否や效力を發生す、戰鬥行爲は伊政府が右休戰協定の成立を獨政府に通告してより六時間後において停止さるべし、獨政府は右期間を無電により佛政府に通告すべし

第二十四條 休戰協定は媾和條約締結まで有效とす、佛政府が本協定所定の義務を履行せざる時はドイツ政府は何時にても之を

廢棄する權限あるものとす、且右廢棄は即時效力を發生す。

以上の如き獨逸側の要求が佛蘭西にとつて相當苛酷な條件であつたといふことは、佛蘭西政府がそれを容れる決意に到達する迄に、實に四回もの閣議を開催してをる點からも推察に難くない。佛政府も獨逸の要求に従ふを決意した後『條件は苛酷であるが、榮譽を損ふ性質のものではない』と聲明してをる。ラバール氏も休戰條約調印直後『佛蘭西はこの不幸を通じて何物かを得るであらう』との希望を持ちつゝも『併し米國の援助の間に合はなかつたことは残念である』と、死兒の齡を數へるに似た言葉を吐いてをる。が、それは兎も角として獨佛休戰協定は伊佛協定成立後六時間で發效することになつてゐたので、佛蘭西では『佛伊休戰協定』の締結を急ぎつゝあつたが、六月二十四日成立した。

伊佛協定の全文

第一條 フランスは佛本土、佛領北アフリカ各植民地及び佛委任統治領の各地域における戰鬪行爲を停止す、フランスは又空中及び海上に於ても戰鬪行爲を停止す

第二條 休戰協定が效力を發生し休戰が繼續する期間伊軍は全作戦地域に互り現在の進出地點に留るものとす

第三條 佛本土においては第二條に規定されたる境界線と之に直線距離五十キロを隔て、平行する線との中間の地域は休戰期間中これを非武装地帯とす

チュニスに於てはリビア、チュニス現國境と附屬地圖に劃された境界線の武装地域を休戰期間中非武装地帯とす

リビアと國境を接するアルジェリア及びその南方佛領アフリカ諸地域に於てはリビア國境に沿ふ深さ二百キロの地域を非武装地帯とす、伊英兩國が戰鬪行爲を繼續中及び佛伊休戰期間中佛領ソマリランドの全海岸は非武装地帯とす

イタリーはジブチ港（港内全施設を含む）及びジブチ、アヂス・アベバ間鐵道の佛所有部分を凡ゆる種類の輸送のために使用する完全且つ繼續的權利を取得す

第四條 前記非武装地帯にある佛軍隊は戰鬪行爲停止後十日間以内に同地域より撤退するものとす、但し築城物、兵舎、武器貯藏所及び軍用建物の監視並に保存のため嚴格に必要な人員及び追つてイタリー休戰委員會に依つて決定さるべき國內治安維持に必要な軍隊はこの限りに非ず

第五條 第十條所定の權利の完全な留保下に佛本土、リビア隣接の佛植民地に於ける非武装地帯の一切の武器並に軍需品は十五日以内に除去さるべきものとす、佛領ソマリランド海岸に於ける要塞の定着軍事施設並に軍需品は一定の期間内に於いて廢棄するものとす、又一切の可動性武器、彈藥類も佛撤退軍所屬分と共に伊休戰委員會指定の場所に十五日以内に送還さるべきものとす

以上の地域内に於ける要塞附屬の定着軍事施設については佛本土並にリビア隣接の佛領植民地に對すると同様の原則を適用するものとす

第六條 伊、兩國間の軍事行動が繼續される限り陸海の要塞地帯及びツローン、ビゼルタ、アジャツチオ、オラン等の海軍根據地は、英帝國に對する軍事行動が終結される迄武装を解除することとし、右武装解除は十五日以内に行はるべきものとす

第七條 第八條（本條は第六條所定の陸海要塞地帯及び海軍根據地の武装解除手續に關するものである）

第九條 佛本土内の陸海空軍は、國內の治安維持に必要な部隊を除く他、後日決定さるべき特定期間内に動員並に武装解除をうくるものとす、右國內治安維持に必要な部隊の兵力並にこれが武装は伊佛兩國により決定さるべし

佛領北アフリカ、シリア並に佛領ソマリランド海岸に關する限り、伊休戰委員會は動員並に武装解除手續を決定するに當り右地域における治安維持のため特殊重要性を考慮に入れるものとす

第十條 イタリーは休戰協定の實行に對する保障としてイタリー軍と交戦し又は對峙中のフランス部隊所持の彈藥、歩砲兵使

用武器、裝甲車、戰車、自動車、馬車等の全部又は一部の引渡しを要求する権利を留保する、上述武器並に器材は休戰當時の現狀において引渡さるべきものとす

第十一條 (本條は佛領内) 未占領地域に於ける武器、軍需品並に軍事器材等に對する伊佛兩國に依る管理及び右地域に於ける軍事器材製造の即時中止に關して規定す

第十二條 佛艦隊は伊佛兩國が佛植民地の防備に必要と認むるもの、他は指定の海港に集合を禁じたる上、伊佛兩國の監督下に動員並に武装を解除さるべきものとす、佛本土隣接水域外に在る佛軍艦は佛植民地の權益防備に必要と認められたるものを除き凡て本國海港に呼返さるべきものとす

伊政府は今次戰爭に於てその管理下に置かるべき佛艦隊を使用する意圖を有せず、且つ媾和締結の際に於ても右佛艦隊に對しては何等の要求を提出する意思なきことを宣言する、休戰繼續中伊政府は佛艦隊に對し掃海作業を要求することあるべし

第十三條 佛政府當局は武装解除さるべき陸海の要塞地帯並に海軍根據地に敷設せる機雷及び地雷を十日以内に全部無害ならしむべし

第十四條 佛政府は如何なる形式及び如何なる場所に於てもイタリイに對し敵對行爲を行はざると共にその軍隊及び市民がイタリイに對する敵對行爲に参加する目的を以て佛領土より逃避することを阻止すべき義務を有す

第十五條 佛政府はフランス軍艦、飛行機、武器、軍需品、彈藥等一切を英帝國領土乃至は其他の國に持出すことを禁止すべし

第十六條 (本條は佛商船一切に對し、佛伊兩國政府がフランスの商業上、海運上の活動を部分的乃至は全般的に許容することあるまで出港禁止を規定し、休戰の當時佛海港又はフランス支配下の港灣以外に在る總ての佛貨物船に對し上記海港に歸還し若しくは中立國諸港に赴かしむべきを規定す)

第十七條 (本條はイタリイ貨物船並に同積荷をイタリイに引渡し乃至イタリイ以外の商船より鹵獲せられたるイタリイ向け商品の引渡につき規定す)

第十八條 (本條は佛飛行機の佛本土及びフランス支配下の領土よりの離陸を禁止し、一切の空港及び航空施設を獨伊の管理下に置くべきことを規定す)

第十九條 伊獨兩國政府が追つて決定する迄一般に佛本土よりの無線電信の發信を禁止す、佛本土と北アフリカ、シリア及び佛領ソマリランド間の無線通信に關する條件はイタリイ休戰委員會これを決定す

第二十條 イタリイとドイツ間の物資輸送には未占領の佛領土を自由に通過し得るものとす

第二十一條 イタリイ軍捕虜並に政治的理由若しくは犯罪若しくは戰爭のため抑留、逮捕又は罪を宣告されたるイタリイ市民は即刻イタリイ及びドイツに引渡さるべし

第二十二條 佛政府は休戰協定の規定により引渡さるべき一切の物資保管の責に任ずべし

獨佛、伊佛協定は以上の如く成立し、佛蘭西政府當局は『佛獨伊三國の戰鬪行爲はグリーンニツチ時間二十五日午後十一時三十五分を期して停止される』と發表した。

二、大英帝國の窮境

(A) 佛の屈伏と英の焦燥

佛蘭西の降伏によつて英國の受けた打撃は、言ふまでもなく我々の想像を越えたものであつた。英國が如何に佛蘭西の單獨媾和を防止しようと努力したかは、ペタン内閣が對獨降伏を發表する前日英國の聯合國家案を佛蘭西に提出したことによつても明かに理解出来る。而して英國政府發表の聯合國家結成案の宣言内容は次の如きものであつた。

「現代世界史の最も運命的なる秋に當つて英佛兩國は不分離の結合をなし、人類を傀儡と奴隸の生活に墮せしめんとする制度に對し、正義と自由の旗幟を明かにして共に戦ふべきことを宣言する。佛蘭西と英國はも早や二個の國家ではなくして只一個の英佛聯合國家となる。聯合國家の憲法は國防、外交、財政、經濟を司る共同機關を規定し、佛蘭西人は一人残らず直接英國人としての權前を享有し、同時に英國人も亦佛蘭西人と同一の市民權を享受するものである。相互の領土内に於ける戰爭による破壊の復興についてはその責任を分擔し、而して右目的のための資源は相互平等にこれを一つのものとして分ちあふものである。戦時にあつては唯一の戦時内閣下に英佛陸海空の勢力を置き、右内閣は目的遂行に最適と認められたる場所よりその指揮をなす。而して兩國議會は正式に結合を宣言する。英帝國は既に新規軍隊を編成中である。佛蘭西は常にこれ等英國の陸海空の兵力を使用し得るものである。而して聯合國家は米國に對しその經濟並に資源のより一層の補強を請ひ、その強力なる資材的援助を英米佛共同の目的のために充當する。聯合國家は戰闘が何處で展開されるにしてもその全精力を集中して敵の方に對抗し、斯して共同の目的を達成し、最後の勝利を獲得するものである」。

以上の如き聯合國家案の内容をもつて英國は佛蘭西の對獨降伏を阻止せんとしたのである。大膽な内容には眞に驚くべきものがあるが、兎に角英國が佛蘭西の單獨媾和を非常に恐れたことは一見して明かなのである。

併しさうした努力も遂に水泡に歸したのである。英國が非常なる打撃を受けたことは言ふまでもない。英國は直ちに重大閣議を開催、チャーチル首相はあく迄も抗戰の決意を明かにする一方、佛蘭西の降伏から來る打撃を出来るだけ少くせんと策するに至つた。それにも英國は非常なあせり方を示し

たが、そのことは明かに佛蘭西の降伏が如何に英國の打撃であつたかを物語るものと考へられる。即ち英國は佛蘭西の艦隊が獨逸に利用されることを極力恐れ、佛領アルゼリアのオラン港沖の英國艦隊は佛蘭西艦隊に對して一つの要求を提示したのである。その要求とは佛蘭西艦隊は英國艦隊と共に、出港して對獨伊戰を繼續するか、さもなければ西印度方面の佛植民に赴き武装解除するか、その何れかを選ぶ様にとの要求であつた。併し佛蘭西艦隊はその要求を拒否したため、英國艦隊は遂に佛艦砲撃の擧に出たのである。此處に英佛の大海戰の展開となつた。一方チャーチル首相は議會に於て英國政府が滿場一致をもつて佛艦隊の拿捕を決し、ポーツマス、プリマス、シアーズ港にあつた佛戰艦二隻、輕巡洋艦二隻、驅逐艦八隻及び數隻の潜水艦、二百隻の小型敷設水雷を拿捕したと報告したが、そらした英國の措置に對し佛蘭西政府は七月五日英國と國交斷絶を聲明するに至つたのである。昨日の友は今日の敵であるが、英國政府の心情には眞に悲痛なものが感ぜられるであらう。チャーチル首相は英國がさうした對佛行動をとらねばならなかつた理由を七月四日の下院で次の如く述べてゐる。

「佛海軍が獨の手に奪ひ去られるのを防止するため、終にかゝる手段（拿捕及砲撃）をとるの餘儀なきに至つたのを悲しむ。吾々は獨と停戰協定が締結される前に佛艦隊が英領に逃避することを條件として佛を聯合國としての義務から解放することを申出たのである。しかしこの英の申出は容れられず停戰協定は結ばれて佛艦隊は獨の指揮を受けることになつたのである。かゝる情勢の擡頭が如何なる結果を招來するかを諒解してこの協

定を承認したポルドー政府の英に與へた致命的損害を記憶に止めねばならない……と。

(B) 英獨死闘戰の展開と英國の窮境

佛蘭西の對獨降伏は英國にとつては確かに致命的ともいふべき打撃であつたが、それは獨逸にとつて反對に大きな力の倍加である。獨逸がこの勢に驅られて如何に出るかが直ちに大きな問題となつたが、常に最も政治的であり、自己の進むべき最も合理的にして力に満ちた道を選ぶことに於いて勝れたる才幹を示してをるヒットラー總統は、當然のこと乍ら先づ英國に對して和平の提案をなした。

この和平提案はチアノ伊太利外相出席の下に七月十四日ベルリンのクロール・オペラで開催された獨逸國會で聲明されたのであるが、その和平に關する部分の要旨は大略次の如きものであつた。

「余は昨年十月六日の國會演説に於て平和以外何等希望のないことを明かにした。しかし乍ら英國はこれに應ぜず、ロンドンの政治家連はカナダに逃れてなほ抗戰を續けると言つてをる。しかし彼等は一體戰爭の何物なるかを知つてゐるのであらうか。チャーチル英首相は無辜の非戦闘員に對し戰爭をしかけてゐるが、英國がかかる態度を續けるならば、必ずや近くチの報復を受けるべく、余は戰爭終了後は一帝國が滅亡すると確信する。チャーチル首相はこの帝國をドイツと思つてゐるが、余はこれは英國であると確信するものである。然し英の世界帝國を打倒し、或ひはこを傷つけんとするのは余の本心ではない。余は英國に對して戰爭を強要する意思はない。余は現在勝利者としてもう一度英國及び其他の理性と常識に對して最後の提唱をする。然しこれは敗者としての願ひでは斷じてない。余はこれ以上戰爭を遂行する理由を發見し得ないのである。チャーチル首相は

これを目して、余は何等か脅威と最後の勝利に疑惑を感じてゐる結果だと言ふかも知れないが、余は今後再びかゝる提議を行ふ考へはない」と。

この和平提案に對してロンドンの各紙は一齊に反抗の氣勢を示した。タイムズ紙は『吾人は最後まで戰ふといふ以外何等なすべきことはない』と言ひ、デーリー・テレグラフ紙は『吾人にして若しヒットラーの和平條件を受諾し、獨逸の桎梏の下にその奴隸となる地位に甘んずるならば、平和は明日といはず、既に昨秋十月六日に行はれたヒットラー總統の和平提議によつて成立した筈である。英國の存在がヒットラーをして世界制覇の夢を實現せしむる上に統御し難い障礙であるとする彼の怒りは、唯吾人をしてヒットラーを歐洲より驅逐せんとする不動の決意を固め且つ勇氣付けるに役立つのみである』等々と。其後七月二十二日に至りハリファックス英外相は放送演説の形式で、大體次の如くヒットラー總統の和平提案を一蹴した。即ちハリファックス外相はヒットラー總統の演説は『平和が正義の基礎の上に立脚せねばならぬことの何等の示唆を與へず』『ヒットラーの描く新歐洲の相貌は獨逸が歐洲の諸國民に君臨する姿以外の何物でもない』と斷定し『我等はこの争闘が我等に何も彼も犠牲にしなければならぬかも知れぬといふことを既に十分覺悟してゐた。然し乍ら我等が今日闘つてゐる目標は如何なる犠牲にも値するものであることも知つてゐる』と述べ、且つ『ヒットラーが打の

めした國々の國民は心の中で彼を呪つてゐる。そして彼の英本土攻撃の挫折を祈つて居り、吾等が他日攻勢に轉じて、見事に復讐の日の成るのを待ち焦れてゐる』といふ信念の下に、對獨抗戰の決意を明かにしたのである。

英國の抗戰決意が以上の如く明かにれされた以上、獨逸の進むべき道がたゞ一途即ち英本土征服以外になくなつたことは明かである。無論ヒットラーは英國が自分の和平提案を拒否するであらうことは充分豫想してゐたところであらう。たゞその拒否を知りつゝ敢て和平の提案をなした所以のものは、實に獨逸の進むべき途が英本土征服以外にないのだといふことを國民に深く意識させるためのものであつた。斯くて獨逸は本格的な英本土攻撃の準備を進めつゝあつたが、八月八、九日頃から空軍の英本土攻撃はそろ／＼開始され、十一日から文字通りの大攻撃となつたのである。

(c) 英米聯合による對獨攻勢への途

獨逸の英本土空襲が其後日を追ふて激化したこと言ふまでもない。大體獨逸の意圖したところは、最初は先づ英佛海峡に面する英本土の重要海軍港を粉砕し、同時に出来るならばその過程に制空權を獲得し、最少限の犠牲をもつて英國の屈服を待たうとするかの如くであつた。制空權さへ獲得すれば英本土上陸作戦を敢行せずとも、英國は屈服するであらうとは多くの軍事専門家の一致した意見であ

つた。が、さういふ直接的效果を持つた制空權でなくても、海軍力に於て絶対に優勢な英國に對抗するには獨逸は自己の眞に自信のある空軍力に頼らざるを得ないのである。兎に角獨逸の空軍は如何なる犠牲をも忍ぶかの如く英本土に殺到、英空軍の火玉の如き反撃と戦ひ乍ら次第に戦果を收め、八月廿八日には遂にロンドンの大空襲を敢行するに至つた。而して翌二十九日には英國政府が首都をカナダのトロントに移さんとしてをり、チャーチル首相はその準備工作として次の二點を含む軍事同盟締結を米國に要請するであらうと傳へられた位である。その二點とは次の如し。

- 一、アイスランド、グリーンランド、ニューファウンド、バーミユダ島、グアンタナモ（キューバ）の線に沿つて封鎖を斷行、英國は勿論、歐洲大陸の國民に飢餓の恐怖を興へ民衆をして反獨暴動を惹起せしめる。
- 二、アイスランドの艦隊根據地から獨工業地帯に爆撃を加へる。

英國が果してカナダへの遷都を近く餘儀なくされるか、本輯が讀者の手に互る頃にはさういふ事態が或は出現するかも知れない。否或は反對に英國が案外強く反抗してをるため、以外な感に打たれるかも知れない。がそれは兎に角として假令英國が加奈陀へ遷都せざるを得ない事態となつても、英國が飽迄對獨攻勢を續けるであらうことはほゞ確定的だと考へられるに至つてをる。それは二つの理由からである。その第一は最近に於ける英米の非常なる接近である。無論英米の接近は今にはじまつた

ことでなく、米國が戰爭勃發と同時に英國に對してなした援助は並大低のものではなかつた。併し最近の接近が特筆されねばならないといふことは、米國の政治家や一般有力者が次第に、『米國は戰爭を避くも、戰爭は米國に近づく』といふ認識を深く持つ様になつて來てをること、而してさうした認識に基いて次第に英米兩國が軍事同盟を締結せんとする方向に自ら進んでゐるといふことである。その具體的な歩みは先づ米加協定によつて踏み出されたと見られるが、これは去る八月十七日米加國境オグデンスバーグの列車内でローズヴェルト米國大統領とカナダ首相キング氏との間に結ばれたものである。その共同コミュニケの全文は次の如きものである。

キング首相とローズヴェルト米大統領は十七日カナダと米國の安全防衛關係の相互の諸問題に就き協議を遂げ、兩國は茲に常設共同防衛委員會を創設に決定した。同委員會は直ちに人員資材其他一切の陸海空防衛諸問題に就き検討を開始する筈である。而して委員會は北米大陸の廣義に於ける防衛を考究するであらう。委員會は兩國双方より四人乃至五人の委員を以て構成されるが、その多くは軍部關係者が選任されることにならう。

以上の米加協定は無論兩國の防衛同盟を約したのではないが、併しそれへの一步前進であることは明かである。其後八月廿日英國下院で行つたチャーチル首相の演説が『英米兩國の協同關係は大河ミシシッピの流れの如く滔々として止まる所を知らないだらう』と結ばれたことは確かに英米關係

が從來以上の段階に進まんとしてをる情勢を暗示してをる。が、この日英國は『大西洋の彼岸にある英屬領の軍事施設を九十九年間米國に自發的に租借せしめるに決した』のである。英國がそれによつて米國に何を望むか明かでないが、一説には米國に驅逐艦の讓渡を希望したといはれる。英國が如何に米國に頼つて抗戰に底力を示さうとしてゐるかは、ホア・ベルシャ前陸相が次の如く述べてゐることによつても理解出來よう。即ち『若し今日の英米兩國關係を推し進めて嘗つて我々が佛蘭西に望んだ様な種類の關係、即ち終局の共通市民案とも稱すべき關係にまで發展するならば、今年になつてからの種々不幸な出來事も、總て起り甲斐があつたと言ふことにならう』と。

だが重要なことは米國が英國の求めに應じてズル／＼と動いてゐること、これは今日まで英國を強く援助することによつて戰爭に捲き込まれることを極端に警戒してゐた米國としては一寸意外な變り方である。併し米國をしてさうした態度に導いた原因は、戰爭を避けんとしても戰爭が近付いて來るといふ情勢の然らしめるところで、その情勢とは、英國が敗退した場合、米國は政治的にも經濟的にも直接脅威を受けるに至るといふことが、漸く米國の有力者によつて認識されて來てをるからだ。即ち若し獨逸が歐羅巴の支配者となれば、經濟的にも政治的にも米國は非常な打撃を受けねばならず經濟的には次頁表の如く(註)歐羅巴は世界貿易に非常に高い割合を占める故に、米國は獨逸に全く壓

倒される危険性濃く、米國の棉花、煙草其他輸出品の國外市場は失はれ、經濟恐慌に襲はれる懸念あり、政治的には南亞が獨逸の支配下に置かれる結果、南米諸國も大體獨逸の勢力下に置かれる可能性が多いのである。斯ういふ見解はブリット駐佛大使が歸國して發表したものであり、ために同大使は英國への軍艦急派や強制徴兵制の採用を力説した位であるが同じ見解は米國一流の政治評論家リツプマン氏も主張するに至つてをり、而して米國政府でも強制徴兵制を採用せんとしをる等、漸次強硬な態度に變りつゝあるのだ。英國がさうした米國の態度に勢を得て抗戰の決意を高めんとしてをることは明かである。

三、歐洲の食糧饑饉に期待する英國最後のライン

だが更に英國が、本國を追はれてもカナダによつて抗戰しようとする決意に拍車をかけてゐる重要な原因がある。それは歐羅巴がこの冬非常なる食糧不足に陥入る危険性が濃厚であるため、さういふ情勢を海上封鎖によつて激化せしめ、食糧不足を食糧饑饉にまで發展させ、更にそれを楔機に反獨食糧暴動にまで驅り立てようといふのである。歐羅巴の食糧不足に就いて、一ハンガリー農事専門家は次の如き觀察を下してをる。

「歐洲は平均年約四千三百萬噸の小麥を必要とするが、今年度の歐洲諸國の收穫は合計僅か三千四百萬噸程度で、この豫想に基く不足の内ソ聯から百萬噸の供給を仰ぎ得るだらうが、殘餘の八百萬噸を輸入するために伊太利、獨逸は是非とも今年の冬までに英國の封鎖を突破せねばならない。でなければ歐洲諸國民の食糧は不足の己むなきに至るであらう。かゝる減收の原因の第一は勿論戰爭のため農民の多くが兵士となつて鋤の代りに銃をとつたことであるが、今年度には西南歐地に洪水があり又冬の冷寒が厳し過ぎたので耕地が荒廢したといふ點も看過出来ない。羅馬尼、洪牙利、ブルガリア、ユーゴの如きは例年は大輸出國であるのに、今年は國內需要のため輸入を必至とするといふ哀れな状態である」と。

歐羅巴の穀類收穫豫想高に就いて獨逸のアルゲマイネ・ツァイトウング紙の發表した數字を見ると左表の如く小麥は昨年比し大體一四%の減收であるが、併し裸麥、大麥、燕麥は増加してをる。従つてその數字の如くであれば、問題はないと言へる。併し英國が意圖してをることは海上封鎖によつて歐羅巴に食糧饑饉を齎らさうといふのであり、事實その封鎖政策にして成功すれば、相當歐羅巴は打

(註) 一九三七年の統計を基礎として、新秩序下の世界貿易を豫想するに、世界の貿易全體に占むる各國の割合は次の如くである。(%)

輸出	輸入	
歐洲(ソ聯を除く)	五	六
内獨逸	三	四
英國(英領アフリカを含む)	二	三
東亞	二	三
内日本	一	二
滿支、佛印、蘭印、タイ	一	二
マレー、英領ボルネオ	一	二
米	三	三
内アメリカ	一	二
ラテン・アメリカ	一	二
ソ聯	一	一
其他	一	一
世界	一〇〇	一〇〇

撃を受けるに至ることが必至であるのだ。即ち表示の如く歐羅巴は非常に多量の重要農産物の輸入國であつて、例へば小麦は、一九三六—三八年平均に於て三百六十萬噸を輸入してゐる。主要飼料である玉蜀黍に至つてはその輸入は四百四十萬噸に上る。而も歐洲の今秋麥類收穫豫想高を見ると、スペインを除く歐洲農業國の收穫は、一九三九年に比しても、一九三四—三八年平均に比しても、相當の減收となることが明かである。

従つて若し食糧の輸入が杜絶すれば、或は食糧饑饉の可能性なきにしも非ずなのである。しかも歐羅巴への食糧輸出國が南米や南洋であつて見れば、英國海軍がその糧道を絶つことは比較的容易と考

歐洲の今秋麥類收穫高豫想 (單位千ドツベル・ツェントナー)

國名	小麥		裸麥		大麥		燕麥	
	一九三九年	一九三四年—三八年平均	一九三九年	一九三四年—三八年平均	一九三九年	一九三四年—三八年平均	一九三九年	一九三四年—三八年平均
スペイン	三三,〇〇〇	二八,〇〇〇	四,三〇〇	七,〇〇〇	四,一〇〇	五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一四,一〇〇
ギリシヤ	九,〇〇〇	一〇,四〇〇	七,五〇〇	五八〇	六五〇	五七〇	二,四〇〇	二,二〇〇
イタリヤ	七三,〇〇〇	七九,八〇〇	七,八〇〇	—	—	—	—	—
ハンガリー	三三,八〇〇	三〇,八〇〇	三,二〇〇	七,七〇〇	八,六〇〇	七,〇〇〇	七,二〇〇	七,九〇〇
ルーマニヤ	二九,九〇〇	四四,五〇〇	三,六〇〇	三,一〇〇	四,三〇〇	三,九〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
ユーゴスラビヤ	二五,〇〇〇	二八,八〇〇	三〇,三〇〇	—	—	—	—	—
ブルガリヤ	一五,七〇〇	一八,四〇〇	一七,九〇〇	一〇〇	三三〇	二〇〇	三,〇〇〇	三,三〇〇

重要農産物の世界輸出及び歐洲大陸の輸入 (一九三一年平均、單位千噸)

品名	世界輸出		歐洲大陸の純輸入		世界貿易に占める歐洲大陸の輸入割合		歐洲以外の主要輸出國	
	(歐洲の大陸輸出を除く)	(歐洲の大陸輸入を除く)	(ソ聯・英國・愛蘭を除く)	(ソ聯・英國・愛蘭を除く)	歐洲大陸	世界貿易に占める歐洲大陸の輸入割合	輸出國	輸出量(單位千噸)
小麦	一一,二二二	三,五九九	三,五九九	三,五九九	三三・五	カナダ(四,〇五〇)アルゼンチン、オーストラリア(二,七〇〇)		
大麦	四三三	五九三	五九三	五九三	九・七	アルゼンチン(二,三三三)カナダ(六二二)		
燕麥	一,六七五	五六一	五六一	五六一	三・九	カナダ(三,四三三)イラク(三,四三三)アルゼンチン(三,五一一)		
粟	五五五	四四	四四	四四	七・〇	アルゼンチン(二,八九)米國(七五)		
玉蜀黍	九,五八四	四,七七七	四,七七七	四,七七七	四三・六	アルゼンチン(八,七三三)印度支那(五,九一)滿洲國(二,五一一)		
砂糖	六,九五五	一,六三三	一,六三三	一,六三三	二六・七	印度・ビルマ(二,〇三三)印度支那(一,三九)タイ(一,二九八)		
米	一〇,一四三	一,八八三	一,八八三	一,八八三	一一・二	キューバ(二,六三三)蘭印(二,三三三)比律賓(八七九)		
茶	七〇〇	二七二	二七二	二七二	三・九	ゴールド・コースト(二,七五)ブラジル(二二)		
烟草	四〇五	三六	三六	三六	六・四	印度(一,五五)セイロン(一〇)蘭印(八九)		
棉花	一,六五八	六九三	六九三	六九三	四・八	ブラジル(八六六)コロンビア(二四)		
羊毛	三六六	一六七	一六七	一六七	四・二	米國(七)蘭印(七)土耳其(五)ブラジル(五二)		
麻	二,七九五	一,〇〇八	一,〇〇八	一,〇〇八	四・八	米國(二,八七)印度(五二)埃及(三九)		
其他	七五五	四三	四三	四三	五・六	印度(七六)		
其他	九八五	二四八	二四八	二四八	二五・一	英領馬來(四〇三)蘭印(三六)		
其他	八八九	四八〇	四八〇	四八〇	五〇・〇	澳洲(三三)ニュージーランド(三三)アルゼンチン(二五)		

へて差支へなからう。英國が飽く迄も歐羅巴の食糧饑饉に希望をもつて、抗戦を繼續するであらうことは充分考へられるのである。

四、人口二億を誇るソ聯の膨脹

(A) 沿バルチック三國の制壓

ソ聯が今次戦争の過程を通じて独自の外交政策を展開し、自己の政治的國防的強化を計るであらうといふことは、戦争勃發當初に於ける波蘭の分割やフィンランド領の一部占取によつて明かであつたが、伊太利の参戦によつて戦争の局面が急展開し、佛蘭西が遂に屈服するや、それと前後して六月十五日にはリトワニアに赤軍の進駐を強要、それを容認せしめて、直ちに進駐を開始、更に翌十六日にはエストニア、ラトビアにも同じ措置を採つた。僅か二日にして沿バルチック三國は殆んど完全にソ聯の支配下に置かれることになつたのである。しかもさうした措置はソ聯がそれら三國に最後通牒をつきつけ、それを容認せしめるといふ形式を通じて行はれたところから見ても、單に昨年末締結された沿バル三國とソ聯の間の相互援助條約を強化したといふ様な簡単な性質のものではないのである。リトワニアでもエストニアでも内閣の更迭があり、六月十六日にはリトワニアの首府コブノ市に戒嚴令が布かれ、スクカス前内相、ポウイライタス警保局長は逮捕投獄され、またスメトナ大統領一味は獨逸に逃亡したが、獨逸當局によつて抑留された仕末である。モロトフ外相は「リトワニア、ラトビ

ア、エストニアの支配的ブルジョワ層がソ聯との相互援助條約を忠實履行する意志なく、反對にその條約がソ聯邦に對する彼等の敵性を激化した事を示した。それこそソヴェート政府がリトワニア、ラトビア及びエストニア三國政府の更迭、此等の國に對する赤軍の補充部隊派遣に關する要求をなした原因である」と言つてをる。其後七月廿一日沿バルト三國の總選舉によつて生まれた新しい議會は一齊にソ聯への正式加入案を採擇したのである。モロトフ外相はその意義を次の如く述べてゐる。

「此等諸國のソ聯邦構成への編入が此等諸國の急速なる經濟的發展並びに民族文化の繁榮を保存し、此等諸國の國力と安全性を増進すると同時に、偉大なるソ聯邦の國力を更に一層増大せしめる事は疑ひないき處である。此の併合の結果、ソ聯邦はリトワニアの人口二百八十八萬、ラトビアの人口百九十五萬、エストニアの人口百十二萬を増加した。…ソ聯邦國境が今やまさにバルチック沿岸に臨んだといふ事實は、第一義的意義を有するものである。之と共に我々はバルチック海に我々が非常に必要とする不凍港を得るのである」と。

(B) ベツサラビア、ブコヴィナの占有

以上の如くソ聯は獨軍のバリ入城と前後して、沿バルチック三國に赤軍を進駐せしめたが、更に獨佛、伊佛休戰協定の成立と前後して羅馬尼に最後通牒をつきつけ、六月二十八日ベツサラビア、ブコヴィナ地方に赤軍を進駐、其處を占領した。ソ聯邦が歐洲の戦局發展を如何に有利に利用して自己の外交政策を勝利に導いてゐるかが判らう。モロトフ獨相はこの進駐の意義を次の如く述べてゐる。

「斯くしてソ聯邦領土は面積四萬四千五百平方料、人口三百二十萬のベッサラビアと面積六千平方料、人口五十萬の北部ブゴヰイナを包含することによつて擴張された。その結果としてソ聯邦國境は西方に前進し、ヴォルガ河に次ぐ歐洲に於ける最大の大河で、歐洲諸國間の重要なる交通路の一つであるダニューブ河の河畔に達した。同志諸君、諸君は全ソヴエート人民族が多年の宿題たるベッサラビア問題の光輝ある解決を大なる歡喜と満足を以て迎へたのを知るであらう」と。

沿バルト三國及びベツサラビヤ、ブゴヰイナへのソ聯の進駐は言ふ迄もなく獨伊を脅威したし、英國は其處に獨ソ關係の危機的發展を想定し、希望した。去る七月十日ヒットラー總統が英國への和平提案を聲明した外交演説の中に於て『余の外交政策の根本方針は伊太利との親善及び英國との協力にある。……伊太利との友好關係の確立に成功した事は余の無上、欣快とするところである。……今次の戰爭に於ける伊太利の態度に依つて獨逸が裨益されたこと多大である』と言つて、ソ聯との關係に就いては一言の好意的言辭も用ひず、たゞ『ソ聯との提携關係は今後とも現状を維持し、將來とも何等の障礙を豫想されず』としか語つてゐない。これは明かに火事泥的ソ聯の外交政策にヒットラー總統が非常なる不滿と脅威との念を持つに至つた證左と考へられる。

(C) 人口二億の社會主義聯邦へ

が、それは兎に角として過去一ヶ年足らずの歐洲戰爭の間にソ聯は目覺しくその政治的、國防的力を強化した。モロトフ外相は『今やソヴエート社會主義共和國聯邦は一九三九—一九四〇年間の人口自然増加を含まずに、一億九千三百萬人の人民の名に於て、聲高く叫ぶことが出来るのである』と言つてをる。

蓋し、その政治的、國防的勢力を強化したソ聯は、尙ほも自信に充ちて動きつゝある世界情勢に對應して、更に伸びんとしてをる。『モロトフ外相は獨軍の偉大なる成功の結果、歐洲に生じた變化は斷じて戰爭の急速なる變化を約束するが如きものではない』として、米國の參戰から日本の南方進出による太平洋の動亂を長い目で豫想してをり、『かゝる諸條件の下に於ては我々は斷乎たる警戒心を表示し、祖國のあらゆる内部的、外部的地位を強化せねばならない』と強調し、更に『我々は如何なる突然の事件にも、又外國の如何なる奸策にも、不意打を喰はされないやうに、軍事的攻撃の危険に直面して吾國全人民を常に動員、戰闘準備の態勢に置かねばならない』といふスターリンの言葉を繰返してソ聯最高會議第七回會期の外交演説を結んでをる。

x

x

x

以上に於て我々は過去三ヶ月間に起つた歐洲政局の重要變化に就いて記述した。無論記述すべき重要問題は他に尠くない。佛蘭西のペタン内閣が獨裁主義的新憲法を制定し、佛蘭西大革命以來の自由

平等といふ自由主義の傳統を完全に抹殺したことや、フンク獨經濟相が獨逸の意圖する新歐洲秩序を系統的に明かにしたこと、更に印度に於ける獨立運動の活潑化等、それら諸問題の動靜は全く新しき世界動向を決定する主要條件である。新世界秩序の胎動はさうした諸問題の中に明かに觀取されるのである。併し紙面の都合上それらの問題に觸れ得なかつたが、我々は他日、より綜合的視野から新秩序の胎動を系統的に報告するであらう。さういふ意圖の下に此處では主として佛蘭西の没落と英國の窮境について詳述した。それら二國は言ふまでもなく過去二、三世紀に互つて世界を支配して來た自由主義の祖國である。今やその祖國が急速に崩壊しつゝあるのだ。それは文字通り世界史の重大問題である。我々はその經過を詳述する意義と義務を深く感ずるのである。

尙ほ我々がこの稿を終らんとするに當つて一言附加したいことは、米國が非常に露骨に且つ積極的に英國援助に乗り出して來たことである。米國の參戰の不可避が考へられるが、次輯發行までの間に米國が參戰するか否かゞほゞ明かにならう。米國の動靜には深い關心を持たねばならぬ。

第二節 歐洲廣域經濟と米國經濟

獨逸の對英本土攻撃は、八月十日前後から大規模に開始された空爆によつて、遂に口火を切られたものと思はれる。一般的觀測によれば、獨逸の英本土上陸作戦は既に時間の問題であるとされ、遅くとも九月下旬までには決行されるであらうと見られてゐる。果して、そうだとすると、更に一般の豫想の如く、此の獨逸の對英強襲が成功を收めるとすれば、それは世界政治の分野に對しては云ふまでもなく、世界經濟の將來に對しても相當の變化を齎すことにならう。蓋し、さうした事態は、近代資本主義發生以來今日まで、世界經濟の中樞部として存在して來た倫敦を崩壊せしむることを意味し、また世界經濟の動向によつて重要な役割を果して來た大英帝國の瓦解を物語るものだからである。

従つて、今日我々が世界經濟の動向を問題とする場合、最も關心をよせねばならない問題は、獨逸の對英本土攻略完成後、つまり英國の降伏乃至はカナダへの逃避後世界經濟機構が如何なる變化を遂げるに至るであらうかと云ふことにある。が、既に周知の如く、獨逸の英本土攻略後、換言すれば獨逸の歐洲大陸制覇後に於ては、世界經濟は大體三つ、乃至は四つのブロックに分れ、各々それ自

身のブロック経済の強化を行ふ一方、他のブロックとの關聯を持續すると云ふ方向を辿るに至るだらう。これを更により具體的な言葉で表現すれば、世界経済は獨伊樞軸を中心とする歐洲經濟ブロックと、これに對抗する米國を中心とした米洲經濟ブロック、並に歐洲に新領土を得たソ聯ブロック、更に現在我國に於て唱導されつゝある日本中心の東亞共榮圈の四つに分れるであらう。

勿論、これ等の中、ソ聯の動向は單にこれ迄の高度計畫經濟を更に強化するものに止まり、その限りに於て何等新しい問題ではない。また我國を中心とする東亞共榮圈確立の問題も、その唱導される最も大きな要因の一つが、歐洲經濟ブロック並に米洲經濟ブロックに對抗すると云ふところにありとすれば、今日我々が最も注視しなければならぬ問題は、獨伊樞軸を中心とする歐洲廣域經濟圏の様相と、これに對抗する米國の動向である。斯した意味に於て、本輯に於ては、獨逸の志してゐる歐洲廣域經濟圏と、その成立によつて最も苦境に立つと思はれる米國の最近の景氣が如何なる様相を呈してゐるか、更に歐洲廣域經濟圏確立の場合、米國が最も悩まねばならぬ問題となつて來る金問題の將來に就て若干の検討を加へることにしよう。

一、獨逸の目指す新經濟秩序

(A) 歐洲廣域經濟圏の性格

以上の如き觀點に立つて、先づ獨逸が今次大戦後に樹立せんとしてゐる歐洲廣域經濟圏が如何なる性格を有してゐるものであるかを検討して見よう。が、この問題を分析する上に最も大きな手懸りとなるものは、云ふまでもなく去る七月廿五日に行はれたフンク獨逸經濟相の歐洲新經濟體制に就ての説明である。いまその要旨を掲げれば次の如くである。

一、戰爭終了後は全歐洲に對し獨逸が戰前及び戰爭中大成功を獲ち得た經濟政策と同一の政策を適用する。

一、ライヒスマルクは歐洲に於ける支配的通貨となるであらう。

然しこの事は吾々が今後完全に自由な通貨制度或は爲替制度を樹立したり、或は通貨同盟乃至關稅同盟を結成することを意味してはゐない。

而して今後「金」は歐洲通貨の基礎たることを止めるであらう。我々は如何なる意味に於ても「金」に依存する通貨政策を執ることはない。

一、新歐洲經濟秩序は歐洲諸國民經濟の自然的要件を基礎として、獨伊兩國の樞軸を中心として結成される筈である。

一、右「歐洲經濟圏」は自給自足的なものでなく、世界の他の經濟圏に對し有無相通の關係に立つものである。

一、北米と「歐洲經濟圏」との貿易關係が如何程緊密の關係に立至るかは全く米國側の出方如何に懸つてゐる。

即ち米國が世界經濟に寄與せんとすれば世界最大の債權國たると同時に最大の輸出國たらんとする誤れる方策を放棄すべきである。

一、米國は南米から歐洲が買付けるだけの生産品を買ふことは出来ない。従つて米洲を世界經濟から切り離さんとする米國の企圖は失敗すること間違ひない。

一、獨逸は南米との貿易に於て北米の仲介を排撃する。南米諸國の獨立した主權と協定を結ぶのでなければ獨逸は對南米貿易を斷念するであらう。

一、東亞に於ても英國の海賊行爲が終熄し次第、新貿易關係に有利な條件が展開するであらう。

一、今吾々が準備しつゝある來るべき經濟體制に於ては獨逸は最大の經濟的保障を確立しなければならず、獨逸國民は消費物資の最大量を供給され、より高い生活水準を保障されるであらう。

このフンク獨逸經濟相の新經濟秩序に對する説明の中で、最も注目し價するものは「戰爭終了後は全歐洲に對して獨逸が戰前及び戰爭中大成功を獲ち得た經濟政策と同一の政策を適用する」と云ふ句と、「歐洲經濟圏は自給自足的なものでなく、世界の他の經濟圏に對し有無相通の關係に立つものである」と云ふ句であらう。と云ふのは、若し前者をこれまで一般に信じられてゐた如く獨逸經濟政策の根底が自給自足的なものであると云ふことを再確認したものであるとすれば、そこには相矛盾する二つのものを感じしめるからである。

然らば、この二つは果して相矛盾するものであるかと云ふと、そこには何等の矛盾もなく、それは今日まで歩んで來た獨逸經濟の發展的段階を分析することによつて充分理解され得るものである。周知の如く廣域經濟なる言葉が獨逸に於て屢々用ひられるやうになつたのは世界經濟恐慌中のことであるが、この廣域經濟なる言葉が用ひられた第一段階に於ては、それは要するに自由主義的世界經濟に於ける如く、世界の或る國に起つた經濟恐慌の餘波を直ちに受けるやうな從來の状態から脱却して、自主的な經濟を確立しようとするところにあつた。然し乍ら斯うした經濟政策が何等の矛盾もなく遂行されることは全く不可能なことであり、そこで、獨逸國內と安全感に於て同じやうな、より廣い地域に於て自給自足經濟を確立したいと云ふ意欲の出て來ることは、國民經濟發展上、當然なことだと云へよう。

獨逸人ワルター・クロルは昨年十一月「歐洲經濟圏に於ける經濟」なる著書に於て次の如く述べてゐる。

「歐洲經濟圏は他の世界との經濟關係を斷たうとするものではない。それは單に言葉の上の氣安めでないことは、人間の生活を見れば解る。即ち、人間には先づ自分の家で間に合ふものは、それで満足しようとする性質がある。それは幾ら富んでゐる者でも同じことだ。然し、他の家から供給されることが利益であるならば、富者になればなる程この供給を受入れる用意がある。然し他からの供給は信頼し得るものでなくてはならぬ。卑近な例であるが、今まで石油ランプや蠟燭を使つてゐた家も、瓦斯や電氣が間違ひなく供給されることが解つて初めて石油ランプや蠟燭をなくして了へるものではないか。」

この言葉の中に我々は今次大戰後の獨逸の經濟政策を読み取ることが出来るのである。つまり獨逸

は先づ歐洲廣域經濟圏を確立してその經濟圏の資源を先づ開發し、相互に交易量を増大することによつて世界の富者とならんとして居ると共に、富者となつた歐洲經濟圏をして他の經濟圏からの輸入力を増大せしめんとしてゐるのである。ワルター・クロルも「國民生活基礎が確立されれば、される程その國民は益々安心して海外に手を延ばすことが出来る」と云つてをり、斯うした意味にフンク獨逸經濟相の説明を理解すれば、そこには何等の矛盾もないのである。

(B) 既に經濟圏の基礎確立さる

右の如く獨逸の今次大戰後に於ける經濟政策が、獨伊を中心とする歐洲廣域經濟圏に於ける自給自足經濟の確立を目指し、その完成の曉に於て、他の世界經濟圏との交易を行はんとするものであるとすれば、先づ問題となるものは、歐洲に高度な自給自足經濟圏が確立されるか、どうかと云ふ問題である。が、今日その基礎は既に準備されてゐると見て差支へないやうである。紐育タイムズ紙日曜版(六月三十日)もこの點に就て「伯林に於ける觀測では戰後の獨逸は、今次大戰後獨逸の指導下に入つた大陸ブロックを率ゐてゐるので、歐洲以外の國家が獨逸の經濟計畫を無視することの出来ない程の資源の蓄積と購買力を持つに至るであらう。」と述べてゐる。

先づ獨逸の經濟政策を遂行せしめるために不可欠なものと思はれる石炭に就て見れば、獨逸は昨年九月以降今日に至るまで、石炭供給力に於て二倍の力を得てゐるものと思はれる。即ち獨逸は今日波蘭、白耳義、北佛蘭西と云ふ歐洲に於ける三大炭田地帯をその掌中に收めて居り、これは今日まで大獨逸が産出した年産二億噸の石炭生産高に對して、約一億二千萬噸の追加を可能ならしめるものである。この石炭供給力の増加は、今後歐洲廣域經濟圏を指導する上にこの上ない力を獨逸に與へたことを意味するものである。と云ふのは、それが單に燃料並に動力資源として獨逸を裨益するばかりでなく、歐洲廣域經濟圏の交易を容易ならしめる役割を持つてゐるからである。即ち獨逸はこの豊富な石炭を一つの「通貨」としてスカンデナヴィア諸國との交易を圓滑ならしめ、これら諸國へ石炭を供給することによつて、此等諸國から木材、パルプ、鐵鑛、バター、玉子、その他の商品を仰ぐことが可能となつたのである。

次に鐵鑛に就て見れば、茲に於ても獨逸は既に廣域經濟圏の確立にとつて一つの槓杆を持つたと云ふことが出来る。周知の如く獨逸をして諾威作戰を行はしめた要因が、瑞典鐵鑛から獨逸を遮斷せんとした英國の作戰にあつたと云はれる程、鐵鑛の入手如何は獨逸の運命を左右するものとされてゐたのであるが、今日に於ては最早獨逸はこの懸念から完全に脱却し得られたものゝ如くである。即ち現在獨逸がその實權を握つてゐる瑞典、ルクセンブルグ、ローレンの鐵鑛生産高は年額約三千萬噸に達

してゐるが、戦前獨逸の鐵鋼業が使用した鐵鑛量が二千二百萬噸であつた點を考慮すれば、ローレン、ルクセンブルグの鐵鋼業需要を計算に入れても、右の生産高が獨逸の需要を満すに充分であることは明かであらう。

斯うして獨逸は今日既に戦後の歐洲廣域經濟を支配する主要原料品たる石炭と鐵鑛とを、その掌中に固く握つて居ると云ふことが出来るのである。が、更に獨逸が戦後歐洲廣域經濟圏を完成した曉に於て、世界の殘餘のブロックに對し交易を求める場合、如何なる輸出品を以て、之を行はんとするものであるかは我々の最も關心をよせるものゝ一つであるが、この點に就て伯林より紐育タイムス紙に當てられた特電は次の如く述べてゐる。

「英國との最後の決闘並に歐洲以外の諸國との紛争によつて獨逸の武器、軍需品、飛行機、船舶の製造能力は強大なものとならう。これは單に弱少歐洲諸國に對する獨逸の軍需品供給力を増大するばかりでなく、戦後の軍需輸出力を増強するものである。」

以上によつて、大體獨逸の目指してゐる歐洲廣域經濟が如何なる性格を有するものであるかと云ふこと、並に今日既に獨逸は、その經濟圏確立に必要な楨杆を握つてゐることを察知することが出来るであらう。

二、米國景氣の現状と金の將來

然らば、斯うした歐洲經濟の新動向に對して米國經濟界の最近に於ける様相はどうであらうか。既に述べた如く歐洲新秩序にとつて最も重大な問題を提供するのが米國であるとは、同國の動向が、その國際政治經濟上に占める強大な影響力によつて歐洲の情勢を左右せずには置かないと言ふ一事によつても明かであり、斯うした意味に於て以下米國の最近に於ける景氣の様相と、その金政策の將來に就て若干の分析を試みて置かう。

(A) 穩健な動きを見せる景氣基調

(イ) 浮動する株式市場

先づ米國財界の近況を、景氣の先行を最も強く反映する株式に就て見れば、七月二十日前後から紐育株式市場は連日極度の不活潑振りで、外電は、その當時、取引出來高も第一次世界大戰終了當時以來の最低額を續けてゐると報じた程であつた。ところが八月に入つて以來相場は一齊に戻し、例へばスチール株は八月十二日には五四弗臺まで回復するに至つた。然しこの回復も僅か十日前後しか續かず、八月十四日以來再び一齊に崩落した。然し月末に至り再び回復に向ひ八月卅一日には五四弗七を

(一) 開戦以來の米國株價(弗)

平均	工業株	鐵道株
昨年八月	四八・八	二七・六
同 九月	四七・三	二七・九
同 十月	四七・九	二七・九
同 十一月	四七・三	二七・二
同 十二月	四七・〇	二七・二
本年一月	四六・六	二七・〇
同 二月	四六・〇	二七・〇
同 三月	四六・八	二七・〇
同 四月	四六・八	二七・〇
同 五月	四六・九	二七・〇
同 六月	四六・一	二七・〇
同 七月	四六・一	二七・〇
同 八月	四六・七	二七・九

(註) 八月は卅一日。

と。

一、戦争の短期終了の際一時的にせよ米國が急激な財界混乱に見舞はれる惧れが多いこと。

(ロ) 景氣の基調は良好

右の如き理由が最近に於ける米國株市場浮動の理由として妥當なものであり、株式の不振が、より

根本的に米國景氣の將來を反映してゐるものでないことは、今次大戰開始以來の米國景氣を検討すれば容易に理解され得るところである。いま開戦以來の米國景氣を二、三の指標によつて窺ふと第二表

(二) 米國の景氣指標

月	月末卸賣工業生産指數	事業活動指數
昨年八月	一四〇・三	九四・四
同 九月	一六八・七	一〇〇・七
同 十月	一六三・八	一〇七・〇
同 十一月	一五九・九	一〇八・〇
同 十二月	一六八・八	一〇九・〇
本年一月	一五九・九	一〇五・三
同 二月	一五七・七	九九・一
同 三月	一五八・八	九六・六
同 四月	一六二・二	九九・四
同 五月	一五三・〇	九九・九
同 六月	一五四・五	一〇五・一
同 七月	一五二・六	—
同 八月	一四二・二	—

(註) 物價はムーデイ日々指數(一九二三年平均)は聯邦準備局指數(一九二三年平均)はアナリスト誌調査

の示す如く、ムーデイ日々物價指數は戦争の影響が最も顯著だつた昨年九月より年末にかけて急騰し、本年に入つてからは、四月に一寸戻し、其後は一進一退を示してゐる。聯邦準備局の工業生産指數は本年五月までしか判明しないが、昨年末を峠として本年四月には開戦前の位置まで低落し、五月に入つてから再び上向いてゐる。また米國の景氣を最もよく反映すると云はれてゐるアナリスト誌の事業活動指數に就て見れば、矢張り昨年末を最高として、その後低落に轉じ、本年四月には九五・四と大體開戦前の位置まで戻したが、五、六月には再び上昇を示してゐる。

右の如き景氣諸指標の動きから開戦後の米國景氣を見ると、それは開戦當初に於ては、戦争の影響を強く受けて急激に上昇したが、その後本年四、五月までの間に行過ぎの訂正が行はれたこと

が先づ窺へる。が、事業活動指數が示す如く、五月に入つてから米國景氣はその基調に於て再び上昇傾向に轉じてゐるのではないかと思はれる。勿論七月以降の事業活動指數は未だ判明しないが、各種の情勢を綜合すると現在に於ても米國景氣の基調には依然變りはないと見て差支へあるまい。例へば本年初頭に八六%を示し、その後四月には六一%にまで低落した米國鐵鋼作業率は五月以降再び向上き、八月十七日には八九%五に達してゐる。本年初頭一九一を示した後四月に一五二まで減少した點火熔鑪數も七月には一八二まで増加し、昨年六月の一〇七に比べ七五の増加を示してゐる。従つて開戦以來の鐵鋼生産高も本年三、四月に稍減少したゞけで、五月以降増大してゐることは云ふまでもない。また消費財生産部門に就て見ても一般に同様の現象が見られ、またデパートの賣上高、建築契約高等にも同様の傾向が窺はれる。

更に紐育ナショナル・シテイ銀行調査になる主要三百四十會社の収益高に就て見れば、第三表の示す如く今次大戰開始以來米國の景氣が不振であつた本年第一四半期に於てさへ、昨年同期に較べ遙かに良好な成績を擧げてゐる。即ち主要三百四十會社の本年第一四半期に於ける利益金は三億三千五百九十萬七千弗で昨年第四四半期の四億八百萬弗よりは一八%の減少ではあるが昨年第一四半期の一億九千三百二十八萬七千弗に較べ七四%の激増を記録してゐる。而して斯うした情勢が本年第二四半

(三) 米國主要會社の利益金 (單位千弗)

會社數	産業別	1939年第 1四半期	1940年第 1四半期	變化割合 (%)
6	製造業	4,322	4,091 (←)	5.3
17	食品業	18,159	20,091 (→)	10.6
12	織物業	3,928	5,255 (→)	33.7
15	衣服業	1,471	4,565 (→)	..
24	化學品業	42,239	56,980 (→)	34.9
12	石油生産業	5,186	29,611 (→)	..
16	石油・ガソリン	5,166	7,189 (→)	39.2
1	鐵鋼業	661	17,114 (→)	..
27	其他鐵鋼業	6,153	32,088 (→)	..
6	其他鐵鋼業	586	3,020 (→)	..
12	金屬電機業	10,016	18,466 (→)	84.4
25	金屬機械業	1,653	3,958 (→)	..
7	金屬官廳機具業	3,643	4,253 (→)	16.7
10	金屬鐵道資材業	509	5,688 (→)	..
34	其他金屬製造業	6,314	10,855 (→)	71.9
1	自動車ゼネラル	53,178	67,028 (→)	26.0
6	其他自動車部品業	663	2,033 (→)	..
23	其他自動車製造業	8,015	13,675 (→)	70.6
25	其他製造業	4,604	6,057 (→)	31.6
279	製造業合計	176,466	312,017 (→)	76.8
10	鑛業—石炭	*(D)783	* 1,245 (→)	..
15	鑛業—金屬	* 10,545	* 12,683 (→)	20.3
9	其他鑛業	* 4,453	* 5,305 (→)	19.1
13	商	239	1,841 (→)	..
14	サービス建築業	2,367	2,816 (→)	19.0
340	總計	193,287	335,907 (→)	73.8

(註) ナショナル・シテイ銀行月報五月號より。表中(D)は缺損。*印は諸稅支拂前。變化割合の中、100%以上を示したものは計算せず

期に於ても依然持續されてゐることは最近の外電が報じてゐるところであり、今日、米國工業生産の伸張は過去二十年來の最高水準に達してゐると云はれてゐる。従つて會社収益もそれにつれて急激

な増加を示してゐることも想像するに難くないところである。

(ハ) 老大な軍事豫算

斯くて米國景氣の現況は大體健全な推移を辿つてゐると見られるのであるが、その今後を動かす最

も大きな要因が本年五月の英佛聯合軍のフランダースに於ける敗戦以來米國に現はれた軍擴にあることは勿論である。

周知の如く本年初頭一九四〇—四一年度の豫算が發表された時には、米國の國防費は總計二十三億三千六百萬弗であつた。而して一月三日にヴァインソン下院海軍委員長が提出した六ヶ年十三億弗の建艦計畫が、二月二日に六億五千五百萬弗の二ヶ年計畫に代替されたことが端的に物語つてゐる如く、五月中旬までは米國の軍擴は一部の者の輿論に止まつたかの觀を呈してゐた。

ところが、五月中旬英佛兩國の敗戦が決定的となるや、米國に於ける國防強化の問題は一般的支持を受け、五月十六日大統領が議會にメッセージを送り十一億八千二百萬弗の追加軍事費を要求したのをきつかけとして、米國の國防強化の問題は急ピッチで押し進められることになつた。即ち五月廿一日には海軍航空兵力の擴張案が議會に提出され、五月廿八日には國防委員會が組織され、六月三日には第三次ヴァインソン案、六月四日には大統領の十二億七千八百萬弗の追加支出要請、六月十七日には第四次ヴァインソン案、六月十八日にはスターク案と矢つぎ早やに提案がなされてゐる。

更に七月十日にはローズベルト大統領の第四次國防教書が議會に提案され、この結果一九四〇—四一年の米國々防費總計は實に百三十億から百五十億弗に達することになつた。従つて斯くの如き老犬軍事豫算が米國財界に大きな影響力を持つに至ることは云ふまでもないところであり、それは一應今後の米國經濟にとつて好材料と見ることが出来る。米國政府は右の如き老犬軍事費を賄ふために六月廿五日、新國防増稅案を成立せしめ、また同日特別國防公債發行限度をこれまでの四百五十億から四百九十億弗に増額する案をも成立せしめた。更にローズベルト大統領は七月一日議會に對して股販産業の過高利潤を防遏することを名目として、新たに嚴重な累進的超過利得稅の賦課を要請するに至つてゐる。

斯くて、今日米國の財界は一方に於ては老犬な軍事費の支出によつて生産力の擴充を強要され、他方に於て利潤制限の脅威に曝されると云ふ状態にあると云へる。従つて冒頭に指摘した最近に於ける株式市場の不振も、斯うしたところに起因してゐると見て差支へないのであり、米國景氣の將來は樂觀も出来ないが、そう悲觀するにも當るまい。が、とも角米國の軍擴は、その保有する金問題と共に、今後の世界經濟にとつて無視出来ない存在だ。

(B) 米國金政策の將來

そこで、米國の金問題に目を轉ずれば、前述せしフンク獨逸經濟相の「金」に就ての言明は此の國に大きな波紋を畫きつゝある。實際、周知の如く米國に於ては茲數年來金問題が凡ゆる角度から検討され

同國の經濟界にとつて切實な問題となつて來てゐただけに、フンク氏の聲明が大きな反響を呼び、金問題が新しい形で再燃して來たことは否定し得ない事實である。即ち、近年夥しい額に上る金の流入によつて惱まされ續けた米國は、獨逸の目指す新歐洲經濟體制の問題に關聯して、金に就てより大きな悩みを抱かせられることになつたと云へよう。従つて斯うした情勢に對處して米國が將來如何なる金政策を以て望むかは單に金それ自身にとつてばかりでなく、新世界經濟機構の觀點に立つても重視すべきものと云へる。斯うした意味に於て以下米國金政策の將來に就て若干の検討を試みて置かう。

が、先づ米國金政策の將來を豫測する前に、今日までに見られた金の米國への集中に就て一瞥を與へて置かう。周知の如く米國への金集中傾向は既に前世界大戰開始當初より見られた現象なのであるが、それが目立つて行はれるやうになつたのは、云ふまでもなく一九三四年一月の弗切下げ以降のことである。いま、一九三四年—一九三九年に於ける米國への金流入額を第四表に就て見ると百十一億

(四) 米國への金流入額(單位千弗)

一九三四年 一、三、九四四 一九三七年 一、五、五〇三
一九三五年 一、七、三〇、〇九 一九三八年 一、七、三、五六一
一九三六年 一、二、六、五五四 一九三九年 三、五、七四、二五一

二千八十二萬弗となり、これに本年一月—四月までの十一億四千七百四十九萬一千弗を合計すると、實に百二十二億六千八百三十一萬一千弗の巨額に達することになる。

(註) 米國聯邦準備局月報より。

斯くて今日米國の所有する貨幣用金は百九十億弗を越へること

になり、その世界總額二百六十億弗の七三%に達することになつた。これを一九三四年一月三十一日に行はれた弗の切下げ前に於ける米國の所有金四十億弗(世界總額の三六%)に較べれば全く驚くべき激増と云ふの他あるまい。而してこの百九十億弗の内譯を見ると、前述の流入金百十一億弗の外に、弗の切下げによる評價益二十八億弗、國內新産金の買上げが約十億弗となつてゐる。なほ米國には現在この他に外國のイヤマーク金が約十三億弗存在してゐる。

然らば、何故斯うした巨額な金が米國へ流入したかと云ふに、モーゲンソー大藏長官や聯邦準備局のゴールドンワイザー博士等は、米國の金買入相場の引上げは決定的要因ではなく、主要々因は一九三四年以降に行はれた歐洲からの資本逃避と、この期間に於ける米國の商品輸出、その他から齎らされた國際收支の受取超過によるものだとの見解を持してゐる。いま、右期間に於ける米國の受取超過額を見ると約二十二億弗に達し、また資本の逃避額を見れば、米國資本の還流十五億弗、外國資本による米國證券、其他への投資が約四十億弗となつてゐる。従つて右の如き見解も妥當なものとなつてゐる。然し乍ら、單にそのみでは百十一億弗に及ぶ金流入を説明することは出來ず、米國の金買入相場の引上げが大きな要因となつてゐることを見逃す譯には行かない。それは米國金買入相場の引上げ以來、世界の産金高が激増したことよりしても明かに窺へるところである。即ち今日世界の新

産金は年約四千萬オンス（十四億弗）となつて居り、一九三〇年に較べ數量に於て約二倍、價格にして三倍以上となつてゐるのである。

それは兎も角として、斯うした巨額な金を所有しつゝ、米國が今日までその處置に困却して來たところのものには、先づ第一に同國の信用、價格機構に及ぼす影響、つまり信用の膨脹によつてインフレーションが起りはしないかと云ふ懸念であつた。これは一九三七年春に見られたブーム當時から論議されて今日に及んでゐるものである。而して、その第二は金それ自身の將來に就ての不安、換言すれば米國は必要量以上の金を既に所有し乍ら、高價格で今後も依然それを買續ける場合には、臆て金相場の崩落が來るのではないかと云ふ懸念であつた。従つて今回行はれたフンク氏の聲明は更にこの不安を高めたことと思はれる。

然らば、米國は今後斯うした不安を解消するために如何なる金政策を採用するに至るか云ふに、先づ考へられる政策には次の四つの場合が考へられる。

- 一、金買入相場の引下げ
- 二、金買入政策の中止
- 三、金買入相場は變更せず、流入金に課税する
- 四、國際協定により金の生産を制限する

然し乍ら、此等四つの提案は何れも、その反響が大きく、また政治的觀點に立つて見ても到底實行されるとは云ひ得ないだらう。蓋し第一の提案は金恐慌の出現を來すことになり、弗は昂騰して米國の輸出市場には甚大な影響を與へることならう。また第二が第一の提案より更に米國の貿易、爲替上に與へる打撃の大きいことは云ふまでもあるまい。第三の提案も課税額が實際上金買入相場の引下げに相當するだけのものである必要上、第一、第二と大同小異のものである。第四の提案に至つては到底今日の世界情勢の下に於ては不可能なものと云つても過言ではあるまい。

斯くて米國の金問題は今後も依然大きな問題として残らざるを得ないであらう。而して、結局米國が金問題の解決を計るためには、世界商品相場の一般的昂騰によつて金採掘費が高められ、金生産が阻止される氣運を醸成しつゝ、一方に於て信用の基礎としての金の需要がより増大するやうな對策を採らざるを得まい。勿論、これは米國が最も恐れてゐるインフレーションへの危険を伴ふものであるが、紐育ナショナル・シテイ銀行の言葉を籍りれば「それにも拘らず、結局それが最も賢明な方策であり、特に物價の騰貴が徐々に、而も相當の期間に互つて起れば米國の金問題解決にとつて最上の道なのである。」

勿論右の如き解決案が假令採られるとしても、それは結局に於ては僅かに金問題の現状に多少の光

明を與へるだけに過ぎず、その全面的な解決策となるものでないことは云ふまでもない。米國が金問題に根本的な打解策を樹立せんと欲すれば、モーゲンソー大藏長官の指摘してゐる如く、世界平和と國際間の自由通商が實現し、更にまたフンク氏の聲明してゐる如く、米國が債權國たると同時に輸出國たるの地位を放棄しなければならぬことは明かだと云ふことが出來よう。

第四部 展開途上の東亞新體制

序

一九四〇年六月十七日、この日は嘗に西洋史上に特筆さるべき日たるのみならず、東洋史上にも永遠に記録せらるべき日となるであらう。レイノー首相に代つた前大戦の英雄ペタン元帥によつて佛蘭西の對獨降伏が行はれたのである。いま、なほ英獨決戦の前途は逆睹しがたきものがあるにせよ、英佛聯合を主軸とする民主主義國家群の片輪が失はれたのであり、その限り相對的に全體主義國家群の勢力の伸長は否まれまい。而して、支那事變が日獨伊防共樞軸の上に立ち、而も歐洲情勢との密接なる關聯に於て戦はれて來たことはこれ亦云ふまでもない。従つて、この際こそ、一舉に敵蔣政權の支持力たる民主主義勢力を東亞より制壓排除し、且つ可及的すみやかに東亞共榮圈の確立を計り、事變をして一日も早く終熄せしむべき方途を講ずべき秋なのだ。その爲に要請せらるゝのが、内においては國內新體制の確立であり、外に對しては新政權との共同建設及び所謂援蔣ルートの完全遮斷、抗日據點の徹底的覆滅とならねばならない。即ち、佛印ルート、緬甸ルート、香港ルート及び浙贛ルート

の遮断であり、山西作戦、漢水作戦、南寧作戦及び重慶の反覆爆撃の展開である。

然し、既に共産黨と結び、所謂双頭の蛇と化した重慶政權が、容易に對ソ關係を清算して、降伏するとは思はれない。また、昨年夏の日米通商條約廢棄通告以來、事變處理に關聯して米國の發言が英國に代つて増大しては來たのである。が然し、何と言つても從來最大の支持勢力であつた英國の後退は、重慶にとつて打撃であるのみならず、一方に南京政權は日々成長し、近く日本との間に和平條約妥結の見込である。成程對支貿易に見る限り東亞共榮圈の確立には尙相當の困難が介在するにせよ、重慶側の經濟的困難はその公債及び法幣の増發、インフレの昂進によつて更に大なるものがある。従つて、重慶政權としては、今こそ正に和戰の關頭に立つてゐるわけで、先頃の七中全會及び國防最高會議に於て、和戰の論議沸騰したことは當然と言へよう。然らば東亞政局は日本國內新體制への動きとの聯關に於て如何に展開するか、先づ、援蔣路遮断の問題から検討しよう。

第一節 和平問題と重慶

一、援蔣ルート遮断の意義

(A) 佛印ルート完全に遮断さる

「朝鮮は盛京の門戸、越南は滇粵の唇齒」と支那においては昔から云はれて居るが、佛印が西南支那の國防線なることは、今も昔も變りはない。殊に、南京放棄後の蔣政權にとつては、佛印は香港と共に援蔣物資輸送の二大重要基地をなしてゐた。即ち、香港ルート、佛印ルートの兩者の比重は、他の緬甸ルート、赤色ルートに比してはるかに大きかつたのである。云ふまでもなく香港ルートは、香港より廣九鐵道及び汽船、ジャンクにて廣東に至り、それから粵漢線にて重慶に至るルートで、佛印ルートは滇越鐵道、滇越公路、南寧ルート及び新國防路線等(註)を利用して重慶及び西南各地に蠢動する支那軍に軍需及び建設資材を供給するものであつた。

(註) 佛印ルートの大幹線は滇越鐵道で、狹軌ながら佛印海防^{ハイフオン}より、雲南省昆明に至る八五一線の延長を有する。佛蘭西資本により一九一〇年二月全通。滇越公路は滇越鐵道の爆撃を恐れた蔣政權が急造したもので、昆明より宜良—路南—開遠—蒙自—街河口の經路を経て、佛印の澎湖公路に接續する。尤も現在自動車を通じ得るは昆明—開遠間と佛印側の海防—老開間である。南寧ルートは河内、諒山間を佛印側の鐵道により、それより自動車路にて龍州—南寧—柳州—桂林に至るもの。新國防路線は南寧ルートが南支軍によつて遮断されたので、佛印のチエンイエン及び海防から國境街高平に出で、それから輿地に通ずる自動車道路。

これに對して、緬甸ルート及び赤色ルートは、山嶽或は砂漠を縫ふ蜒々たる自動車道路だから、輸

送力のはるかに前二路線に及ばぬ事は云ふまでもない。例へば昨年の香港、佛印、緬甸より蔣政權支配地域への輸入額を推定すると、香港二億六千四百七十萬元、佛印五千八百七十萬元、緬甸三百七十萬元となり、香港の壓倒的優位と緬甸の微力さが判る。尤も、香港からの輸入の中には澳門(葡)、廣州灣(佛)の兩租借地向を含めて居り、それ等兩地向の分に於ては食料品、織物、油脂等が多く、支那内地に流れると見られる直接軍需資材乃至建設資材は比較的少ない。また本年六月中旬の赤色ルート、緬甸ルート、佛印ルートの輸送力は、月間能力赤色(對蘇)ルート三—三千五百噸、緬甸ルート(滇緬公路)六千噸、佛印ルート九千噸乃至一萬噸(滇越鐵道六千噸、滇桂越公路三—四千噸)とも云はれる。(岩城俊次氏、重慶政府の戦時交通建設、中央公論八月號)

右によつて大體推定されるが、粵漢鐵道遮断後は佛印の重要性が漸次増加し、直接奥地への軍需乃至建設資材の輸送路としては、極めて重要なルートたるに至つた。年末から本年にかけての動きを南支軍の調査せる所によれば、次の如き莫大な數量に達すると言ふ。

- 一、昨年十、十一月當時に河内において、(イ)火炮五〇門(ロ)砲彈約六〇〇噸(ハ)種類別のはつきりしない武器一四、六〇〇噸が陸揚げされてゐる。
- 二、今年三月中旬から五月上旬にかけ自動車一五二輛が佛印から靖西(廣西省西南部)を通じて輸入された。
- 三、本年三月南寧作戦の時が南支派遣軍はジマンダップ・サイドカー十四臺を獲得したが、凡て海防のレッ

テルが押されてゐる。

- 四、四月中旬頃佛印を通じて廣西省の第四戰區に手榴彈二萬、高射砲二〇、機關銃五〇、小銃五、〇〇〇、野砲一五門が輸送せられた。

右の如く佛印は重慶政權に對して、抗戰物資の重要補給路であつたが、單に消極的にそれを許してゐたに止まらず、寧ろ積極的に自國軍隊を以つてそれ等の鐵道、公路を警備させ、また蔣政權の參謀將校の駐在を許して情報の收拾を行はしめ、且つ對支借款を與へ技師を派して、重慶—成都間及び昆明—重慶間の兩鐵道の建設を援助する等、極めて露骨な敵性を示してゐたのである。

従つて、我方は佛印に對して再三援蔣行爲の禁絶方を申入れたのであつたが、佛印當局の聞き入れる所とはならなかつた。そこで、佛本國降伏の翌日、獨伊兩國に對して、事前諒解を求めめるために、佛印に對する帝國政府の意向を傳達せしむると共に、十九日にはアンリー佛大使を外務省に招致し、援蔣行爲禁絶に關する強硬要求を呈示した。これに對して佛國は、四圍の情勢より對日屈伏を餘儀なしとして、翌二十日、(一)、廣範圍の援蔣物資の輸送禁絶、(二)、これが實績を見る具體的方法として日本の軍人、外交官よりなる相當大規模な現地派遣員を、河内、海防、老開、諒山等の要所に常駐せしむることを承認し、且つ必要とあらば滯貨の統計其他必要な資料を提出する旨の回答を齎した。

然し、對支輸送の禁絶と同時に要請されるのは、支那の軍需品輸入力の培養源である鑛産物、農産物果物等の支那からの輸出を抑へることである。これは我現地監視團と佛印當局との間に七月七日から向ふ一ヶ月暫定的に禁止する旨協定が出来、その後も引續いて行つてゐる。かくて、佛印問題は一應解決を見るに至つたが、右と同時に解決を要請せられるのが、英國側の緬甸、香港ルートの問題であつた。

(B) 緬甸・香港ルートの重要性

緬甸ルートは緬甸公路からビルマ鐵道或はイラワヂ河の水運によつて『所謂印度洋の上海』ラングーンに出る援蔣ルートである。問題のこの緬甸公路は昭和十三年末、二十萬人の人力と千八百餘萬元の費用を費やして完成を見た自動車道路で、雲南省の首都昆明から英領緬甸のラシオまで、實に蜿蜒七百七十二哩（ラシオより國境町ワンチまで百二十四哩、支那側六百四十七・七哩）に及んでゐる。この間重疊たる山嶽と瀾滄江、怒江の大河を横ぎるもので、幅員九米中五米の敷石部分を有し、二臺の自動車の並走が可能だと云ふ。そしてこの道路は途中別れて緬甸のバモルに至り、水運の便をも借りるが、輸送能力は前述の通り、月六、七千吨程度らしい。尤も一日二、三百吨、これに水運を加へて三、四百吨に達すると見る向もある。

右の如く緬甸ルートの存在は、事變初期の最繁忙期に於ける粵漢鐵道の月三、四十萬吨に達した輸送能力から見れば微々たるものであるが、この段階に於ては決して見逃し得ないものであつた。

そこで、我方は佛印問題解決後の六月廿四日、緬甸ルートの援蔣物資輸送禁絶方を、香港ルートを合せて英國に要求するに至つた。これに對して、英國は六月末香港在住の婦女子の引揚げを米國と共に斷行し、暗に強硬決意のあることを唆めかすと同時に、拒絶回答を齎したが、斷乎たる我方の態度に七月十七日に至り、澁々ながら同意するに至つた。その協定内容は次の通りである。

- 一、香港より支那向け武器彈藥の輸出は昭和十四年一月以降禁止せられてゐるが、日本政府の重視する如何なる軍需資材も現在同地方から輸出せられてゐないし、將來も輸出せられることはない。尙後述ビルマで輸出を禁止せられる貨物は香港に於ても輸出を禁止せられること勿論である。
- 二、英國政府は本年七月十八日から向ふ三ヶ月間武器彈藥並びにガソリン、トラック及び鐵製材料のビルマ通過輸送を禁止する。
- 三、香港及びラングーンにおける日本領事官憲は本件禁輸を有效ならしめるためとらるべき措置に關して英國官憲と密接なる聯絡を保持する。

(C) 西北・浙贛ルートの問題

佛印、緬甸、香港ルートの遮斷によつて、重慶政權は殆どその補給路を斷たれ、表面僅かに赤色ル

ートにたよる以外はなくなつてしまつた。然し、この赤色ルートはトルクシブ鐵道から新疆を経て蘭州、西安に出る蜿蜒々四千軒の自動車道路で、所々にガソリン・タンクの設置を必要とする。最近はこれが防衛を軍隊の手をもつて行つてゐるが、然し、その輸送力は如何に努めてもさしたる増加の期待されぬことは云ふ迄もない。が、兎に角、武器其他軍需品の輸送にこのルートを利用する外、あらゆる間道の開拓につとめることとなつた。この間道利用は從來相當成功して居り、香港を中繼港として中南支沿岸各地が活用されてゐたのである。そこで我軍は、今回の香港ルート遮斷——六月下旬九龍租借地にそつ英支國境再遮斷々行——に歩調を合せて、廣東、福縣、浙江各省の沿岸一帯に互つて封鎖作戰を開始した。殊に寧波より南昌に至る浙贛鐵道はその中心をなしてゐたもので、所謂浙贛ルート遮斷作戰が展開されたのである。

かくて、重慶は殆ど外界との交通を遮斷されるに至つたが、果して蔣介石は彼の所謂「磁鐵戰」を今後も繼續し得るであらうか。この點に就ては後に觸れるとして次に移らう。

二、英國極東政策の轉換

(A) 天津租界問題解決さる

米國の女流評論家フレダ・アトレイ女史によれば、英國の極東政策は資本投下市場としての支那と英領東洋植民地の番犬としての日本を巧みにあやつり、「若し日本が支那の制覇權を獲得するならば、日本に在支利益を擁護せしめ、若しまた支那が日本に抵抗し得るならば、最も惠まれたる待遇を支那より確保せんとする」二重政策にあつたと云ふ。(Japans Gamble in China P.P. 182—183) とならば、既に英國在支權益の殆んど全部が日本軍の占領下にあり、従つて、極東に於ける日本の優位性を認めざるを得ぬ今日の段階は、既に日本と拮抗して支那市場を獨占せんとする野望から、寧ろ日本を懐柔し乍ら英國の在支利益を擁護せしめんとする段階に移つてゐるのではあるまいか。曰く、天津租界問題の解決、曰く緬甸ルートの遮斷承認、曰く在支駐屯軍の引揚等々、いづれも英國の極東よりの漸退を意味するものであるが、このことは這般の事情を物語るものであらう。

さて、天津において英佛租界の交通遮斷が斷行されたのは、昨年六月十四日のことであつた。同年三月勃發した天津海關監督程錫庚氏暗殺犯人の引渡し問題を直接の契機とするが、既に天津のみならず、上海、厦門等に於ける租界問題が紛糾しつゝあつた際だつたので、問題は東京に移され、所謂日英會談(有田・クレイギー會談)が行はれることになつた。當時の有田クレイギー會談は一般的原则の諒解にまで達したが、現銀引渡しを含む經濟問題で行問へ、遂に決裂するに至つた。それが、本年

四月下旬から米内内閣に再出馬した有田氏との間に、再び有田・クレイギー會談が開始され、六月十九日に至つて、漸く決定を見たのである。當日外務省發表の協定内容を略述すれば次の如し。

一、天津英國租界内に於ける治安の維持 治安維持及び日本軍の安全に害ある一切のテロ活動彈壓の爲、天津英國租界當局及び現地日本官憲間の一層緊密なる協力を行ふ事に付詳細なる打合せを遂げたり。(下略)

二、銀貨及銀塊 天津交通銀行に現存する銀貨及び銀塊は在天津日英兩國總領事共同封印の下に引續き同銀行に存置せらるべし。(略)

(イ) 右の如く現銀を封印するに先立ち英貨十萬磅に相當する量を分離し、之を北支の或る地域に於ける水害並に他の地域の早害より直接生じたる饑饉状態の救済の基金に充つるものとす。

(ロ) 右救済は水害地域より排水し疫病の危険を減少せしむる爲外國より至急購入の要ある機械の供給を含む。

(ハ) 右に關する英國官憲の便宜供與(略)。(ニ) 基金管理に關して日英兩國領事補佐の爲日英支佛の専門家の任命(略)

三、通貨 英國租界工部局參事會は英國租界内に於ける中國聯合準備銀行券の使用に對し何等障害を爲さざるべし、英國租界工部局參事會は一九三九年前に設立せられざりし一切の兩替店の營業許可を撤回することに決定せり、今後營業許可證は支那銀行公會の承認あり且適當なる資本を有するものに非ざれば新に之を發給せざるべし、營業許可證は毎月之を更新するものとす、上記措置の適用に關聯し生ずることあるべき諸問題は、日英兩國總領事間に現地に於て論議せらるゝものとす。

右と並行して日佛間にも協定成立し、十九日アンリー佛大使との間に日佛一般協定に關する覺書が

交換され、二十日には天津佛租界問題の覺書が交換された。十九日の協定は『大規模の戰鬪行爲繼續中なる支那に於ける現實の事態を完全に承認する』と言ふ昨年一月の日英一般協定と同様のものである。また、日佛天津協定は前述の日英一般協定とほぼ同様のものだが、たゞ難民救済のための現銀の支出金額が、在銀高も比例して英國の十萬磅に對し、二十萬磅と定められてゐる。

さて、右の英佛兩國との協定内容を見るに、一般問題については大體日本側の希望に近い協定が出來たのであるが、現銀及び通貨問題に極めて不徹底たるの譏りは免がれない。『今更かゝる協定ならば』と言ふ感じがすることは、何人も同様であらう。元來、中國、交通、河北省、新華、元寶等の諸銀行の所有して居た京津地方の現銀(現在五千二百九十九萬三千元)は、冀察政權の管理下にあつたもの故同政權の臨時政府への解消後は當然その管理權は新政權側に移管さるべきであつた。それを英佛側は自國租界行政權内にあるを奇貨として、蔣政權に歸屬すべきものたることを主張し、我方への引渡しを拒否してゐたのである。従つて、今回の如き暫定措置にては我方が當然満足し得ないことは言ふ迄もない。また、聯銀券攪亂の本元である支那錢莊については、一九三九年前からの者以外の營業取消及び其他の取締を嚴重にしたが、昨年とは情勢が變化してゐるので、租界内の聯銀券流通要求は『何等障害をなさざるべし』と言ふ程度に止めた。然し、なほ英佛側が積極的に聯銀券を支持せざる以上

北支金融爲替の本據が天津英佛租界内にある現状では、まだ充分な解決とは言ひ得ないのである。がそれは兎も角この結果、約一ヶ年に亘つて續けられた天津英佛租界の交通遮断は、六月二十日を期して解除せられた。

(B) 英國の後退と米國の立場

右の如くこの解決は日本側からすれば、必ずしも満足な解決條件ではなかつたが、英佛側からすれば相當の讓歩であつたことは言ふまでもない。然し、歐洲情勢の展開は、更に極東に於ける大きな讓歩を英佛に要求するものであつた。それは前述せる如き佛印及びビルマ・香港ルート閉鎖の問題であつた。右の兩ルート閉鎖に關する諒解が、大體日英間についた六月十八日、チャーチル首相は下院に於て「英國政府はビルマ及び香港經由の支那向軍用資材その他の輸送を禁絶することに同意した。然し我々は支那に對する義務を忘却したのでない。たゞ今日の世界情勢、殊に我々が生死を賭した鬭争の眞つ只中に立つてゐると云ふ支配的事實に注目せざるを得ない……」と述べてゐるが、この言葉の中に這般の事情を諒解する鍵がひそむのである。勿論、輸送禁絶期間を三ヶ月と限定し、禁送品を武器彈藥、ガソリン、トラック、鐵道材料の五品目に制限した點は、我々には未だ釋然たらざるものが殘される。然しこの點は次の一英字紙の論說によつて、充分窺ふことが出来る。

「英國は今回平時に於ては必ず拒否したと思はれる讓歩を日本に對して行つた。然し乍ら日本と取極を見たビルマ公路の閉鎖三ヶ月間は丁度雨期に當りビルマ公路の價値は減殺されるから、英國今回の讓歩もその實際的效果に於ては極めて僅少である……。ビルマ公路閉鎖の三ヶ月が終了した頃、又その少し後になれば米國大統領選舉も終了し米國は極東問題に對して、より明確な態度をとることも出来よう……」。(六月十九日、デイリー・テレグラフ紙)

即ち、英國の對日讓歩は對獨戰の發展中の止むを得ざる讓歩であり、且つ三ヶ月の後には米國をして聽て火中の栗を拾ふ役割を果さしめ得るとの見透しに基づくものと思はれる。米國が果してその愚を敢てするかどうかは極めて疑問であるが、從來の行懸り上英國と協同で對日牽制に出ることは充分豫想される。現に六月末に香港の婦女子引揚げ問題の時もこの兩國は協同動作をとり、また緬甸問題に際しても米國務省は「緬甸ルート禁絶の如き措置及び最近の佛印鐵道に關聯してとられた措置は、明かに世界通商に對して不當な妨害を加へるものと思惟する」との聲明を發して、援蔣ルート禁絶反對の態度を明らかにした。

米國は英國程の在極東權益を有せぬ點に、昨年夏以來見られる様な積極的干涉に出る餘地もあるのであるが、また反對に極東權益が少ないから、歐洲廣域圏の成立を目前に控えた現在では、中南米を包含した汎米ブロックの建設が先づ採り上げられねばならぬ問題となるのではなからうか。それに極

東に武力干渉するには、ノックス海軍長官の言ふ如く現存海軍力では勝味に乏しく、また、先頃決定した海軍力七ヶ年七割増強も當面の問題としては役立たない。従つて、それは極東進攻よりも寧ろ米大陸ブロック擁護の武器としての價値を有するのである。

従つて、ルーズベルト大統領は七月初旬モンロー主義問題の喧しかつた當時、『米國は歐洲並にアジアに於ける領土調整等、西半球以外の領土問題に對しては毛頭干渉の意圖を有して居ない。……例へば佛印の如きも全アジア諸國が之につき協議の上問題を決着せしむべきであり、歐洲其他に於ける場合も同様である』旨述べて、モンロー主義の精神を説明してゐる。勿論これに對して國務省は不満であり、ハル長官はあわてゝその修正意見を發表し、現政府の政策不變なる旨を強調してゐる。然し、米國の輿論も佛蘭西の敗戦以來大分慎重になり、孤立的色彩を濃化してゐるので、極東干渉も限度を越えてはなされぬであらう。殊に英國が、進んで日支和平を説く情勢下においておや。

チャーチル首相は前述せる緬甸ルート閉鎖の際の説演中に於て、治外法權の徹廢、租界の返還、互恵平等條約締結斡旋等の餌を與へて、重慶政府和平應諾を希望して居り、またそれに數日先んじた六月十四日夜馬領總督ジョーンズ氏は、英政府が日支兩國の和平を熱望し、且つその爲努力中なる旨のラヂオ放送を行つてゐる。勿論右に對する重慶の態度は失望と言ふよりも寧ろ憤慨であつたが、大勢は

既に英國の重慶よりの脱落を餘儀なくさせてゐるのだ。

(C) 英國支那駐屯軍の引上と上海租界問題

かゝる極東政策の轉換は、その支那駐屯軍の總引上斷行によつて更に拍車された。これは英政府の説明によれば、『日英關係の打開に必要な措置として行はれた』もので、歐洲戰爭勃發前より考慮してゐたのであるが、事變の進展によりて在支英人の生命財産保護なる英駐屯軍本來の使命が失はれたからである。然し、八月九日の英政府通告前の日英間の空氣は、七月末の我方の英人スパイ檢舉事件及び八月初の英國の報復(三菱商事ロンドン支店長、三井物産ロンドン支店長代理を始め英領各地に檢舉事件あり)によつて相當險惡化してゐた。従つて、これが打開の意味をも持つてゐたものと信ぜられる。

さて、その駐屯兵力は北支に約百五十名、上海をも合せて千五百名位であつた。右の英駐屯軍の外に支那には米國千四百名(内北支三百五十名)、佛蘭西千二百名(内北支二百名)、伊太利三百三十名(内北支百三十名)が駐屯してゐる。而してこれ等駐屯軍間の軋轢による歐洲戰爭の極東波及を恐れ、我方は、南京政府と共同で、伊太利參戰と同時に、各國駐屯軍の引上げを要求したのだが、それが漸く英國によつて實行に移されることゝなつた。なほ、英國はそれと同時に警備艦艇の引上げをも考

慮してゐると言ふ。然し、一九〇一年九月の北京議定書による條約上の一切の權利を留保すると共に從來の警備區域を米國に移管する意嚮であつた。

そこで、上海租界警備區域の問題が発生したのである。即ち、英國は從來の警備區域の中、東亞同文書院及び英國駐屯軍司令部附近を日本軍に移管すると共に、ガーデン・ブリツヂからバンド一帯に互る上海に於ける最も繁華な地域を米國軍に委管しようとしたのである。而し、從來の第三國租界の有した敵性について、我方は寧ろ進んで租界撤廢さへ考慮してゐた際ではあり、且つ七月七日の事變記念日當時の米國軍隊の日本憲兵に對する暴行事件（私服憲兵十六名が西尾總司令官警備のため米軍警備區域に入つたのを、米兵が拉置暴行した事件）に徴しても、承認し得ない事實であつた。従つて、我方の強硬な反對のため、遂に米國もその要求を放棄し、一時共同租界工部局義勇團が英國軍に代つて警備する案を受諾し、問題を他日に譲ることゝなつたのである。

かくの如く、極東に於ては米國を通じてなほ幾多の牽制策がとられつゝはあるが、英國の漸次的後退は明らかである。然らばこれに對する重慶の動向は如何。

三、動搖深刻な重慶政權

(A) 七中全會とその後の情勢

前述の如く歐洲戦争の展開につれて、援蔣ルートは西北ルートを残して殆んど封鎖され、且つ支那事變の背後の敵と見られてゐた英國も、遂に極東政策の修正を餘儀なくせられるに至つた。従つて重慶抗戰陣營内には、和戰兩派の論議が紛糾し、外交路線の決定問題と共に再び國共問題が表面に浮き出て來た。去る七月一日より一週間に亘つて重慶に開かれた七中全會（第七次國民黨中央執監委員會全體會議）に於ても、當然これ等の問題が論議の對照とならざるを得なかつた。然し、問題は極めて重大であつたので、特別委員會を設けて検討せしむることとし、提出議案六十二件（内經濟關係二十一件）を採決して一應その幕を閉じたのである。従つて、この決定事項は比較的重要性の薄いものについてであること想像に難くない。

さて、七中全會に於て決定を見た主なる事項は、政治問題としては、憲政實施問題、軍紀官紀の肅整案、及び建國婦女運動の發展に關する問題等であつた。憲政問題は南京政府側の憲政運動進捗に對抗して、豫定通り十一月國民代表大會を召集し、憲法發布の上、その實施期を決定することとなり、軍紀官紀の肅正案は黨政審查委員會 The Party and Political Examination Committee を設け、黨員及び官吏を監督する。また、中央黨部に婦女部が設けられ、中國婦人の統一と組織化が行はれる。

これには「鮮血と砲火の洗禮を通じて我々は我々の國民性を取戻した」と叫ぶ宋美齡が、今なほ旺盛な政治的熱情を以て統括に當ると言ふ。また、政治經濟の全分野に互る計畫遂行の機關として中央設計局が新設される。この新機關の設立については、共產主義への移行を意味するものとして相當反對があつたが、計畫化は今や全世界を通ずるスローガンとして一般化され、最早何等脅威に値しないとして採決された。

それから行政院内に最高經濟統括機關として經濟戰爭部及び戰時經濟會議が設置され、この結果現在の經濟部は工商部として商工業及鑛業部門を取扱ふこととなつた。この經濟行政の組織替へは、英國の戰時組織を模倣したのだが、經濟戰爭部は對外貿易委員會と全國資源委員會の職務を取扱ひ、また糧食等の戰時必需品の登記及計口分配事務にも携はる。而して、先づ手初めに物資の海外流出を防止するため、北は綏遠より南は廣西に至る隨所に戰時特別税關を設け、貨物の出入を嚴にし、併せて激減せる稅收の増加を計る由である。さて、經濟戰爭部及經濟會議のこの二つの新組織の長官は、訪米中の宋子文が兼任することに内定し、孔祥熙の退官が噂されてゐる。が、孔の退官は單なる噂に止まるらしい。兎に角これで知識經驗を有する宋子文に財政經濟の最高統帥權を握らせ、辣腕を振はせることになつた點は注目し値する。右の外經濟關係事項では、統制物價の問題、四川、西康に於ける軍

政改革と經濟建設を包括する川康建設法案、經濟資源の開發による自給自足案が採決されたと傳へられる。

然し、七中全會の眼目とも言ふべき和戰問題、中共問題及び外交路線の決定問題は、意見對立の結果、和戰、外交、黨務の三特別委員會に附託し、審議せしめることとなつた。その委員名は次の通り。

和戰組特別委員會(主任)陳誠、(委員)胡宗南、李宗仁、劉峙、朱紹良、陳布雷、趙丕廉、張羣、彭學沛、王正廷
外交組特別委員會(主任)王寵惠、(委員)孫科、宋子文、楊杰、賀耀組、宋慶齡
黨務組特別委員會(主任)葉楚傖(委員)戴傳賢、朱家驊、陳立夫、馮玉祥、張冲、丁惟汾

右の如く各組とも對立する意見の代表者を取り組まして、決定的討論を行はせたのだ、その結果は何等の成果を挙げ得ず益々混亂を深刻化したに過ぎなかつた。かくて、これ等の諸問題は最高國防委員會の召集によつて、八月一日から開催された全國黨政軍首腦部會議に移されることとなつたが、この全國黨政軍首腦部會議に於ても議論沸騰し、第一日に於て外交政策に關して聯ソ容共派の孫科と元老派の支持を得た戴天仇との間に正面衝突を惹起し、孫科は憤然退場したとも傳へられてゐる。かくて、全國黨政軍首腦部會議は混亂の内にも、外交路線については、將來の和平に備へ、從來の聯ソ、親米に親獨政策を加へ、また和平問題については暫く世界情勢を窺つた後に決定することとし、當分

左の如き消極的方針をもつて望むことに決定したと云ふ。

- 一、現在の抗戰態勢は當然依持すべきも、積極的攻勢又は大規模の反撃に出ることは可及的に差し控へ、防禦施設の強化と抵抗力の増加に重點を置くこと
- 二、抗戰に伴ふ犠牲を可及的に少からしめること

(B) 國共問題と和平への途

然し、既述の如く、今日の様に援蔣ルートが西北ルートを除く外殆んど盡く閉鎖されてしまつた情勢下においては、重慶政権は必然聯ソ政策を強化せざるを得ず、それに従つて共產黨の勢力増大は否まれぬ状態にある。そして共產黨はこの期に乗じて黨勢の伸長を計るべく、七月十日より十九日まで延安に開催した中國共產黨臨時全國代表大會に於ては、多邊外交の清算による高度の聯ソ政策の實現と蘭州遷都を斷行し徹底抗戰を行ふべきことを決定、重慶に要望した。勿論蔣介石としては、聯ソ容共政策に限度あるわけだが、當面抗日戰繼續の爲には容共政策を續行せねばならず、中共もまた勢力進張のためには蔣介石を利用するを便とするので、なほ兩者の提携は容易に分離することは出来ぬ状態にある。その爲一ヶ月餘に亙り周恩來と何應欽、白崇禧との間に折衝してゐた國共問題解決辦法が七月末漸くまとまつたとの報導も相當の眞實性を含むものと考へられる。その内容は(一)中共の活

範圍(二)八路軍、新四軍の人數及び駐屯區域(三)陝北邊區問題(四)中共の紙幣、軍票發行問題を包含すると云はれる。

右の如く國共兩黨はなほ妥協の餘地が残されてゐるので、國共分裂による和平の招來が、既に目前に迫つてゐるとは必ずしも見られぬのである。(註)

(註) 尤もこの點について興味深い觀察が汪兆銘によつて行はれてゐる。次に掲げて置かう。

『重慶政權を分析すると三つの勢力から成り立つてゐる。第一は共產黨を中心とする聯ソ抗日派、第二は蔣介石並にその直系派、第三は中立派である。第一の共產黨を中心とする一派は徹底抗日の遂行によつて赤化勢力を増大することを目的とし外蒙・新疆は勿論甘肅・陝西までをソ聯の一部に編入しその地區を自己の勢力範圍として生存を計らうと云ふのであつて、和平に關する關心は全然持つてゐない。第二の蔣介石並に直系派は對日抗戰の繼續は主張してゐるが、ソ聯の一部になつてまでと云ふ思想はない。この蔣一派の動きは第三の中立派の動きによつて決定されるものである。中立派は重慶政權の大部分を占めるのであるが、和平を希望してゐながら和平實現の不可能を信じてゐる。別の言葉でいへば和平は希望するところであるが、その見透しがつかないではないかといふ態度であつて、敢然として和平の大道に邁進するだけの勇氣と結合力とを持つてゐない。世界大勢の激變と物心兩方面の苦痛からして何等かの方法を執らねば中國は亡びるといふ反省的岐路にこの頃立つてゐる。…最近の情勢を綜合するのに重慶政權内部の動搖は非常なものがあつて、近い將來において全面的和平の招來を確信してゐるものである。(汪精衛氏談。十五年八月十六日、東京朝日。)

然し、松岡外相も言ふ如く、蔣介石を始め若し眞に中國を愛し東亞諸民族の將來を憂へ、そして歐米否世界空前の大動搖、大轉換の機を察するだけの聰明さと眞劍味を持つならば、その内皇國の眞意

を悟るの日が到来するであらうと期待するものである』(八月十一日、東朝、松岡外相車中談)からあせらず騒がず大勢招來に努むべきであらう。その爲には、先づ國內體制の再編成による國防國家體制の建設と新政權の育成、及び南洋をも含めた大東亞共榮圈の確立を計るべきである。かくて、我方に不動の對戰體制が整ふことによつて、蔣介石政權の對日認識が是正され、和平も早く齎らされるのである。既に、阿部大使と南京政權との間には、日支和平に關する交渉が十數回に互つて續けられ、近く妥結を見る模様と言ふが、このことこそ東亞安定への第一歩で、蔣介石側としても無關心では居られないところであらう。

かくて、去る七月廿二日成立した第二次近衛内閣の東亞安定への意義は、極めて大なるものがあるわけである。

第二節 法幣崩落下の支那經濟

一、五月二日の統制賣停止

去る五月二日滙豐銀行は突如爲替の賣止めを行ひ、上海の對外爲替相場は四片^{1/2}の統制相場から三片^{1/2}と一氣に一片近い低落を演じ、四日には三片^{1/2}の最低を示すに至つた。その後五月末には一時統制相場まで戻したが、その後は弱氣を續け、八月末には三片^{1/2}を維持してゐる。尤も、對米相場は米英クロス(自由ポンド相場)が高くなり、八月末には四片〇二の統制相場と一致するに至つたので、對英崩落に比較するとそれ程安くなつてゐない。何れにしても法幣は今次の崩落後、昨今に至つて漸く安定してゐる如くである。

法幣低落は今回で第四回目であるが、簡単に低落の跡を辿ると次の如くである。一九三八年三月の對英一志二片半公定相場賣り制限により、公定相場以外に市中相場が発生し、八片臺が一九三九年六月まで續けられた。これが第一次崩落期と呼ばれる。この間は輸出爲替の集中と爲替賣却割當制によ

(一) 最近の法幣低落状況

	上海爲替相場		米英 クロス (弗)	
	對英 (片)	對米 (弗)		
4月	最高	4 ⁹ / ₁₆	6 ¹ / ₁₆	3.5825
	最低	4 ¹ / ₈	5 ¹⁵ / ₁₆	3.4612
	平均	4.1256	6.0385	3.5275
5月	1日	4 ¹ / ₈	6 ¹ / ₁₆	3.49 ⁵ / ₈
	2日	3 ¹ / ₄	4 ⁷ / ₈	3.48 ¹ / ₂
	3日	3 ³ / ₈	4 ⁷ / ₈	3.47 ³ / ₄
	4日	3 ³ / ₈	4 ⁷ / ₈	3.47 ³ / ₈
	11日	3 ¹ / ₂	4 ¹ / ₁₆	3.29 ¹ / ₂
	18日	4	5 ³ / ₈	3.20
	25日	4 ⁹ / ₁₆	5 ¹⁷ / ₃₂	3.20 ³ / ₄
5月	最高	4 ¹⁵ / ₁₆	6 ¹ / ₁₆	3.49 ⁵ / ₈
	最低	3 ³ / ₂	4 ⁷ / ₁₆	3.15
	平均	3.768	5.149	3.2768
6月	1日	4 ³ / ₄	5 ⁷ / ₁₆	3.21
	8日	3 ⁵ / ₈	5 ³ / ₄	3.75
	15日	3 ¹⁵ / ₁₆	6 ¹ / ₁₆	3.69 ¹ / ₂
	22日	4	6	3.73 ¹ / ₂
	29日	3 ⁷ / ₈	6 ⁷ / ₃₂	3.81
6月	最高	4 ³ / ₄	6 ³ / ₈	4.00 ¹ / ₄
	最低	3 ³ / ₁₆	5 ¹ / ₁₆	3.19 ¹ / ₈
	平均	3.8345	5.845	3.6334
7月	6日	3 ³ / ₂	6 ¹ / ₁₆	3.77
	13日	3 ⁷ / ₈	6	3.71
	20日	3 ⁷ / ₈	6 ¹ / ₄	3.90
	27日	3 ⁶ / ₄	6 ¹ / ₈	3.85
7月	最高	3 ³ / ₂	6 ⁷ / ₁₆	3.91
	最低	3 ² / ₂	5 ⁹ / ₃₂	3.66 ¹ / ₂
	平均	3.8974	6.2212	3.804
8月	3日	3 ¹³ / ₁₆	5 ¹³ / ₁₆	3.88
	10日	3 ²³ / ₃₂	5 ⁷ / ₁₆	3.97 ¹ / ₂
	17日	3 ²⁴ / ₃₂	5 ¹ / ₂	4.00
	24日	3 ²⁴ / ₃₂	5 ¹ / ₈	4.02 ¹ / ₂
	31日	3 ¹⁹ / ₃₂	5 ¹¹ / ₃₂	4.03 ¹ / ₂
8月	最高	3 ⁵ / ₄	5 ³ / ₈	4.03 ¹ / ₂
	最低	3 ¹⁹ / ₃₂	5 ³ / ₃₂	3.88
	平均	3.7111	5.5957	3.9883

り、兎も角も八片臺が維持されたのである。併しこの期間の末期には英國の援助の下に爲替安定資金が設定され、頽勢の挽回に努めたものの、六月には滙豐銀行の賣止めを契機に六片臺に陥落、七月半ばまでこの第二期が続いた。次いで第三次崩落期が始まり、九月の歐洲戰亂勃發當時までは五片から四片、時には三片臺を示し、浮動状態にあつた。併し乍ら歐洲戰爭は法幣にとり好影響を及ぼし、浮動状態は是正され、四片臺の統制賣りが可能となつた。即ち英國の爲替管理強化、香港に於ける所得

税増徴等により香港に逃避してゐた資金は一齊に上海に還流し、貿易バランス又有利となり、約八ヶ月の間法幣の安定が見られたのである。

法幣今次の低落の直接的原因是貿易の悪化である。殊に年初來の入超増が不安を惹き起し、思惑筋の活動激しく、爲替安定資金の缺乏を生じたのである。かうした事情を一層詳細に窺ふためには、貿易統計の綿密なる分析を必要とする。

二、貿易統計は修正を要す

法幣低落の原因として入超の激増を見る場合、貿易統計の利用は餘程注意せねばならない。以下に於て相當煩瑣ではあるが、貿易統計の利用方法を説明し、次に上半期貿易概況、最後に低落を促進した三月、四月の入超激増を見よう。

支那の貿易月報に於ては、輸入額は海關金單位を以て掲出されてゐる。一九二〇年代以來の銀價低落により當時銀本位國であつた支那の従量輸入税収入は、これを外貨に換算した場合、著しく減少した。特に關稅收入は外債の擔保になつてゐるので、國民政府としては頗る不便を來したのである。そこで、銀價變動に拘らず關稅收入を一定額に維持するため、關稅收入を金と結びつけることを考へ

た。そして關稅賦課額の單位として海關金單位を採用し、この制度を一九三〇年二月一日より施行したのである。

この制度により一海關金單位は六〇・一八六センチグラムの純金に値するとされ、一切の輸入品の價額は金單位に換算され、一重量單位につきx金單位の關稅を徴收される。例へば輸入品價額が磅建とすると、この價額を法幣の對英爲替相場で除して法幣建輸入額に換算し、次いでこれを一金單位の法幣等價で除すると、金單位建輸入額が出るわけだ。而して金單位の法幣等價は、ロンドン金塊相場より算出された一金單位の片建等價に手数料四分の一片を加へたものを、法幣の對英相場で除すれば出て来る。海關では毎日これを算出し、以て輸入額の金單位への換算に使用してゐる。

法幣崩落以前は以上の方法によつても何ら差支へはなく、法幣で示された輸入額と輸出額を對比して貿易バランスを見ることが出来たのであるが、法幣低落後は事情が異つてしまつた。それといふのは海關では法幣崩落後も一志二片半の國民政府公定相場で輸入額を法幣建に換算し、更に金單位法幣等價により金單位建に直してゐるが、他方輸出は低落せる法幣で示されてゐる故、法幣建の場合輸入は輸出に比較して過少に評價されてゐるのである。従つて輸入と輸出を同一單位に直さなければ、比較は無意味である。貿易月報はどういふわけかこの無意味なることを平氣でやつてゐるのである。

従つてこれを修正するには、輸出入額を外貨建に換算するか、輸入を低落せる法幣建に直すか、何れかの加工を要する。即ち金單位建の輸入額に金單位の外貨等價（これは海關で算出して發表してゐる）を乗じ、磅なら磅建輸入額を算出し、一方法幣建輸出額を法幣の市中相場で除すれば、磅建輸出額が出て来るから、輸出入は磅單位で比較し得る。或は又法幣建で比較するならば、磅建輸入額を法幣市中相場で除すると低落せる法幣建輸入額が出て来るから、これと月報掲出の輸出額と對照すればよい。以上の方法は支那貿易を見る場合絶対に必要であり、「フィナンス・アンド・コマース」誌を始めとして大抵は磅に換算してゐる。

かやうに複雑な方法によらねばならぬのに、最近はやも一つ厄介なことが生じた。「フィナンス・アンド・コマース」誌（一九四〇年六月二十六日號）が、上海と華北の貿易月報につき検討した結果、右の計算方法だけでは不正確、不十分なることが發見されたのである。それによると、北支海關の輸入額の金單位建への換算方法が上海海關及びその統制下にある海關の換算方法と異なる故、全支の輸入額を一率に外貨に換算することは誤りであるといふのである。同誌が右の換算方法の差異を發見したのは、北支と上海の貿易月報掲出の輸入品單價を分析せる結果であるが、同誌の示唆に従つて北支の海關金單位建輸入品單價と同一輸入品の上海に於けるそれとを比較すると、次表の如く北支分は上海分

(二) 北支・上海輸入品單價比較

(金單位建)

輸入品	積出地	單位	北支 (A)	上海 (B)	A/B
棉花	米國	一公擔	二七	三	三・七
小麥粉	濠洲	同	元	四	四・七
人絹絲	伊太利	一疋	二・四	〇・七	二・八
同	日本	同	二・三	〇・八	二・三
エール・酒	日本	一立	〇・〇六	〇・〇七	二・九

(備考) 本年度第一四半期分。華北貿易月報、上海貿易月報より算出。

の三倍乃至四倍に當つてゐる。

「フィナンス・アンド・コマース」誌は本年一月分につき上表同様の計算を行つてゐるが、矢張り北支の單價は上海の約三倍となるのである。勿論上海と北支では契約時期、品質の差異により輸入値に多少の差異のあることは避けられず、爲に上海と北支の比較に於て各商品別に同一の割合を示してはゐないが、大體三對一の割合は動かし得ぬ所であり、何ら

かの原因があるに違ひないのである。所で華北海關貿易統計月報は上海又は全支のそれに比較して頗る不親切に出來てをり、北支全體の貿易概數、商品別概數も掲出されてゐないし、況んや編纂方法に就ては一言も述べてゐない。従つて別の材料から編纂方法を推定するより外ない。扱て種々考慮するに、北支にあつては海關は既に新政權側に接收されてゐる以上、舊國民政府の公定相場を採用する理由は毫もあるまい、それに北支の輸入は圓建のものが多く、これが北支の換算方法に關係する所甚だ大である。即ち圓建輸入額の金單位建への換算に當つては、先づ圓建輸入額を法幣建に直して更に金單位建に換算するが、圓建の法幣建への換算比率は聯銀券と法幣との市中相場が採用されてゐると考

へられる。聯銀券と法幣は當時大體パーであつたから北支では輸入額は四片の市中相場を以て換算されてゐるわけである。

従つて北支の四片と上海の一志二片半の差異だけ、金單位建の商品單價に差異の生ずるのは當然であらう。この比率は嚴密には三・六對一であるが、前述の如き事情もある故實際はこの比率にはならぬが、大體三對一と考へてよからう、所が北支に於て以上の如き方法で算出された數字が上海の海關總稅務司に報告され、他の各地の數字と集計されて全支貿易額が出されてゐる。かく計算の基礎の異なるものがその儘合計されてゐる故、前述の外貨建換算方法を全支貿易額に適用すると、北支輸入分は一のものが三に、即ち三分の二だけ過大に評價されて算出されて來る。

例へば一千磅の商品が北支へ輸入され、四片の市中相場で換算されると六萬元になる。これを金單位の法幣等價たる二・七〇七元(註)で換算すると、二萬二千金單位となる。同じく一千磅の商品が上海に輸入され、一志二片半の公定相場により同じ金單位等價で換算すると六千一百金單位となる。北支と上海とではこれだけの開きが生じて來るのである。全支の輸入を外貨に換算する場合は、この事情を考慮して北支の金單位建輸入額を約三分の二方削減しなければならぬ。かやうな複雑な手續を経なければ、支那貿易の實勢は窺へ得ず、又法幣の高下もいひ得ないのだ。

(註) 海關金單位の法幣等價算出方法は次の如くである。

一、從來の方法

- 1 金單位 = 60.1866 サンチグラム
- 1 トロイオンス純金(ロンドン相場) = 168 志 = 2016 片
- 1 金單位 = 0.019354 トロイオンス純金
- 1 金單位 = 2016 片 × 0.019354 = 39.0096 片 手数料 1/4 片を加ふ
- 1 金單位 = 39.0096 片 + 0.25 片 = 39.2596 片 = 2.707 元
- 1 英米クロス低落後の方法(七月廿日より實施)
- 1 トロイオンス純金 = $\frac{35 \text{ 弗}}{3.74 \text{ 弗(クロス)}} = 9.358288 \text{ 磅} = 2245.9891 \text{ 片}$
- 1 金單位 = $\frac{43.7098 \text{ 片} + 0.25 \text{ 片}}{14.5 \text{ 片}} = 3.01447 \text{ HHS}$
- 7 月 20 日より 3.01447 は 華興券建となり、法幣建はこれに華興券の對法幣相場を乗ずる。即ち
- 3.01447 × 1.53 = 4.46 元

三、四月の入超激増

前項の如き手續を経て本年上半期の貿易を月別に算出すると、第三表の如くなる。これによると昨年と比較して貿易は良化し、輸出の増加が輸入の増加を超過した結果、入超は昨年の三千萬磅に比

(三) 全支毎月貿易額(磅)

輸 入	輸 出	入 超
一九四〇年	一九三九年	
一月 一九四〇	一月 一九三九	
二月 一三、二九五	二月 一七、七五三	
三月 四、九〇五、二九七	三月 四、四一、三九三	
四月 七、〇六二、六五五	四月 六、七七、七〇八	
五月 九、八三二、九一八	五月 七、三八五、九五三	
六月 一〇、三六、九三二	六月 一〇、五三三、五九七	
七月 八、四三六、四三三	七月 九、二六、九七二	
八月 四、七四、五九九	八月 四、五五、〇九五	
九月 三、一六四、一〇〇	九月 二、四七、八六三	
十月 一、九六六、二七	十月 一、九四〇、九三	
十一月 二、一七〇、三三	十一月 二、七二、六六	
十二月 二、九七、六八七	十二月 二、八九、三三	
計 三、五七七、三八三	計 二、七四、七二	
計 二、九四、八九五	計 一、九〇、二〇	
計 一、六、〇〇、六三	計 一、三、九四、五九	
計 九七、〇九五	計 二、八五九、七三	
計 二、九元、一七〇	計 二、〇〇、三三	
計 四、八九三、三四	計 四、四九、〇五〇	
計 七、三三四、三三一	計 五、一九六、六二四	
計 六、八九、五七	計 七、七七、八六	
計 五、七四、五六七	計 七、五五、八三	
計 二八、六三、九五	計 三〇、一五〇、四九	

し百五十萬磅を減じ、二千八百七十萬磅弱となつた。併し乍らこれは全支に就てであつて、法幣の負擔となるだけでなく、又圓により決済される部分をも含んでゐる。従つて圓で決済される對日滿貿易を控除せる第三國貿易のバランスを見なければならぬ。計算は面倒なる故、茲では上海の分だけを計出するが、上海は爲替市場の存在地であり、貿易額も多く、同地への入超増は法幣の對外價值を左右すること大である故、上海の分だけで事情を見るには充分であらう。

(四) 上半期の上海第三國貿易(千磅)

輸 入	輸 出	入 超
一月 二、二二	一月 二、三五	〇、一三
二月 二、五五	二月 一、三九	一、一六
三月 三、八〇	三月 一、四四	二、三六
四月 六、二六	四月 一、四六	四、八〇
五月 四、七五	五月 二、一九	二、五五
六月 四、五三	六月 一、七四	二、七九
計 二四、〇八	計 一〇、二二	計 一三、七六